

社会臨床雑誌

2002年03月31日

第9巻第3号

はじめに 日本社会臨床学会編集委員会 1

政府は「重大な触法行為をした精神障害者に対する新たな処遇制度(案)骨子」を直ちに撤回しろ

..... 長野 英子 4

心理主義化社会における社会臨床学の課題(中) 井上 芳保 9

戦後における「未成年者の自殺」言説の変遷 佐藤 剛 22

「新しい歴史観」をめぐって 原田 牧雄 33

人格研究の動向とそれが問いかけるもの(1) 三輪 寿二 40

追悼 南博さん 佐々木賢・眞田孝昭・山下恒男 51

〈「映画と本」で考える〉

治療という名のもとに行われる虐待を受けて～狂気の意味を考える

..... 赤松 晶子 59

「常識不信—子どもたちの心の叫びと編む私たちの変遷」書評... 皆川 剛 64

第IV期日本社会臨床学会運営委員会総括2001年度予算報告

..... 日本社会臨床学会運営委員会 66

日本社会臨床学会第10回総会のお知らせ 2

編集後記 67

日本社会臨床学会編集

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

9巻2号を先月末に発行し、すぐさま本号をお届けします。こういうバタバタをなくしたいと思いながら、読者、執筆者、広告を出してくださる出版社のみなさんにご迷惑をおかけしています。申し訳ありません。

もう一つお詫びがあります。前号の第IV期運営委員会総括で、2000年度決算報告を掲載しながら、2001年度予算報告を忘れました。本号に掲載しましたので、ご寛容にご了解いただきつつ、ご覧ください。

次頁と次々頁をご覧ください。前号より詳しく第10回総会の案内を掲載しました。時期が例年より遅れますが、「江ノ島の夏」です。“臨床”と“学校”をテーマに、プログラムも固まってきました。記念講演や発題者に未定の部分もありますが、候補の方々はすでにほぼ上がっています。交流会もいつものように予定されています。日程の大きな変更はないと思われます。みなさんのご都合を調整していただき、またお近くの人々にお声をかけていただきながら、多くの方々にご参加くださることを期待しています。

さて、本号では、2001年12月17日に永眠された南博さんの追悼特集を企画しました。南さんは日本の社会心理学の先駆者ですが、そのご活躍は広く諸々の分野に及んでいます。南さんは、社臨の設立準備会から会員になっていただき、「社会臨床ニュース」4号の巻頭言にも文章をお寄せ下さいました。佐々木賢さん、眞田孝昭さん、山下恒男さんが、南さんとのそれぞれの関係の中で思い出を綴ってくれています。社臨へのご協力に感謝の言葉を申し上げるとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

論文ですが、長野英子さんの「政府は「重大な触法行為をした精神障害者に対する新たな処遇制度(案)骨子」を直ちに撤回しろ」は前号に続いてご寄稿いただきました。本誌前号の発行が遅れたため、対策状況の変化に対応しきれず、そこで、現状に即して、長野さんに改めて稿をお願いしました。本論文の中には、「骨子」に対する長野さんのもう一つの論文「私は火付け強盗人殺しなんでもできる」も含まれています。井上芳保さんの「心理主義化社会における社会臨床学の課題(中)」は、本誌9巻1号所収の同タイトル(上)の続編です。社会臨床「学」の主張に関しては、学会内に賛否両論があるだけに「提起」という側面があります。この点について、みなさんのご意見もお寄せいただきたいと思います。佐藤剛さんの論文「戦後の「未成年者の自殺」言説の変遷」は、未成年者の自殺が1970年代半ばを境に、「教育問題」として「教育言説」化していく過程を論じたものです。原田牧雄さんの「新しい歴史観」については、歴史というものを「時間論」と「言語論」の視点から捉え直そうとするもので、対話形式で論が進んでいきます。三輪寿二さんの「人格研究の動向とそれが問いかけるもの(1)」は、最近の人格研究の動向を踏まえつつ、それが臨床心理学などどのように結び合っていくかを概観しています。2回連載の第1回めです。

〈映画と本で考える〉には、赤松晶子さんが、臨床現場で考え続けてきた「狂気」「病気」「精神医療」と交錯させながら、「精神医療ユーザーのめざすもの」(解放出版社)について書いています。皆川剛さんは「常識不信—子どもたちの心の叫びと緬む私たちの変遷」(本の泉社)の書評をお寄せ下さいました。ここにも子どもたちの声に感応していく皆川さんの姿があるように思われます。

日本社会臨床学会 第10回総会のお知らせ

日本社会臨床学会運営委員会

日時： 2002年7月6日(土)、7月7日(日)

場所： かながわ女性センター 2階ホール

〒251-0036 神奈川県藤沢市江の島1-11-1 電話：0466-27-2111

交通手段： 小田急線 片瀬江ノ島駅下車 徒歩15分

東海道本線 藤沢駅-江ノ電バス「江ノ島行き」(15分)で江ノ島下車 徒歩5分

JR大船駅-京急バス「江ノ島行き」(25分)で江ノ島下車 徒歩5分

(車でのご来場は近隣地区の混雑が予想されますので、電車などの交通機関の御利用をお勧め致します)

参加費： 2000円

交流会費： 3000円(第1日目・希望者のみ)

宿泊案内

かながわ女性センターに宿泊可能です。ただし、29名分の確保しかありませんので、申し込み先着順となります。なお、部屋は個室ではありませんので、男女の人数内訳は申し込みの状況によって決まりますのでご了承下さい。また、センターには門限があり、午後10時を過ぎると入れなくなりますので、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

宿泊料金：バス・トイレ付 2190円、バス・トイレ共同 1610円(朝食は別途 500円)

お申し込み先：ファックスを利用可能な方はファックスでのお申し込みをお願い致します。

なお、電話によるお申し込みは、夜7時～10時の間をお願い致します。

電話&ファックス 03-3686-2713 平井 秀典

その他の宿泊施設には以下のようなものがあります。

いずれも江ノ島内にある宿泊施設で、お部屋は個室です。直接、お申し込み下さい。

民宿：和田屋 朝食付き 4500円 電話 0466-22-1820

小川亭 朝食付き 5000円 電話 0466-22-6782

江ノ島亭 朝食付き 6000円 電話 0466-22-9111

ホテル:リゾートインプラザ 電話 0466-26-7877
シングル 7000円 ツイン 12600円 (部屋当たりの値段です)

藤沢市観光協会: 電話 0466-22-4141

プログラム(案)

7月6日(土)

11:00 受付開始

11:30~12:30 定期総会

13:30~17:30

シンポジウムI 学校の再編成と向き合う
—子どもの再配置・学校の危機管理・教員の管理強化—

発題者:中島浩籌、他

司会:阿木幸男、他

18:30~20:30 交流会 (同センター2階 第3会議室)

7月7日(日)

10:00~14:30

シンポジウムII 「場」と「専門性」

—日常の関係性を問い直す—

発題者:小沢牧子、篠原睦治、他

司会:戸恒香苗 他

(シンポジウムIIでは、12:00~13:00を昼食休憩とします)

15:00~16:30 記念講演 (未定)

(第10回総会実行委員長 小沢牧子)

政府は「重大な触法行為をした精神障害者に対する新たな処遇制度(案)骨子」を直ちに撤回しろ

長野 英子(全国「精神病」者集団会員)

政府は2月14日に「重大な触法行為をした精神障害者に対する新たな処遇制度(案)骨子」を公にした。骨子によれば、

1. 目的は医療を確保し病状を改善して再犯を防止し、社会復帰を図る。

2. 対象者は放火、強制わいせつ、強姦、殺人、障害、強盗およびこれらの未遂にあたる行為をした者で、心神喪失または心神耗弱で不起訴となった者、あるいは裁判で無罪あるいは有罪の確定した者の内心神喪失者または心神耗弱者(実刑に服するものは除く)。

3. 処分は強制入院あるいは保護観察所の保護観察下での強制通院。入院あるいは通院医療は指定医療機関とする。

4. 処分の決定あるいは解除は地方裁判所が行う。裁判官1名精神科医1名の判断の一致で決定。心神喪失等であるか否か、不起訴処分を受けた者が犯罪にあたる行為をしたか否かの判断は裁判官の合議体が行う。

5. 入院命令や通院命令の判断基準は入院あるいは継続的な医療を行わなければ、心神喪失等の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあるか否か。

とされている。再犯防止を目的とした保安処分制度そのものである。

私は以下の点でこの「骨子」を批判する。

一、「再犯のおそれ」を要件とした拘禁および保護観察下の強制医療は、予防拘禁および予防的な人権制限であり、「精神障害者」にのみそうした予防的措置をとることはなんら合理性がなく、「精神障害者」差別そのものである(憲法第14条「法のもとでの平等」)。

この強制入院および強制通院の命令は「刑罰」でもなく、また「本人の医療と保護」でもない、危険性を要件とした拘禁と人権制限であり、逆にいえば危険性がない安全という証明がない限り課せられ続ける拘禁および人権制限である。健常者は「危険性」を要件として人権制限や拘禁をされることがないのに、「精神障害者」だけは「危険がないこと安全であること」を立証し続けなければ人権制限や拘禁をされるということである。

すなわち「精神障害者」だけはとりわけて「危険」だから、特別に予防拘禁するということであり、こうした差別的「精神障害者」観を許せば、私たち「精神障害者」全員があらゆる生活の場面で、「安全であること」を積極的に証明することを要求されかねない。全ての差別欠格条項も正当ということになってしまう。「精神障害者」が利用する作業所や生活支援センターを作る際の住民の反対もまた合理化正当化される根拠を国が作り出すことになる。

障害者の完全参加と平等、ノーマライゼーションを謳う国そのものがより強烈な差別を「精神障害者」に対して行うことは決して許してはならない。

二、対象者の収容や保護観察決定にあたっては、対象者はその病状からいって防御できる余裕があるとは考えられず、裁判もなしにまた防御権保障もなしに拘禁や保護観察下の強制医療を決定されることになり、冤罪のまま対象者とされ永久拘禁されるというおそれもありうる。重大な人権侵害である(第32条「裁判を受ける権利」、第33条「逮捕の要件」、第34条「拘留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障」)。

対象者が「犯罪にあたる行為をしたか否か」は不起訴処分の場合、刑事訴訟法に基づく適正手続きも経ずに裁判官が判断することになる。たとえば強姦や強制わ

いせつ、それも未遂は刑事裁判でも立証が非常に困難であり、障害者が施設職員を告発した場合たいてい無罪となっている。それほど立証が困難である行為を裁判も行わずに認定できるはずがない。それとも行っていないという立証責任は対象者側にあるとするのか？

この特別立法下ではやっていない無実のものが処分されるという最悪の事態の頻発が予想される。さらには犯人がつかまらない事件の「解決」のため、適当な「精神障害者」の行為ということででっち上げられるというおそれすら生じる。

また、この処分の審査にあたってはすでに対象者は拘禁下におかれる。そこで医療を保障されないとしたら、そのこと自体人権侵害である。また一方でそこで医療を施されるとしたら、今現在、刑事施設の被収容者あるいは措置入院患者に強制されているような薬漬けや電気ショックを施されることとなり、電気ショックにより記憶を奪われ自ら防御を行うこともできず、また弁護士との意思疎通さえ不可能にされてしまうおそれがある。現実にも名古屋では刑事事件の被告が薬漬けになり弁護士と話すこともできない状態にされ、その弁護士が弁護権の侵害として民事訴訟を起こした事例がある。

三. すでに措置入院制度によって対象者にあたる「精神障害者」は健常者以上の長期・永久ともいえる拘禁を受けている。この「骨子」に基づき処分を決定する裁判所も「解放したものがまた事件を起こしたら非難される」というおびえから、釈放や解除に消極的となり、対象者は永久の拘禁あるいは地域での保護観察対象となり続けることは明らかである。

そもそも「再犯のおそれ」を科学的に立証することは不可能であるという批判に対し、この「骨子」は何も答えていない。適正手続きが保障されていない以上、対象者は「再犯のおそれがない」ことを立証しない限り処分を受けることになりかねないし、釈放や強制通院命令からの解除にあたっては同様である。「再犯のおそれがない＝安全」であることの立証など「精神障害者」であろうとなかろうと誰もできない。

一方、裁判所は常に「おそれ」を最大限認めてきた傾

向がある。たとえば、無実の元死刑囚赤堀政夫さんの再審開始決定後、保釈を求めた赤堀さんの要求を認めなかった。30年以上前の事件の証拠をどうやって隠滅するというのか、再審を求めている赤堀さんがどうして逃亡するというのか。それにもかかわらず裁判所は「証拠隠滅、逃亡のおそれ」ということで保釈を認めなかったのである。

四. 指定医療機関での医療内容は明らかにされていないが、この対象者のみを選別し治療する医療的医学的根拠はない。そもそも違法行為を行った「精神障害者」と行っていない「精神障害者」で異なった医療など存在し得ない。「再犯防止」を目的とした強制医療体制は、通院であれ入院であれ、医療従事者に対象者の「生殺与奪の権限」を与えるものであり、対象者と医療従事者の間に信頼に基づく医療的關係など成り立ちえない。対象者はひたすら医療従事者の意に沿うことで釈放と解除を獲得するか、あるいは徹底して抵抗するかの選択肢しか持ちえない。一方、医療従事者側は拘禁や強制通院の継続の脅しで対象者管理に専念するしなくなる。医療とは呼べない状況が生じるのは明らかである。

永久の拘禁下で絶望した対象者への医療は、「本人のための医療」ではなくひたすら「保安のため」「管理のため」の強制医療となり、電気ショックや薬漬けが横行し、脳外科手術すら復活しかねない。「骨子」は対象者に「治療拒否権」を保障していない。もっとも仮に「治療拒否権」が保障されても、「治療拒否＝危険性の継続」ということでひたすら拘禁が続くだけとなるので、「医療なき拘禁」となるだけであるが。

マスコミ報道によれば、指定医療機関はとりあえず2ヶ所、将来的に全国各地に800床を新設するとされている。厳しい財政状況のもと都道府県立精神病院すらない県がまだある実態の中で、各地に地域に根ざした施設が新設されるかは疑わしいといわざるをえない。自分の地域から遠くはなれた施設に強制的に送られることは「精神病者の保護及び精神保健ケア改善のための諸原則」(1991年国連総会で決議日本政府も賛成している)も掲げている地域で医療を受ける権利を侵

害し、友人や家族と切り離され、社会復帰の大きな障害となる。

精神病院での医療から地域での医療へ、という国際的趨勢に逆らい、日本政府は60年代に間雲に精神病院を乱立させ多くの「精神障害者」を精神病院へ強制収容した。その結果が超長期入院患者の累積であり、地域での「精神障害者」差別の蔓延と強化であった。

この失政に勝るとも劣らない害毒をもたらすのが今回の特別立法である。今日本政府がなすべきことは「触法精神障害者」のみに対する有害無益な特別なシステム作りではない。政府の精神医療政策の誤りに対して謝罪し、「医療なき拘禁」をもたらしている強制入院制度を見直し、精神医療全体の底上げによって、「精

神障害者」の人権回復を具体化することである。そうして初めて、人権制限や烙印を恐れることなく、安心して受けられる精神医療が生まれる。

政府が直ちに「骨子」を撤回し、「精神病」者本人の声に学び精神医療の抜本的見直し作業に入ることを要求する。

(注) この声明には二つ誤りがある。「骨子」(法案でも)対象行為のうち「傷害」には未遂は入っていない。また不起訴処分となったものが心神喪失等であるか否か、不起訴処分を受けたものが犯罪にあたる行為をしたか否かの判断は、裁判の合議体ではなく、合議体のうちの裁判官が行うとなっている。

2002年2月19日

私は火付け強盗人殺しなんでもできる

長野 英子(全国「精神病」者集団会員)

はじめに

いわゆる「触法精神障害者」に対する対策法が上程されようとしている。それに対してさまざまな精神医療専門家団体および日弁連は、与党案に対して一連の対案を提出している。

今回の政府の動きは70年代からの刑法改悪＝保安処分新設攻撃以来の一貫した流れの中にあり、またこの間の治安的な特別立法乱立の中のひとつとして位置付けられるものである。しかし、宇都宮病院事件告発以降この20年間の「触法精神障害者対策必要論」は単に政府主導というのではなく、マスコミ、精神医療・福祉従事者さらには弁護士会の中からも積極的な声があがってきたことは見逃せない。そうした声の背景はいろいろと考えられるが、彼らの論理の根底にある考え方をここでは問題にしたい(注1)。

それは「精神障害ゆえの犯罪」という見方である。この見方に立つとき、何らかの事件を起こした人間

が、事件後であれ、事件前であれ精神患者とされると、その行為はすべて「精神障害ゆえ」とされる。これは何も心神喪失として無罪や不起訴となった場合だけではない。健常者同様に起訴され実刑判決を受けたとしても、その行為は「精神障害のゆえ」とみなされるのだ。

それゆえ、「精神疾患の正しい治療によって、初犯も防げる、防ぐべき」という主張が生まれる。あるいはもう少しやわらかくは「孤立した精神障害者への福祉的支援、相談窓口そして精神医療の充実さえあれば犯罪が防げる」という言葉となる。

しかし、この見方は正しいだろうか？ 根拠があるだろうか？

違法行為を行った者の中に、責任能力のある者と責任能力のない者がいる。前者は犯罪を行ったことになる。後者は犯罪を行ったことにはならない。責任能力のない者のうち大半は(全部とは言い切れないが)精神障害者、あるいは言い方を変えれば、精神疾患に病む者である。そして精神疾患に病む者の場合は責任能力の

ない状態になった原因は精神疾患にある。

ここまではおおむね正しいだろう。

しかし精神疾患を病む者の犯罪(責任能力ありとされ通常の裁判で実刑判決を受けた者の場合)、あるいは違法行為(責任能力なしとされて不起訴となったり裁判で無罪となった者の行為)の原因は、「精神障害あるいは精神疾患」にある、という結論は正しいだろうか? 少なくとも犯罪あるいは違法行為の原因はあげて「精神障害あるいは精神疾患」にあるというのは本当に根拠があるだろうか?

逆にいえば精神疾患さえ治療されていればあるいは治療すれば、犯罪や違法行為はなくなるのか?

犯罪や違法行為を行う者が精神疾患に病む者だけだとしたら、「精神障害あるいは精神疾患こそが犯罪や違法行為の原因」という結論は経験的には正しいことになるかもしれない。しかし現実には精神疾患を病んでいるわけではない人間の犯罪のほうがはるかに多い。犯罪一般の原因要因はさまざまである。貧困や被差別、失業、男女関係のもつれ、家族間の葛藤などなど、さまざまな要因が思いつく。精神疾患に病む者もまた人間であり、この社会に生きる生活者である。精神疾患者としてではなく一人の生活者として、通常の間人同様、これらの葛藤や困難を抱えていても何の不思議もない。そしてそうした葛藤や困難の中で犯罪に走ることも当然ありうる。

差別を強化する精神障害者観

私たち「精神病」者が日常的に悩まされる差別は、私たちの言動すべてが精神障害のゆえ、と決め付けられることである。十代で精神医学化され精神病院に入院した私は、社会的経験の貧しさや関係性の貧困の中で精神医療に全生活を支配され、圧倒的な洗脳を受けた。そこでは私の感情、感覚、思考、思想すべてが、「症状」として相対化された。後に患者会と出会うまで、私は「精神病者は怒ってはいけない。すべての感情は症状なのだから自分の感情表現をしてはいけない」と思い込んでいた。

こうした自己規制がうつ状態を生み出すのは当然であ

る。

患者会の出会いがなければ、私はいまだにこの呪縛から解放されることはなかったであろう。

しかし今語られている「精神障害ゆえの犯罪」という見方はまさに前述した私たちを苦しめている差別的な精神障害者観、すなわち「精神障害者のすべての言動は精神症状ゆえ」という見方そのものである。精神疾患に苦しむ者に対して、人間として生活者としての側面を全否定し、ひたすら精神医療の対象の疾患を持つ者という側面のみ存在としてみる見方である。

こうした見方こそ精神障害者差別であり、私たちが人間であることの全否定である。

そしてこの差別的な精神障害者観から、「精神医療の充実で初犯も防げる」という主張が生まれる。この発想は「精神障害者というのはやはり犯罪防止のための医療の対象、犯罪を行いがちな危険な存在」という差別と偏見を強化するものである。私たち全員に対する差別宣言といわざるを得ない。さらには精神医療を本人のための医療から社会防衛のための医療へ、そして治安の手段へと貶める考え方である。

そして、この発想は当然にも強制医療体制の正当化そして強化につながる。

危険でこそ人間である

ヒト・ホモサピエンスという種ほど危険な存在はない。これほどの組織的同族殺しを行うのはヒトだけである。さらに社会的存在としての個々の人間もまた危険な存在であり、何をするかわからない存在であることは自明である。「火付け強盗人殺し」なんでもできるのが人間であり、そしてその危険性いいかえれば可能性こそまた人間の人間たる尊厳の一部である。

人間は悪魔にも聖者にもなれるからこそ人間である。

私もまた「火付け強盗人殺し」なんでもできるし、する危険性がある。精神障害者だからではなく、人間だから危険性があるのだ。

こうした人間のあり方を、精神医療は圧殺できるのか? たしかに精神医療は精神疾患ゆえに責任能力のな

い状態に陥ることを防止はできるかもしれない。そうだと
してもそのあと十分な責任能力を持って犯罪に走るこ
とを防止できるのか? あるいはするべきなのか?

精神医療の名のもとに拘禁し続けるか大量の薬でほと
んど動けなくすれば犯罪を防げるだろう。あるいはいわゆ
る悪徳病院がやっているように暴力と恐怖支配により徹
底的に患者を弾圧し、ひとかけらの人間らしい自発性や
反発まで奪い取ってしまえば、ロボット人間を作り出し犯
罪を防止できるかもしれない。そこまで行かなくてもかつ
ての私が受けた医療のように、すべての言動や感情を
「症状」として教え込み洗脳しければ、犯罪は防止できる
かもしれない。それとも常に監視人が付き添い日常生活
を徹底監視し続ければ犯罪防止も可能かもしれない。

しかしこれらは医療の名に値しない、単なる人間性の
圧殺である。こうしたことが精神医療の名のもとに行われ
ることを私は決して認めることはできない。

しかも今ある強制医療体制の強化をもって「初犯も
防ぐ」とは、国家権力が暴力を持って人の内面を規制
し操作しようとするのである。このような弾圧を私は
決して認めることはできない。

何らかの属性にターゲットを絞り、しかもその個々
人の資質を問題にした犯罪防止の対策は、ひたすら差
別を強化し排外をあおるだけだ。それはたとえば「外
国人の犯罪対策強化」を想起すればすぐわかる。

医療や福祉はその対象者にとってひたすらよいこ
と、という素朴な思い込みがある。しかし法による強
制力を伴った精神医療を、犯罪防止の手段とするなら
ば、すでに医療の名に値しない上記のような人間性の
圧殺、最大の差別が生じる。強制医療体制下の「相談
窓口、本人支援福祉の充実」もまた柔らかな言葉と裏
腹に、監視と管理強化を生むだけだ。

「精神医療と福祉の充実によって初犯も防げる」とい
う発想こそ、再犯防止を唱えた政府の特別立法骨子以
上にすさまじい弾圧状況を生み出しかねないことは、
何度強調しても足りない。

(注1) この背景については拙稿「政府および与党

による「触法精神障害者」に対する特別立法立案に抗議
するとともに「触法精神障害者」対策議論の中止を訴え
る」(社会臨床雑誌第9巻2号 p69-72)で若干触れて
いる。

追記

(1) 日弁連の今回の見解につながる81年の「要綱案」お
よびその前提となった野田レポートに対する全国「精
神病」者集団の批判については以下のパンフがある。

長野英子(編集・発行)

「反保安処分資料集」

(B5・16ページ、定価500円送料とも)

申し込み先 〒923-8091 小松郵便局私書箱28号

絆社ニュース発行所

ファックス 0761-24-0416

メール hanayumari@hotmail.com

(2) 現在、長野英子のホームページを作成中、この間
の文章を順次掲載予定。

<http://www.geocities.jp/jngmdp/top.htm>

心理主義化社会における社会臨床学の課題(中)

井上 芳保(札幌学院大学)

目次

はじめに

1. 小沢講演会を聴いて考えたこと

- (1) 誰のための臨床哲学か
- (2) よく聴くことの先にある関係性とは何か
- (3) 家族への強い関心の意味するもの
- (4) 非対称的であることの評価をめぐって

2. 臨床社会学の面白さとは何か

- (1) 見慣れたものを見慣れないものに
- (2) 臨教審「心の教育」路線の受容基盤
- (3) いじめ現象をめぐる集団力学
- (4) 「キレル」という現象の知識社会的分析

(以上、9巻1号)

3. 「癒し」の比較社会学から見えてくるもの

- (1) 心理主義化社会としての現代
- (2) 捏造される「心のケア」の需要 — 自己啓発セミナー調査の結果から
- (3) セルフヘルプグループという居場所
- (4) カウンセリングという方法の歴史的起源
- (5) 「怒り」の再検討へ
- (6) キャンピイ感覚の魅力
- (7) アイデンティティ不確定性の時代の両義性

(以上、本号)

4. 臨床社会学より面白い社会臨床学はいかにして可能か

- (1) 知識社会的アプローチの有効限界
- (2) 身体論的視点からみた「キレル」の多発現象
- (3) 教師という職業の権力性
- (4) 親密性の変容の楽しみ方についての学
- (5) 非対称性の活用としてのエロティシズム

(6) 新しい社会臨床空間の広がりの中で
おわりに

(以上、次号の予定)

3. 「癒し」の比較社会学から見えてくるもの

(1) 心理主義化社会としての現代

最近では化粧品のCMにまでカウンセリングという言葉が使われている。カウンセリングという言葉には何やら甘美な響きがあるし、知的で高尚な雰囲気も漂う。そこに好感を持つ若い女性が多いのだろう。「心のケア」とか「癒し」という言葉も耳障りがいいので多用されている。それらは自明によいものとして歓迎されがちである。

むしろ現在のカウンセリング・ブーム、「心のケア」ブームには消費社会の都合で作られたものという側面がある。社会臨床学会のメンバーが繰り返し問題視しているように「心のケア」とか「癒し」という綺麗な言葉によって隠蔽されてしまう問題は実に多い。例えば、最近気になっている点だが、行政サイドにとってもカウンセリングは安上がりで何かと便利である。つまり厄介な問題の対策費をカウンセラー雇用の人権費のみに限定できる。しかも何かやったというアライバイ作りができる。本質的なことには立ち入らずに済ませられる安価で便利なものとして「心のケア」の需要は今後も伸びていくだろう。

既に紹介したが、現代の日本社会においてさまざまな問題が心理的次元に限定されていく様相を捉えて「心理主義化社会」とネーミングしたのは[森2000]であ

る。そこでは「心理学や精神医学の知識や技法が多くの人々に受け入れられることによって、社会から個人の内面へと人々の関心が移行する傾向、社会的現象を社会からではなく個々人の性格や内面から理解しようとする傾向、および「共感」や相手の「きもち」あるいは「自己実現」を重要視する傾向」(9頁)と定義されている。このように知識社会学の視点を活かして「心理主義化社会」を分析していくなら「心のケア」への依存を強めている社会の虚構性は次々と暴かれることとなる。

しかし「心のケア」の需要に上記のような特徴がみられることを十分に認めたとしてもそれを批判するだけでいいのだろうか。例えば「心のケア」とか「癒し」という言葉に託して人々の生活実感や願望などの投影された何か語られているということはないのだろうか。カウンセリングにひかれ、自らがカウンセラーになりたいと望む者の多くは元クライアントであるという。そうした層の厚さによって臨床心理士資格とその権威づけなどを含む「心の専門家」システムが維持されていることが実態であるとしても、個々の生活者がそれぞれに切実な生活史を経てカウンセリングを志向するに至った事情はあるのだろう。カウンセラー個々人のなまの声に耳を傾け、その選択に敬意を払わないのなら社会臨床学会はそれらの人々を味方につけることはけっしてできないであろう(6)。

小沢牧子さんのようにご自分の生活に照らして「ケア」ないし「心のケア」という言葉自体に対して強い違和感を表明する立場もある[小沢2001]。それはそれでわかるが、言葉を叩くだけでは生産的ではないだろう。生活を「ケア」に言い換えることがおかしいといってもケア学を提唱する書物[広井1997、2000など]が広く受容されているように、「ケア」が便利な言葉としてこれだけ流布している現実がある。若い世代や都市生活者の生活実感としては従来のような家族や地域という共同性への回帰の提案よりも「心のケア」の方がなじみやすいのであろう。その場合に「心のケア」という言葉に託されている何かについては字義通りに解釈されてはならない別の広がりも感じられる。例えば、新しいタイプの親密な関係性や他者とのつながり方への

期待が語られていることもあると思われる。そうだとしたら、言葉叩きにとどまらずに、むしろ「心のケア」への多くの人々の親近感を逆手にとってカウンセリング・ブームに変わる別の魅力的な何かを提示することを試みる戦略をとってみてはどうなのだろうか、というのが小沢さんの「ケア」批判に対する私の偽らざる感想である。

以前に試論[井上2000]で示した「よりよい社会臨床」とは「心のケア」の達成される状況設定のことを考慮した概念である。一部からは「よりよい心理臨床」をめざすのかと誤解されたようだが、個人の心理次元に限定した内容のものを考えていたのではない。その「よりよい社会臨床」の方向性を模索するためにも私は「癒し」の比較社会的考察が必要だと考えている。それは単なる比較ではなく、実践的な課題とつながる考察とならねばならない。本論文の以下の記述はこのことを意識しながら書き進められる。

(2) 捏造される「心のケア」の需要——自己啓発セミナー調査の結果から

とはいえ「心のケア」の胡散臭さをまずは叩かねばなるまい。「心のケア」の需要には捏造された部分が多いと考えられる。このことをよく示すケースとして私自身が調査した自己啓発セミナー(気づきのセミナーと呼ばれることもある。以下、セミナーと略す)のことを少しばかり紹介したい。

以前に東京での社会臨床学会の主催する学習会にて話した際に質問を受けて「よく調べていない事柄についてはお答えできない。主観的なことばかり言っても仕方ない」と応じたら、「感じていることをありのままに話さない態度がよくない」と批判されて驚いたことがある(7)。確かに一理あるのかもしれないが、私は実証的な仕事をしていると自負しているから、調べて得たデータを尊重している。安易な推測や憶測は極力語らぬことを自らのポリシーにしている。研究会とか学習会と名のつく場では特にそうである。ここでも基本的に調査結果に基づいて事実に対して冷静に述べていくこととしたい。

a. セミナーの概要

簡単に言うと、セミナーとは民間のセミナー会社が主催するものであり、心理療法を応用したプログラムを提供するビジネスである。数十人の見知らぬ人々が走り回れるくらいに広い密室で長時間一緒に過ごし、身体を使ってさまざまなゲームをし、気づいたことを相互にシェアし合う。時計をはずすことが求められるので日常の時間感覚から遮断される。身体接触を重ねていくうちに参加者たちは意識の面で次第に溶融状態になっていく。「気づき」の対象となるのは自分の周囲との関係のありようなど、日常生活の中のほんのちょっとしたことだが、そのような些細な事柄を参加者は再発見するようになっていく。

多くのセミナーは三段階方式をとっている。最初のベーシックコースは4日間。最終日には参加者は精神的に高揚した状態に至る。その参加費用は9万円前後。次のコースは20万円から40万円と高額であり、やはり4日間。参加者からたっぷり金銭を取れるのはこの二段階めである。三段階めのコースでは新規参加者の勧誘に関心を向けることに重点は移る。勧誘の成功率も「セミナーの成果を自分のものにしたか否かが試される」と意味付けられている。勧誘は専ら親しい人からの口コミで行われる。アシスタントやニューズレターの発送などの雑用もセミナー卒業生が無報酬のボランティアとして喜んで行う。

b. 三回の調査の概要

これまでにセミナーについては三段階方式のセミナー参加者を対象とした調査を大きくは計三回にわたって実施している。

一回目は1987年秋から88年はじめにかけて行った、個人的な人脈を頼りとした調査である。iBDセミナーの参加者が主たる対象者であったが、中小自営業の経営者にメンバーの多いモラロジーという修養団体との比較を試みて自己啓発セミナーの特性を浮き彫りにすることを一つのねらいとした。参加者とは出来るだけ多く対面するように心がけた。その上でアンケートも実施した。アンケートに協力してくれたのはiBD

セミナー31人、モラロジー33人。セミナー参加者については、一段階め終了間際の高揚した気分の中で高額を受講料をとる二段階目のコースへの巧みな勧誘がなされるが、それに参加したか否かを独立変数として比較してみた。二段階めに進む層こそがセミナー会社にとっては経営的にみて特にありがたいお客さんではと考えたからである。アンケートではセミナー参加動機などセミナー関係のことだけではなく、生活実態とさまざまな意識についてもたずねた。セミナー会社発行のパンフやニューズレターの言説分析も試みた。『現代におけるルサンチマン処理産業の社会的機能』[井上1988]という冊子に詳細は載っている。

二回目は1991年秋から92年はじめにかけて実施したアンケート調査である。元トレーナーだった方の協力が得られたため大量のサンプルデータを入手できた。すなわち、iBDセミナーやライフスペースおよびそれらから分派して出来た小さなセミナーの卒業生の名簿を使い、計4700人に配布して549票を回収することができた。参加者のセミナーとの関わり方や受け止め方、そして日常生活と意識について多くのデータを得て検討してみたいと考えて実施した調査であった。参加者に集まってもらった座談会の記録も掲載した。『苦悩する自己啓発セミナーの研究』[井上1992]という冊子に詳細は載っている。

三回目はやや時間を経て行われた面接調査である。実施はあのオウム事件(8)をはさんで2000年春であった。二回目の調査に協力してくれたライフスペース系のセミナー参加者で現在も関西地区に居住の方に会いたいという手紙を出し、応じてくれた方のうち10名にかなり時間をかけて面接を行った。それらの方からの紹介でライフスペースがカルト宗教化してから以降の参加者にも会うことができた。ライフスペースの代表、高橋弘二とその仲間が例のミイラ事件を起してからカルト宗教とセミナーとの近さがマスコミによってしきりと語られるようになった。しかし私はセミナーにはカルトとは異なる点もあると考えていた。そのことを確かめるために急遽出かけたのがこの調査であった。ライフスペースの変質の事情に関しても参加者のライフストーリーに関しても貴重な成果が多々得られ

た。この時の調査結果は未だ公開していない。

「心のケア」の需要には捏造される部分が多いと先に書いたが、「本当の自分」を探すことへの関心は主観的な意識次元の問題だから刺激次第でいくらでも掘り起こされうるものである。「本当の自分」のために、自分自身の「心のケア」のために人は飽くことなく投資する。それはほとんどエンドレスな資源といえる。セミナーは掘り起こされた「心のケア」の需要を存立基盤としているのであり、「心の時代」にフィットしている。その意味でもまさしく「こころ系」産業の典型であるといえる。

c. 二回目の調査の結果から

ここで二回目の調査結果から基本的な事柄のいくつかを簡単に紹介しておく。

性別は男が45%、女が54%。

年齢は30代が最も多くて45%、20代が22%、40代が21%。

職業は事務・技術職が最も多くて43%、経営・管理・専門職が14%、自営業が13%、主婦・無職・学生が12%と続く。職業を具体的にみると、特に教員と医療関係者が多いのが目立つ。看護婦や歯科助手の間に広がったことはセミナー研究者の間ではよく知られている。システムエンジニアなどいわゆる理系の仕事をしている人も少なくない。

年収では400万から600万の層が22%と最も多いが、600万から800万の層が11%、800万から1000万の層が6%、1000万から1500万の層が9%、さらに1500万以上の層が4%もいた。かなり高額所得者が多いといえる。

学歴を見ても四年制大学卒が30%、短大・高専・専修学校卒が23%と高校卒の16%とよりも高い。また大学院修了者が23%もいる。かなりの高学歴者が多いことがわかる。

ベーシックコースのみの参加者が6%に対し、次のアドバンスコースまでの参加者は14%、さらに三つ目のコースまでの人は55%にのぼる。

セミナー参加費の総額をみると、50万から100万円を投じた層が最も厚くて21%。100万から150万円の

層が9%、150万から200万円の層が3%、200万以上の層も4%存在している。

参加動機に関わる自由回答データを見ると「本当の自分に会おう」「自分を変える」「自分を知る」などの言葉が目立っている。また「悟り」「気づき」「いま、ここ」などが多用されていることも統計的に明らかになっている。

これらは調査結果のほんの一端だが、これだけでもセミナーとはどのような場なのかおおよその想像はつこう。物質的な生活には満ち足りていてもどこかで「心の空洞化」を感じている大都市に居住の高学歴層、「自分探し」に関心の強い若年層というプロフィールが浮かび上がってくる。インテリのウィークポイントである身体感覚に訴えるプログラムが多いことも重要である。セミナー終了直後、参加者はえもいわれぬ快感に満ちた体験をする。感動を呼び起こす演出もある。見事に「はまる」参加者は少なくない。類は友を呼ぶというが、親しい友人が自分のためにこんなにも熱心にセミナーを勧めてくれたことへの感激に押されて人はセミナーへと誘われていく。

d. 「ケアの論理」に出会う魅力

セミナーで実現している事態をいろいろな呼び方で表現することが可能である。以前の私はルサンチマン論の観点からセミナーを「ルサンチマン処理産業」として捉えたが、もっとさまざまに捉えることもできよう。例えば「精神のネズミ講」とは勧誘システムにおけるネットワークの広がり方の特質に着目してのものである。本来ありもせぬところに捏造された「心のケア」の需要を存立基盤とする「こころ系産業」という観点からすると、そこで起きている事態とはまさしく「心の商品化」としか呼びようのないものである。

しかしながらこうした「心の商品化」について全面的に否定もできないと私は考えている。もしカウンセリングを認めるならセミナーを認めないことは論理的に難しいだろう。個人責任による契約の成立を前提としたサービス業だからである。カウンセリングの場合、カウンセリングがいつまで続くのかを決める権限をカウンセラーの側が一方的に有していることが多いのに

比べてセミナーという商品はいわばパッケージ化されているから消費者にとってはセミナーの方がお買い得かもしれない。また「心の専門家」が一方向的にケアを与えるのではなく、相互にカウンセラーとクライアントの役が入れ替わる点でもセミナーは魅力的である。「心の専門家」なるものの胡散臭さをはからずもセミナーは示してしまっているのである。そのようなことからすると、正当なる臨床心理学者やカウンセラーにとってみたらセミナーはまさに鬼ツ子のような存在といえる。

調査の自由回答データや聴き取り調査の結果が物語っていることだが、セミナープログラムを通して参加者自身が自分の中にも他者を癒す力があることに気づいていく。ひとときだが、いやひとときだからこそのいいのかもしれないが、普段は隠していたありのままの自分をさらけ出せる空間をセミナーという場で参加者たちは共有する。気づくことは多い。そこから生きる元気を取り戻す。調査結果では多くの人々がセミナーに参加したことに多くの満足を得ている。支払った金額についても高いと感じていない。セミナーでの体験が忘れられなくてセミナーに居つきたくする人間が多くなって不思議ではない。

このようなことを書くともたまたまお叱りを受けそうだが、私はセミナーが多くの点で通常のカウンセリングより優れていると考えている。セミナーの魅力が何なのかはなかなか簡単に言語化できないし、無理な言語化は誤解を広げるからしないほうがいいのかもしれないが、取えて一言で言うと、臨床社会学や臨床哲学の論者たちの口から最近よく言われている「ケアの論理」に出会う魅力なのではないかと思う(9)。

e. ライフスペースの変質

もっともセミナーという「心の商品化」にはやはり危うさがつきまとっていることは強く指摘しておかねばならない。この「心の商品化」業界の動向にも長期的に見ると変化がみられる。私見では現在のカウンセリング・ブームが本格的になったのは、自己啓発セミナーの流行が一段落した1992～93年頃から後である。調査に行きつめたのだが、あのライフスペースにお

いて従来の三段階方式のセミナーを辞めて、高橋弘二が一人一人の生き方を指図するビジョンセミナーへという変質が起きたのもちょうどこの時期である。ビジョンセミナーではクライアントから高額な参加料をとる。2000年3月に私の行った聴き取り調査では一回のビジョンセミナーのために500万円ものお金を支払った女性の公務員がいた。自分の生き方への自信を失った時、彼女の眼にはその指針を示してくれる高橋はそれくらいありがたい存在と映ったのであろう。高橋は「本当の生き方」を彼女に提示したという。三段階のセミナーとは全く別物となったといえよう。

外からみたらこれは本人が主体性を失った状態といえるが、こうした場合、最初からさしたる主体性はなかったのである。そもそも後に述べる牧人＝司祭型カウンセリングにおける「かりそめの主体性」の化けの皮がはがれた状態であるともいえる。ビジョンセミナーへの変質には——特にライフスペースが拠点をおく大阪地区において——或る時期から三段階方式のセミナーの参加者が極端に少なくなったことも作用している。経営上の都合から一人の参加者から高額な受講料を取らざるを得なくなったのである。金銭があつてお人よしの顧客に的が絞られたわけである。

ライフスペースの変質から読み取れるのは、人々の「心のケア」の需要を発掘して利用する業界の基本構造そのものは変わらないとしても「心のケア」の消費現象において業態の変化が1990年代中葉に起きているということである。これはライフスペースだけの問題ではない。その後の他社でも三段階方式のセミナーは存続しているが、顧客のかなりの部分はカウンセリングに流れていることがわかっている。特に大阪地区でこの傾向は顕著である。このようなセミナーからカウンセリングへのシフトを指して「心のケア」の個人主義化と呼ぶこともできよう。

セミナーは集団で行ったが、個人カウンセリングにおいてはカウンセラーとクライアントとの一対一の関係のみとなる。またセミナープログラムでは身体接触を伴うゲームを行うなど身体性の要素が多分にあったが、カウンセリングにはそうした要素は乏しい。セミナーの場合はトレーナーや癒し役が「心の専門家」では

ないいわゆる素人であったのに対し、カウンセリングでは臨床心理士などの「心の専門家」にのみカウンセラー資格が認められがちである。「心のケア」の個人主義化にはこうした変化も伴っている。しかしこれらの諸点についてより詳細な比較検討および分析と評価は別の場に譲ることにしたい。

(3) セルフヘルプグループという居場所

「心のケア」の需要の全てを虚構と言い切ってしまうてよいのか。我々が今回考えねばならないのはまさしくこの論点だった。私はさらに自分の調べたセミナーのことを手がかりとして考察を進めたい。セミナー卒業生たちの多くは三段階めまで終わってしまってもセミナーとの関わりを維持したいと強く望んでいる。セミナー会社はセミナー卒業生たちのそのニーズを巧みに利用してセミナーの運営に関わる仕事を手伝わせている。経営的にみたら人件費の相当な節約になる。セミナープログラム進行のアシスタントはもとよりニューズレターの編集や発送作業などの雑用もセミナー卒業生たちがボランティアで喜んで行っている。人はそれに喜びを感じればたとえ単調な作業であっても全くの無報酬で嬉々として働くものなのだ。新規参加者の勧誘にしても同様である。全ての行為が「セミナーの成果を自分のものにしたか否かが試される」と意味付与されている。セミナーというものを価値的に受け止め、セミナーとの関係を維持して生きていこうとする以上、逃げ場はないことになる。

卒業生たちはなぜそのようにしてまでセミナーとの関係を維持して生きていこうとするのだろうか。はっきり言うと彼らには他に居場所がないのだ。あるいは他の居場所を一切捨ててしまうくらいにセミナーの体験が本人にとっては「すばらしかった」のである。セミナー参加時は参加していること自体が居場所であった。次のステップへと熱心な勧誘が続く。多くの参加者はそれに同調して自ら参加する。さらに三段階めまで進むとセミナーから評価されるためにあらんかぎりの人脈を使って勧誘活動を展開する。しかしそれが済んで卒業生になってしまったら、あとは居場所とし

てはスタッフになるかアシスタントになるかくらいしかない。要するにお金を払ってフルコース参加し、人脈も使って勧誘活動もしてくれた参加者たちはセミナー会社によって利用され切ったことになる。彼らの行き場は用意されておらず、放置される。セミナー会社は次々とやって来る新しいお客さんに対してただセミナープログラムを提供するのみである。

私は現代日本社会には居場所のニーズが大きく横たわっていると考えている。セミナー卒業生たちはセミナーという場にそれを求めてくる。しかしそれは何もセミナーでなくてもよいはずである。例えば、セルフヘルプグループがある。そこは同じ悩みを抱える当事者同士が集まって語り合う場である。断酒会のケースが先行事例だが、薬物依存、摂食障害、ガン患者、同性愛者、子どもを失った親、育児に悩む親の会など、さまざまなものが存在している[千葉大学文学部行動科学科社会学教室 1999など]。当事者同士だからこそも何も遠慮することなく、腹を割って話することができるのだろう。

また私はここ数年、勤務校で担当している「社会情報調査実習」という授業の場を使い、札幌地区で障害者の小規模作業所の調査を続けているが、小規模作業所の社会的機能をみると、何かを生産する機能もさることながら当事者同士の居場所という機能がかなり強いようである。小規模作業所には障害者だけでなく、いろいろな人が出入りするが、それらの人々も含めて一緒に何か作業をしながらおしゃべりをするこ自体のうちに「心のケア」が達成されている。

昨今話題になっている「引きこもり」についても村上龍[村上2000]が描いたようにインターネットで外の世界とつながることでさまざまな関係を求めていると考えられる。「引きこもり」の人たちの位置というものは居場所を求めるセミナー参加者やセルフヘルプグループ参加者と存外近いのではなからうか(10)。

以上のような意味合いから私は「心のケア」の需要の全てを虚構と言い切ってしまうべきではないと考えている。仮にピア・カウンセリングというものを、①「心の専門家」を介在させずに、②相互にカウンセラーとクライアントの役割を代えて実施するタイプの、③

無料のカウンセリングと定義するなら、自己啓発セミナーでのシェアの場面では③の条件以外ではまさしくピア・カウンセリングをしていることになるのである。ちなみにアメリカ西海岸が自己啓発セミナー発祥の地であり、セミナー主催者たちの意識に70年代のカウンターカルチャーとどこかでつながっている部分があることは調査で確認できている。考えようによっては、新しい社会運動の一つの展開形態としてセミナーを位置付けることもできるのである。

(4) カウンセリングという方法の歴史的起源

それにしてもセミナーを文献でしか知らない読者は、多くの人が、それも高学歴のインテリのような良識のあるはずの人たちがなぜセミナーという胡散臭い場にかくも強くひかれるのかについていぶかしがるのではないかと思う。他の居場所を一切捨ててしまうくらいにセミナーの体験が本人にとってはすばらしかったのはなぜかということを検討してみたい。それは同時に通常のカウンセリングという方法の基本構造と起源が何かを説明することでもある。

ここでは一昨年書いた「牧人＝司祭型権力のカウンセリングを超えて」[井上2000]という論文の後半で紹介したストア派のセネカの見解を一つの手がかりとしたい。種明かしをしておくミッシェル・フーコーというフランスの哲学者が晩年に『性の歴史』のⅢ巻として書いた「自己への配慮」[フーコー1984]という文献の中でストア派とキリスト教を対比して述べている部分を参考にしている。

なぜキリスト教にこだわるのかというと、きわめて大まかに言えば幕末以来、西欧型の近代化を模倣し、民衆知レベルでの身体感覚を強行に振り曲げることを通して我々の今日の社会は作られているからである(11)。そうした近代化の考え方の中にはキリスト教の文化が根深く浸透していて我々も知らず知らずのうちにそれを受容し、それに振り回されている部分があると考えられる。

基本線としてはキリスト教文化のなかで「主体性」というものがどう変質していったのかを対象化するため

にキリスト教文化によって変質を遂げる以前のストア派の考えを掘り起こしてみる作業が必要であるということである。それとそもそもカウンセリングの文化というのがキリスト教の告白と構造的によく似ていることは以前から気になっていた。エラップのように告白の歴史を辿り、司祭が密室で一对一で行うようになったのは1565年のボックス型告解室の導入以降であると指摘している論者の存在は承知している(12)が、告白の社会的機能という課題もまだきちんと調べ切っていない。しかしながら詳細は省略して概略的なことを言えば、カウンセラーとクライアントの間に非対称的な関係があることをよしとする発想、こうした関係性による「癒し」をよしとする発想はキリスト教に淵源するのではないかとあたりをつけている。

フーコーは性現象をはじめとして情緒生活全般が古代ギリシアやローマの時代からキリスト教へと至ってどのように変容を遂げたかを丹念に論じているが、ここではストア派の場合の反省がキリスト教の修道院に入っただう変わったのかについての比較の部分に注目することにしたい。以下、説明の便宜上、私の論文から抜粋する。

ストア派のセネカは、就寝前に自分の一日の悪徳、愚行、過ちを反省することを推奨していた。それは自分自身の心の動揺を裁判官のように省みることで心の平静を取り戻し安らかな眠りにつくためのものである。例えば、自分の議論が理解されず喧嘩腰になったときの心の動き、あてこすりを言われた時の心の動き、上座に座れなかったことでむっとした時の心の動きなどが反省される。その場合に自分の価値を確信しながら、それを否定するようにつまらない相手には関わらないことで自分の心の平静を維持しようとする。ここにみられるのは無駄なことで怒って心の平静を乱さぬような格律、行動の原則を内面化する技術である。注意すべきは、ストイックとはあくまで自己享受であって、自分の心の背後に隠れている真理のようなもの、自分の心の真相というものを明らかにし

ように、深く自由で快い眠りを楽しむために反省を必要と考えていた。

ところが、このような反省がキリスト教世界に入るとすっかりと変質する。4世紀から5世紀にかけて修道院の改革運動の中心にいたカッシアヌスの「対話」というテキストではストア派の哲学者のように夜の就寝の時まで待つのではなく、絶えず反省と自己吟味を続ける必要があると説かれているという。例えば、修道僧が絶食しようと思ったとする。その瞬間にその決意がどこから来たのか吟味する必要があるという。他の修道僧に自分の節制という美德を誇示するために思いついたものである可能性ということが考えられる。その場合、節制は美德ではなく、名誉欲という悪徳に動かされたものであり、サタンの誘いに由来するものとなる。すなわち、修道僧は自分の考えるすべてのことについて、それがどこから来たのか、神から来たのかそれとも悪魔から来たのか、その内的な性質はどのようなものか、それがどのような結果を与えるかなどを常に詳細に点検し、吟味することが求められたのであった。

自己を省みて「心の平静」を取り戻す技術はストア派の偉大な遺産であった。ストア派では自己の行動原則を確立するために不適切なものを排除することが重要な課題であった。これに対してキリスト教では自己の欲望の真理と起源を認識し、悪しきものを排除することが重要とされる。生を楽しむのではなく、神に近づき、神を見ることができるようになること、神への近さを維持することが目的となっている。神の24時間のまなざしに人は耐えねばならなくなるのである。この変容の大きさに我々は驚くべきである。「いつ見られているかはわからないが、見られている可能性だけは存在する」状況の中で形成されるあの囚人の隷属性と表裏の「主体性」の原像はこのあたりにあったと考えられる。

(120頁)

少し補足しておく。「いつ見られているかはわからないが、見られている可能性だけは存在する」というのはこれまたフーコーが近代に特有の権力のありようを説明するために用いたモデルのエッセンスである。刑罰の方法が身体刑から監視刑に移行したことに着目し、中央の監視塔からの看守の匿名のまなざしを意識しながら形成される囚人の「主体性」を実は隷属性に過ぎないとフーコーは見抜いている。看守の匿名のまなざしを神に、また囚人を人間に置き換えるとウェーバーも同様のことを指摘していることになる。

ここでセネカの反省を持ち出してカッシアヌス以降のキリスト教におけるそれと比較したのは、西欧社会の「自己への配慮」には少なくとも二類型がみられたという点を示したかったからである。もちろんキリスト教文化ということで一括してしまうのはいささか乱暴な話であることは承知している。カトリックとプロテスタントの違いは大きいし、プロテスタンティズムの倫理こそが資本主義の精神を生み出したというウェーバーの有名な仮説については語るべきことがあまりにたくさんあるのだが、そういったことはひとまず省略してストア派との対比について着眼したことを断っておこう。

ストイックな生き方というのは私の個人的趣味であるが、そこには「自立」を考えるための大きなヒントが横たわっているといえる。キリスト教文化がもたらすかりそめの「自立」を批判する必要がある。そのためにフーコーは「全体的なもの」と個別のもの」という論文では牧人＝司祭型権力という概念を使っている[フーコー・北山・山本：1993]。「良き牧人、良き羊飼いは、羊のために自らの生を犠牲にする者」であり、人々を強制や暴力によってではなく、人々のために自ら犠牲になるという形で権力を行使する。牧人＝司祭型権力の社会では、人々の心の内側に眼を注ぎ、見張っているのであり、人々が自己の心の内側を告白することが求められる。それだけではない。全ての人々は司祭や牧人であるかのように絶えざる努力を重ねて自己の心の内部を常に点検し、吟味することが義務と

なるというのである。

「絶えざる努力」というのは中学の教室などに掲げている標語だが、そこにも上記のような意味でのキリスト教文化の影がみられることになりはしないだろうか。いついかなるときにも努力しなければならないというのは考えてみるとひどい話である。その補償として「解放」が必要になるのではないか。一切の制約のない状態をイメージして自由を考えてしまいがちな「解放」の思想を我々は疑うべきである。ありもせぬ「解放」などを求めるから無理が堆積しておかしくなるのである。

系譜的にみてフーコーの「自己への配慮」論とはキリスト教に根深く内在するルサンチマン道徳を暴露したニーチェの一連の仕事を引き継ぐ内容の仕事であったと言える。ありもせぬ「解放」の思想によって我々は人間存在の有限性・部分性から眼を逸らしてしまう。それにとりつかれると卑俗なところも大いにある、ありのままの人間の姿を見ないで済ませてしまう。そのようなごまかしはルサンチマンの培養と親和的である。

(5)「怒り」の再検討へ

セネカを引き合いに出した以上、やはり「怒り」についても簡単に触れておきたい。小沢さんは例の札幌での講演の中で「怒り」によってしか表現されないものがあるのにカウンセリングはあるべき「怒り」を鎮静化させることで、必要な行動へと向かわせなくすると述べていた。確かにその通りの部分もある。しかし「怒り」について言う場合にそれだけでいいのだろうか。必要な「怒り」もあるが、不要な「怒り」も実は随分多いのではないかという気がする。

そう思ってセネカの「怒りについて」をひもといてみると、最初から「怒り」によってもたらされるデメリット、「怒り」にとりつかれた人間の醜悪さについてえんえんと触れている。例えば「怒りの結果や損害を眺めんとするならば、どんな悪疫でも怒り以上に高い値を人間に払わせてはいない。そこに見るものは虐殺や毒殺であり、被告たちの卑劣な反撃であり、都市の破壊と全部族の滅亡であり」(11頁)などとある。そう言え

ば昨年9月のアメリカの同時多発テロもそもそもはイスラム原理主義勢力の「怒り」から生まれたものだ。こうしたことまで含めて必要な「怒り」だとは小沢さんとて到底言えまい。

セネカが「怒り」にとりつかれた人間の様子を描写している部分も真に迫るので引用しておこう。「怒りに捕らわれた者が正気でないことを知るには、その態度を見ればよい。人が狂っている確かな証拠は、図太く脅かすような目つきであり、憂鬱そうな眉であり、陰険な顔つき、せかせかした歩み、落ち着きのない両手、変化する顔の色、頻繁に吐く激しいため息である。怒っている人のしるしもこれと同じである。その目は血走って激しく動き、満面は心臓の底から沸き上がった血で朱を注いだよう。唇はわなわなと震え、歯はぎりぎり音を立て、毛髪は逆立って天を衝く。息は絶えんばかりにぜいぜいと鳴り、振じ曲げた手足の節々はほきほきと音を立てる。うめいたりわめいたり、意味も分からない奇声をあげるばかりで言葉は支離滅裂」(10頁)。「怒り」にとりつかれたときの我々を冷静に外から捉えるとこんな状態になっているというわけである。もちろん、「怒り」についてセネカはもっといろいろな考察をしているが、以上に紹介した部分の文脈に関して言うところ「心の平穏」との対照で「怒り」は批判的に捉えられているということが出来る。

怒らなくてもいいときにまで怒ることがありはしないか。過剰に怒りっぽくなるということが現在の社会システムの中に組み込まれているのにそのことに無自覚であるということはないかというのが私が小沢さんや社会臨床学会の皆さんに投げかけてみたい問題である。いつもいらいらしている人間は周囲に害悪を撒き散らす。もちろん必要な「怒り」というものはあるだろう。しかし常に怒りのタネを探して生きているような人間はけっして幸せではないと思う。巻き添えになる周囲にとっても迷惑きわまりない。スティックな人間はむやみに怒ったりはしないのである。古代ローマの戦乱の時代を生きたセネカの冷静な観察眼から学ぶことは少なくないと思われる。

(6)キャンピイ感覚の魅力

ここでもう一つ指摘しておく。小沢さんが講演の中でジェンダー的視点の欠落について批判した鷺田清一さん関連の話題である。彼がその後に出した『弱さ』のちから ― ホスピタブルな光景』という書物[鷺田2001]を読んだ。鷺田さんはフィールドワークを通して正式のセラピー以外のさまざまな場所にセラピーと同じ関係性を見出している。「よりよい社会臨床」を模索する現在の私の関心と重なってたいへん興味深かったのだが、その中に特に目をひく箇所があった。それは「キャンピイ感覚」という概念を説明している部分である。新宿二丁目のクロノスというゲイバーでのコミュニケーションの中に鷺田さんは「ケアする関係」の実例を見出している。

「キャンピイ感覚」とは伏見憲明さんの提唱しているものだそうだが、自分自身を突き放し、笑う余裕のことである。伏見さんの「キャンピイ感覚」が版元品切れでなかなか手に入らないので、鷺田さんの本から引用するところ言っている。

「じぶんのなかのアンビバレンツ。それを笑いとばすKさん。笑われているじぶんを嘲笑する。そう言えば、じぶんを絶対に正しいと思ひ込めるほど「キャンピイ」な感覚から遠いものはないと、伏見さんの本にも書いてあった。「落差を遊べる感覚こそがキャンピイ・ティストなのだよね」と。プレイ。遊ぶことと演じること。ここにはともに虚構という感覚が裏張りされている。これはプレイですよというメタ・メッセージが。こういうふうじぶんを対象化するところに欠けると、ひとはどうしてもちっぽけなセルフイメージを守るかたちで、じぶんのなかに陥没してしまう。他者とプレイするステージをもてなくなるのだ。「他者からの批判は少しも受けつけられないもので、過剰に自己防衛的な反動としてやたらと攻撃的になる。他人を傷つけることには無神経だが、自分自身の傷にはめっぽう敏感という輩がこれ」(伏見さん)。そういう修養がない人が集うと修羅場になる」(71―2頁)。

キャンピイ感覚を有している人はむやみやたらと「怒り」を周囲に撒き散らしたりはしない。「怒り」も確

かに人間的であるが、ユーモアや笑いや毒舌はさらに人間的である。キャンピイ感覚は、差別されるマイノリティであるがゆえに洗練されてきた一種の高度な文化なのだろう。「世間様」から見下されながら、それを毒舌で批評し、そういうじぶんを「社会」の秩序から外し、その「社会」が強いる抑圧をかるうじて和らげる。クロノスに集う人たちのあまりに対等な関係というのも、そういう作業がそれぞれになされているからことであろう」(73頁)。

こうした英知に溢れた日常的コミュニケーションの中に社会臨床学会として着目すべき可能性は多々潜んでいると思われる。ちなみに自己啓発セミナーのプログラムの中にも参加者にこの「キャンピイ感覚」を実践させるゲームが含まれている。それは「ちっぽけなセルフイメージを守るかたちで、じぶんのなかに陥没」している人には抜群に効果的である。ゲイバーやセミナーで実現していることを日常生活に持ちこめないのかと思う。そして普通の生活の中での「キャンピイ感覚」の実践のようなことが制度化とそもそもなじむのかという疑問もここに生ずる(13)。

(7) アイデンティティ不確定性の時代の両義性

今回は自分の調べた自己啓発セミナーの話題を中心にここまで展開してみた。「癒し」の比較社会学のためにはまだまだ素材が必要なはずだし、セミナーの検討についてもこれだけでは不十分であるとは思っているが、一区切りをつけることはできたと思う。

誤解を恐れずに言えば、自己啓発セミナーの中で実現しているのは、とりわけベーシックコースの四日めに(それまで逃げることなくセミナーの場に残った)多くの人々が体験しているのはセネカの提唱しているような内省的な生活感覚を取り戻した快感である。24時間のまなごしに耐えることを暗に要請するキリスト教的な「解放」の窮屈さから自由に「いま、ここ」を生きる面白さ、楽しさを味わってしまうと、他の居場所を一切捨ててしまうくらいになっても不思議ではない。

これまた誤解を恐れずに言えば、我々はセミナーの体験が本人にとっては通常の言語表現を超えて「すば

らしい」と感じられるということに対して十全の想像力を働かせるべきなのだ。言葉はあてにならない。そのようなことを多くの参加者に感じさせてしまえるという意味でもセミナーはきわめて処理性能の高いルサンチマン処理産業なのである。

さらに誤解を恐れずに言えば、ここに自己啓発セミナーというものの面白さと危うさの双方が存することになる。後者について私は一回目の調査報告書「現代におけるルサンチマン処理産業の社会的機能」などで執拗に述べてきたつもりである。しかしこの主張はセミナー参加者たちから猛烈な批判を浴びた。殆ど脅迫に近い手紙を受け取ったし、調査自体が困難に直面した。そのような経緯を経た結果、編まれたのが二冊目の報告書「苦悩する自己啓発セミナーの研究」である。これには「解放のイメージを求めて」というサブタイトルまでついている。そこにはセミナーに参加し、セミナーを評価する者の主張もできるだけ盛った。しかしこの時点で私自身も足下をすくわれてしまったようだ。「解放」という語を使ったはずみからかセミナーの場で超克したはずのキリスト教系の「解放」にいつしか自分自身が引きこまれてしまったらしい。そのことに気づかぬまま随分と時間が過ぎた。だが、社会臨床学会のメンバーからの刺激を受けて1996年頃から着手したカウンセリングの批判的検討の作業を通してそのことが自覚化されてきた。

一方、社会臨床学会の場などで前者、つまりセミナーの面白さの部分について少しでも触れようものなら強烈なパッシングを受けるということは経験的に実証されている。こうなると誤解を恐れつつ恐る恐る言うしかないのであるが、セミナーの面白さや魅力について理解してもらおうべく、例えば「絶えざる努力」という非人間的で抑圧的な教育の標語に違和感を覚えたことのある人の感性という共通感覚をあてにし、セネカの言い分などを一つの補助線として言い続けるしかない。

以前にもメルッチの所説などを援用しながら説いたように現代の資本主義はアイデンティティの領域にまで侵食するに至っている[井上2000]。今やアイデンティティの不確実性それ自体が新たなフロンティアと

して、搾取の対象としてクローズアップされつつある。そのような事態の進行していることの認識は欠かすことができない。したがって自己啓発セミナーを「心の商品化」の事例として批判的に捉えることも必要である。無条件に心やアイデンティティ関連の事柄の商品化を容認するのはまちがっていよう。しかしながらそうしたものの商品化の動きの中から新しい可能性が生まれていることも見過ごせない。自己啓発セミナーやセルフヘルプグループなども含めて「心のケア」を志向するものを総称して私はセラピー文化と呼称しているが、それらには否定できない要素も含まれている。

私が長年の自己啓発セミナーの研究を通して揺れ続けた原因はそれの有する両義性にある。セミナーの胡散臭さは十分に承知していても、だからと言ってそんなに簡単に切って捨てるわけにはいかない。「癒し」の比較社会学においてもアイデンティティの不確実性の時代だからこそ、その両義性に十分に着目すべき必要があることを確認しておきたい。

註

- (6) さっぽろ自由学校「遊」は2001年5月から6月にかけて「心のケア」を再考する」という連続講座を開催した。その中には「フェミニスト・カウンセリングの現場から」という講演もあったが、質疑ではフェミニスト・カウンセリング一般を厳しく批判し去る社会臨床学会に対して疑問や不満をもちやす人が少なかつた。
- (7) その質問者の言い方がセミナーの場で価値化されている言説と似ていることに気づいた驚きも含まれていた。社会臨床学会の人はセミナーに行かなくてもセミナーのような生活感覚を既に有しているのかもしれない。このようなことを記したくなつたのはあながち皮肉の意図からばかりでもないことをご理解いただきたい。
- (8) オウム事件の発生は日本社会にとってショッキングなものだったが、実はセミナーを研究している

者、特にその積極面を評価するスタンスに立っていた社会学者にとっても随分ショックだったはずである。例えば、見田宗介さんのようにかつてセミナーを体験し、賞賛していた人こそオウムとセミナーの類似点と相違点をいちやく指摘すべきではなかったのか。インテリたちがオウムやセミナーに引きこまれていった現実とどう向き合うのかは私にとっても大きな課題である。

(9)「ケアの倫理」は「正義の倫理」とはだいぶ様相が違うという。「ケアの論理」と「正義の論理」についても同様だろう。鷺田清一さんは「それらの〈ホスピタブルな光景〉にはしかし、いつもどんな場面でも、ある反転が起こっていた。存在の繕いを、あるいは支えを必要としているひとに傍らからかわるその行為のなかで、ケアにあたる人がケアを必要としているひとに逆にときにはより深くケアされ返すという反転が。より強いとされる者がより弱いとおもわざるをえない者に深くケアされるということが、ケアの場面ではつねに起こるのである」[鷺田2001: 175]と述べている。

(10)「共生虫」の執筆について村上龍さんは、毎日新聞のインタビュー記事で「引きこもりは引きこもっている彼ら自身がなぜかわからないような、言葉を持たないアクションです。だから「共生虫」は彼らに代わってそれを言葉にする作業」と答えている。また「自分自身を外にドライブしていく力は、青年海外協力隊にいきたいというのではなく、女の子とセックスしたいとかいうそんなことです。生命力です。生命力にはアンモラルな部分もあるんです。ウエハラのきっかけは非常に勘違いに満ちているんだけど、将来的には自分の目標を発見していくきっかけなんです」とも述べている。(2000年5月10日付夕刊記事)

(11)幕末から明治期につくられた社会規範は現在の日本社会に生きる我々をも縛っている。ペリーの下田上陸の折に、西欧人の視線を意識して混浴禁止のおふれが出たのは好例である。維新後まもなくには違式註違条例(東京府では1872年施行)が出て、混浴をはじめとする庶民の風俗の取り締まりが強化され

た。西欧的な意味での「裸体の性化」はこのあと明治終盤期のプラトニックラブ・イデオロギーの浸透とあいまって加速化されていく。「裸体の性化」とは裸であることがそれ自体でただちに性的なイメージと結びつく規範の普及を指している。

(12)エラープによると「中世では友愛精神が重んじられていた。困っていた仲間を助けたり、みんなで祭りや遊びを楽しんだり、貧者の面倒を見たり、慈善施設を建てたりしていた。だが、宗教改革の時代になるとそうした精神は吹き飛んでしまった。人々がうちとけあい、活気づくのになかまなかつた地域の祭りも縮小された。カトリックの「告解」は以前は罪を犯した者が、みんなの前で懺悔し、再び地域の仲間に入れてもらうという儀式だった。だが1565年にボックス型の告解室が導入されると、個人と司祭との秘密儀式になった」[エラープ1995=1997: 136]とのことである。このきわめて共同体懐古志向の強い記述の歴史的眞偽については検討の余地があるうけれども、ケアの個人化に関わってなるほどと思わせる記述ではある。

(13)上野千鶴子さんは、河野貴代美さんとの対談で、国家資格化に反対の立場を表明している河野さんに対して「制度化に抗するにはよりよい制度化しかない」と述べてフェミニスト・カウンセリングの専門資格の制度化を主張している。社会臨床学会としても無視できない主張であるといえよう[上野・河野2001]。

文献

- (1)千葉大学文学部行動科学科社会学教室編 1999 『生きづらさの修辭学——セルフヘルプグループ』 1998年度社会調査実習報告書
- (2)エラープ・H=井沢元彦・杉谷浩子訳『キリスト教封印の世界史』 徳間書房
- (3)フーコー・M=田村叔訳 1984 『自己への配慮』 新潮社
- (4)フーコー・M・北川晴一・山本哲士 1993 『フーコーの〈全体的なものとの個人的なもの〉』 三交社
- (5)広井良典 1997 『ケアを問いなおす——〈深層の

時間)と高齢化社会」 ちくま新書

- (6) 広井良典 2000 「ケア学」 医学書院
- (7) 井上芳保 1988 「現代におけるルサンチマン処理
産業の社会的機能」 文部省科学研究費研究成果報告書
- (8) 井上芳保編 1992 「苦悩する自己啓発セミナーの研究」 文部省科学研究費研究成果報告書
- (9) 井上芳保 2000 「牧人＝司祭型のカウンセリングを超えて:よりよい社会臨床のための試論」『現代思想』28巻9号
- (10) 森真一 2000 「自己コントロールの檻:感情マネジメント社会の現実」 講談社メチエ
- (11) 村上龍 2000 「共生虫」 講談社
- (12) 小沢牧子 2001 「いま、なぜ「心のケア」を問うのか」 さつぼろ自由学校「遊」主催の講演会2001年3月16日
- (13) セネカ＝茂手木元蔵訳 1980 「怒りについて」 岩波文庫
- (14) 上野千鶴子、河野貴代美 2001 「フェミニストカウンセリングの現場 ― 相談者とは誰か?」 『上野千鶴子対談集 ラディカルに語れば...』 青土社
- (15) 鷺田清一 2001 「〈弱さ〉のちから ― ホスピタブルな光景」 講談社

戦後における「未成年者の自殺」言説の変遷

佐藤 剛(日本ソーシャルワーク協会)

1-1:本研究の目的

本論の目的は、「子どもの自殺は問題である」という、この一見疑いような命題を疑い、この命題を「子どもの自殺は問題として見なされるようになってきた」と書き直す必要を迫るものである。

子どもの自殺が社会問題および教育問題として認識されるようになったのはつい最近のことである。そしてそれは自殺数の増減という事実からではなく、メディアの効果によって作られたものであるというのが本論の主張である。私たちがいかにこの効果の下で生活するようになっているのかを時間の変化を辿って明らかにし(1)、こうした事実が私たちの生活にどのような影響を及ぼすことになるのかを考えるための枠組みを提出してみたい(2)。

本論の最大の目的は、私たちが子どもたちと向き合い、かかわっていくのに不必要なノイズを除去することである。本論はメディアの効果によって生み出される「子どもという不安」を乗り越えて、現実の子どもたちと向き合うために必要な知とは何かを考える極めて実践的な試みである。

1-2:本研究の課題と構成

本研究ではまず戦後50年間(1945年から1995年まで)の未成年者の自殺の総数を把握する。未成年者の自殺数は減少傾向にある。自殺者の総数が増加しているにもかかわらず、未成年者の自殺者数は減少している。次にその事実を新聞紙面がどのように扱ってきたのかを明らかにする。1970年代半ばまでは、未成年者の自殺が紙面に掲載されることは僅かであったが、

それ以後、多くの記事が掲載されてくるようになってくる。さらに新聞投書欄においては、新聞記事とほぼ同様70年代半ばに多くの投書が掲載されはじめ、1970年代後半から未成年者の自殺に関する記事の掲載のされ方も異なってくる。80年代半ばには、未成年者の自殺を「事件」としてではなく、「問題」とみなす記事が増加してくる。以上のような結果をもとに考察がなされる。これまでも教育学の議論のなかで1970年代半ばというのは一つの転換点として議論されてきたが、それを実証的に明らかにしたうえで、これまでの議論に子どもたちの現実とその言説の混同が含まれており、その事態に新聞紙面や研究者たちも加担してきたことが明らかにされる。

最後に本研究において、なぜ未成年者の自殺を取り上げたのかを述べておきたい。いきなり未成年者の自殺が取り上げられることに疑問を抱くかもしれない。理由は簡単で、自殺には不明な点が多すぎるからである。なぜ自殺したのかなど、もしかすると自殺した当の本人でさえ分からないかもしれない。しかし、自殺が遂行された後には、いろいろなことがまこしやかに推測される。自殺という現実に対する言説の過剰である。言説過剰を引き起こす事実として自殺は典型的かつ象徴的な事実である。自殺という事実は、子どもをめぐる過剰な言説について考えるときの適当な材料である。

1-3:本研究の方法

1-3-1:言説分析とデータベースの利用

本研究で用いられる方法は、言説分析という方法である。これまでも言説分析において、新聞記事や雑誌は有効な資料として用いられている。赤川(2001)が指

摘するように、言説分析には「かなり大きな拡がりとバリエーションを有している」(赤川 [2001:65])ので、厳密な方法は存在していない。本研究の場合も参照すべき方法は先行研究には存在しない。故に、本研究独自の方法を作り出す必要があった。およそ50年にもおよぶ新聞紙面のすべてを対象にすることは不可能であるので、近年整備されてきたデータベースを用いることにした。そうすることによって、方法の恣意性を打破でき(誰がアクセスしても、同じ手順を踏めば、同じ結果が得ることができる)、対象とすべき新聞紙面を限定できる。具体的な方法は本論の各章のなかで明らかにしていく。

1-3-2:新聞投書欄への注目

本研究の課題を達成するために用いられる資料は新聞だが、そのなかでもとくに新聞投書欄に注目した。新聞投書欄は、およそ百年以上も前から新聞紙面の一角を担い続け、現在に至るまで、断続的に設けられている。そこに人びとのその当時の考え方の一端を見ることができるとは限らない。しかし、我々が日々目にする投書欄は、新聞社による選別という作業を経たものであり、また当然のことながら、新聞社に送られたすべての投書が掲載されるわけではない。とはいえ、私たちは新聞投書欄自体が持っているメディアの力を受けている。どういうことかという、新聞投書欄自体がメディアとしてメッセージを発している。新聞投書欄に掲載された投書を読むことによって、ということが問題になっているのかを認識し、そこから影響を受けているのではないか。未成年者の自殺が新聞投書欄に掲載されること自体が、新聞社がそれを問題だと認識していることを表し、そして読者はその投書欄を読むことによってそれを問題として受け止めるだろう。故に、新聞紙面という場所を「誰がどのような立場から語っても、似たような語りを構成してしまう」という、言説が生産される「場」(赤川 [2001:77])として位置付けることができるのではないか。

2-1:未成年者の自殺数の変遷

本章では1945年から1995年までの未成年者の自殺数を明らかにする(3)。大局的に見ると、未成年者の自殺数は、時間が経つごとに減少している(図1参照:図は本文最後尾を参照 編集者注)。この50年間で最も未成年者の自殺が多かったのは、1955年の2826件である。加えて、この前後2、3年のあいだが、毎年2000人以上の自殺者が存在していた。この50年間で、2000件を超えたのは、1954年から1961年までの7年間であり、それ以後自殺者総数に対する未成年者の占める割合も同様に減少傾向にある。

自殺者総数の変化を、20000件を基準にして見ると(図2参照)、この50年間に4つの時期が存在していることが分かる。一つ目は、1945年から1953年までの時期。二つ目は、1954年から1960年までの時期。三つ目は、1961年から1976年までの時期。四つ目は、1977年から1995年までの時期。第2期と第4期において、自殺者の総数は2万件を超えている。2万件を基準にして、増加と減少を交互に繰り返している。未成年者の自殺の傾向とは異なり、1970年以降時間が経つにつれて、少しずつ増加の傾向になることが分かる。未成年者の占める割合も、10%を越えていたのは、未成年者の総数とほぼ同様に、1952年から1961年までの10年間だけである。これは総数の最高値の年と一致している。この年以降、割合も減少の一途を辿る。1990年以降の割合は2%台で落ち着いている。未成年者の自殺数は減少傾向にあるが、自殺者数は漸次増加傾向にあるというのが大局的な事実である。

次に未成年者の自殺総数をより詳細に見てみよう。厚生省(現:労働厚生省)の統計では、未成年者を3つのカテゴリー(5歳から9歳、10歳から14歳、15歳から19歳)に分けたうえで、総数を把握している(図3参照)。まず確認できることは、未成年者の自殺者の多くは、15歳から19歳に集中していることである。5歳から9歳までの自殺者は、1947年を除けば、毎年一桁であり、一年間に5件を越えた年すらない。また、10歳から14歳までの自殺者数も、1986年を除いて、三桁になることはなく、二桁の範囲に収まっている。1960年代後半に、40件後半から50件前半で落ち着いた年が続いていたが、時間の経過に対応するような変

化は見られない。その総数は、50件前後から90件までのあいだに収まっている。15歳から19歳までの自殺者は、反対に二桁になったことはない。前記の未成年者の総数と正確に対応して、1954年から1960年までが、2000件を越える自殺者を出している。それ以降は、減少の一途を辿り、1990年代では、ピークであった1950年代後半と比較すると、5分の1程度まで減少している。

2-2:「原因」論から「言説」論への展開

これらの事実から考えてみたくなることは、どうしても50代後半に未成年者の自殺が顕著に増加したのかという理由である。しかし、その理由を大局的に説明することが本研究の目的ではない。なぜならば、それらの説明は、なぜその人がその瞬間に自殺したのかということを明らかにしないからである。

たとえば下川(1996)は、この時期の10代の自殺を受験戦争による自殺だと説明し、芹沢(2000)は、「進学を至上命令とする教育家族化」にとって、「いい子」に押しつぶされた果ての自殺であると特徴付けているが、これらの状況はその時期に自殺せずになんとかやり過ごした人びとも共通した状況だったはずである。これらの説明だけでは、なぜある人がその瞬間に自殺をしたのかということを説明できない。生き残っている私たちが知りたいのは、なぜその人がその瞬間に死という選択を選んできたのかということであ

る。そのような一般化された状況論ではその問いに応えることはできないと考える。

本研究では、なぜある人がその瞬間に自殺をしてしまうのかという問いに直接応えることができない。本論の域を越えているし、それを目指してもいない。むしろすぐに自殺の原因探しをしてしまいたくなる私たち自身の傾向を問題にしたいのである(4)。

2-3:小括

ここから分かることは、未成年者は時間が経つにつれて自殺しなくなってきていることである。とくに90年代になってからは、戦後最低の数字を示している。これは私たちの実感とはそぐわないものではないだろう。では私たちの実感の根拠はどこからやってくるのだろうか。

3-1:新聞紙上における「未成年者の自殺」言説の変遷

前章では、未成年者の自殺は時間の経過のなかで減少していることを確認した。しかし、それは私たちの実感にそぐわない事実であった。ここではその事実と実感の齟齬はどこからやってくるのかを明らかにしてみたい。

本研究では、その手段として新聞、特に投書欄が有効であると考えた。新聞紙上にほぼ毎日のように掲載され続けている投書欄において、未成年者の自殺はど

表1 朝日新聞戦後50年見出しデータベース検索結果
「自殺AND小学生」「自殺AND中学生」「自殺AND高校生」

	小学生	中学生	高校生
1955-1959	3	13	50
1960-1969	7	36	43
1970-1979	19	75	65
1980-1989	4	27	14
1990-1995	0	4	4

(大分類:社会、中分類:事件、小分類:自殺)

のように取り上げられてきたのであろうか。近年情報のデータベース化が進み、過去の新聞すべてを閲覧せずに、一定の手続きを経ることによって、50年間という時間を分析の対象にすることができるようになってきた。本研究では、「朝日新聞戦後50年見出しデータベース」を用いた。「自殺AND小学生」「自殺AND中学生」「自殺AND高校生」というキーワードで検索を行った結果は表1の通りである(5)。

この表は何を示しているだろうか。前章で確認した事実と照らし合わせてみる。新聞に掲載された未成年者の自殺の記事は、自殺の実数とは関係していないということである。

表を読む前に注意されたいのは、新聞紙面に掲載される記事は、実数のほんのひと握りでしかないことである。たとえば、1945年から1959年までの未成年者の自殺数は、24623件であったが、朝日新聞に掲載された未成年者の自殺数は、合計66件しかない。掲載率は1%にも満たない。この基本的な事実を踏まえなくてはならないが、新聞記事の掲載数は自殺者の総数の変遷とは異なっている。

未成年者の自殺が最も多かったのは、1954年から1960年にかけての期間であった。しかし、未成年者の自殺記事が朝日新聞に最も多く掲載される時期はそれと一致しない。表からもわかるように、最も多く掲載されたのは1970年から1979年までのあいだであった。

70年代をさらに各年に分割してみると、1973年に急増していく。中学生の場合、1973年に15件の記事は掲載されるようになった。さらに1976年には16件、1977年には12件と連続して掲載されるようになっていく。しかし80に入ると、急激に減少してしま

う。朝日新聞紙上において、最も未成年者の自殺記事を掲載していたのは、1973年から1977年までのあいだである。しかし、この事実もまた私たちの実感とは異なる。90年代に入り、私たちは、未成年者の自殺についての様々な情報に囲まれていたのではないか。

私たちの実感の根拠を探っていけば、未成年者の自殺は「いじめ」と結びつけていたことを思い出すだろう。

3-2:「いじめによる自殺」という言説の登場

同じデータベースを用いて、「自殺ANDいじめ」というキーワードで検索してみる。1945年から1969年までは検索結果は得られなかったが、1970年代以降の結果は表2の通りである(6)。

まず注目すべきは、80年代に入り、一般的な自殺ではなく、いじめによる自殺についての記事が多く掲載されるようになってきていることである(7)。その多さは70年代の中学生の自殺に次ぐ多さである。80年代以降、朝日新聞ではいじめによる自殺を多く掲載するようになってきた。

次に注目すべきは、90年代に入ると、「大分類:社会、中分類:事件・事故、小分類:自殺」に分類される記事は激減する。しかし、「大分類:文化、中分類:教育」の記事が激増している。このことは何を意味するだろうか。80年代までにおいて、未成年者の自殺は、社会面の事件・事故として掲載されていたが、とくに80年代においては、いじめによる未成年者の自殺は社会面の「事件・事故」というカテゴリーには入らない。そして、教育面の記事として処理されるようになったということが分かる。未成年者の自殺が、教育

表2 朝日新聞戦後50年見出しデータベース検索結果「自殺ANDいじめ」

	A	B	C	D
1970-1979	1	0	0	0
1980-1989	68	49	2	0
1990-1995	5	114	11	4

の問題の一つとして取り上げられるようになってきたと言えるだろう。さらに注目すべきは、「裁判」というカテゴリーである。「裁判」というカテゴリーが登場するのは、80年代に入ってからだが、これも90年代に入り、記事は10倍以上も増えていく。これもまた未成年者の自殺が事件としてではなく、問題として認識されるようになったことを示している。

3-3:小括

朝日新聞紙上において、未成年者の自殺の取り上げ方は「事件」から「問題」へと変化しているといえるだろう。それまでは「事件」として取り上げられてきた未成年者の自殺は、90年代に入り、ただの「事件」としてではなく、教育の「問題」として取り上げられるようになってきたといえるだろう。未成年者の自殺をめぐる私たちの現在の実感、90年代に入って急速に作られたものではないか。1945年からの50年間において、未成年者の自殺をめぐる認識は大きく変わっている。次章では新聞投書欄においてこの仮説を実証してみたい。

4-1:新聞投書欄における未成年者の自殺言説の変遷

本節では、新聞投書欄で「未成年者の自殺」言説がどのように取り上げられていったのかを明らかにする。朝日新聞を取り上げただけでは、資料の偏りを相対化することができないため、毎日新聞・読売新聞の投書欄も調査の対象とした。しかし、毎日・読売の各紙は、朝日新聞のような過去の記事のデータベースが公

開されておらず、朝日新聞の場合と同様の手続きをとることはできなかった。具体的には、朝日新聞における検索結果によって、「大分類:社会、中分類:事件、事故小分類:自殺」に分類された記事の掲載日の翌日から10日間の投書欄に、未成年者の自殺に関する投書が掲載されているかを調べた。同様の手続きを毎日・読売の各紙においても行った。その結果をまとめたものが表3である。

まず分かることは、未成年者の自殺に関する投書数は70年代になってから一挙に増加していることである。それ以前の時期には、毎日新聞が取り上げることがあったが、他の二紙は掲載していない。80年代も70年代同様に掲載され続け、90年代に入ると、一気に減少していく。そして90年代に入ると、極端に減少してくる。

さらに細かく年ごとの変化を追ってみる。そうすると、各紙とも増加の傾向に移る年は、一致している。1972年に未成年者の自殺に関する投書が掲載されはじめる。それ以前まではほとんど掲載されていなかったことを考えると、この年は、一つの区切りの年である。70年代後半と、1985、86年のピークを描いている。特に朝日新聞の掲載のされ方が一番特徴であるが、3紙とも掲載数が増えるときの時期がほぼ重なっているというのが興味深い。

4-2:「いじめによる自殺」言説の急増

1985年といえば、俗に「いじめ元年」と言われ、翌86年には中野区富士見中学の鹿川君のいじめ自殺があった。一転して90年代には、各紙とも投書の掲載が

表3 未成年者の自殺に関する投書数

	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞
1945-1959	0	1	0
1960-1969	0	4	0
1970-1979	29	31	21
1980-1989	29	21	18
1990-1995	0	0	4

ないということになっている。しかし、これは私たちの実感と一致しない。私たちは、1985年以降子どもたちの自殺というニュースを聞きつけたではないか。

たとえば鹿川君が自殺した1986年2月・3月の投書欄を確認しておこう。朝日新聞の「声」では44件、毎日新聞「みんなの広場」では19件、読売新聞「気流」欄では31件の投書を掲載している。90年代に起こった二つのいじめ自殺(大河内君いじめ自殺と伊藤準君いじめ自殺)の起こった月の投書欄も調べてみた。結果は、朝日新聞「声」欄が47件、毎日新聞「みんなの広場」欄が37件、読売新聞「気流」が22件という結果が得られた。この結果は何を示しているだろうか。まず、80年代後半に入り、未成年者の自殺を「事件としての自殺」として報道するのではなく、「いじめ(教育問題)としての自殺」として報道するようになってきたということである。さらに掲載される数が、いじめ自殺以降集中的に増加していることである。これまでの表は1年を単位にしていたが、ここで取り上げた期間は2ヶ月だけである。投書は2ヶ月のあいだに集中的に掲載されるようになってきている。ある一人の未成年者の自殺が事実としてだけでなく、私たちが考えなくてはならない「問題」として認識されるようになった。

4-3:小括

未成年者の自殺総数と新聞投書欄における投書数は反比例の関係にある。総数は時間の変化のなかで減少しているにもかかわらず、投書欄では子どもの自殺を多く取り上げる傾向にある。

その転換点が、1970年代中盤に存在していて、それ以降、私たちは、未成年者の自殺に関する様々な言説を目にすることが多くなってきたのである。私たちは未成年者の自殺という事実に影響を受けているというよりも、その言説に大きな影響を受けている。私たちが未成年者の自殺という事実とは釣り合わない過剰な言説に囲まれて、未成年者の自殺が増加しているかのような錯覚に陥り不安になっているのではないだろうか。

5-1:考察

1970年代半ばはこれまでも戦後教育の転換点として位置付けられてきた。たとえば刈谷(1995)は、大衆教育社会という視点から、1970年代半ばに大衆教育社会が完成し、それは「中流」意識を持つ人びとの割合が90%を越えたときと重なりと指摘している。また、滝川(1994)は、進学率という観点から、1970年代半ばに注目し、「進学率が九〇%を突破(昭和四九年)した頃を変曲点に、長欠率が反転上昇している」(滝川[1994:215])と述べ、このことは「豊かな近代社会の実現」を意味し、「九〇%突破とは「一五の春を泣かせるな」の合い言葉や「高校全入運動」の形で目指されていた、高校が「狭き門」ではなく誰にも開かれた社会が、ほぼ実現したことを意味している」(滝川[1994:215-216])と指摘している。竹内常一(1993)も同様の観点から「落ちこぼれ」が問題化された時期が1970年代半ばだと指摘している。本研究との関係で言えば、藤田(1997)は、教育問題がマスコミを賑わすようになったのが1970年代半ばであると指摘している。

ところが七〇年代半ば以降、校内暴力、対教師暴力、いじめといった学校のなかでの問題が重要な教育問題・青少年問題としてマスコミを賑わすようになった。それ以前の問題が主に学校の外での問題であったのに対して、七〇年代半ば以降に浮上してきた問題は、「学校病理」とか「学校荒廃」という表現にもあらわれているように、学校教育の歪み、学校のなかでの問題、学校を基盤とした問題だという点に特徴がある。(中略)こうして見ると、一九七〇年代半ばに大きな転換点があったことは確かだったらしいということが見えてくる。では、七〇年代を境にして何が変わったのか。その転換の特徴はどこにあるのか。この問いのなかに、一連の「学校病理的」現象がなぜ一九七〇年代後半以降に噴出することになったのかという問題に対する答えが隠されている。(藤田[1997:197])

本研究は藤田のこの仮説を実証的に証明したことに

なるだろう。未成年者の自殺もまた1970年代半ばに大きな転換点を迎えていたのである。本研究と異なる点は、藤田はこの後その原因を概説的に説明してしまうところにある。本研究が明らかにしていることは、未成年者の自殺という事実とその言説の齟齬である。

つまり教育問題の原因を探る言説自体をも相対化の対象にしているのである。研究者の言説自体も、言説空間のなかでの出来事であって、そのような言説空間を強化しているのではないか。

5-2:未成年者の自殺とその言説の齟齬

私たちはこうして子どもの問題を論じる空間をどんどん広げているのではないだろうか。その原因を説明しようとする研究者たちもまたそれに加担しているのではないか。P.L.バーガー=T.ルックマン(1967=1977)は、知識社会学という視角から「<現実>と<知識>の特定の集合体は、特定の社会的文脈と関係をもっており、これらの関係は、こうした文脈の適切な社会学的分析の対象に含まなければならない。」(P.L.バーガー=T.ルックマン [1967=1977:4])と述べている。このような作業が、子どもをめぐる現実と言説についても行われなくてはならないだろう。特に学校病理という言説が日常的に再生産されている現状(8)を見ると、意義があるように思われる。いま必要なのは、現実の分析ではなく、現実の分析を可能にしてその認識についての分析ではないだろうか。その場合、知識社会学の視角は有効である(9)。本研究はこの視角を用いて、私たちが日々新聞記事を読むことによって、未成年者の自殺を問題化する視線を徐々に獲得してきたことを明らかにしている。1970年代半ば以降急速に私たちは、未成年者の自殺を「事実」としてではなく、「問題」として認識するようになってきたのである。さらに問題は、未成年者の問題から、教育問題へとさらなる変化をとげて現在に至っている。いま現在の未成年者の自殺へのまなざしは、変化してきている。

5-3:領域拡張作用と抽象化される悲哀

未成年者の自殺という視点から描き出された戦後50年とはどんな時代なのであろうか。

ある子どもが自殺をする。保護者や担任の教員や近所の大人たちは、その子がなぜ自殺をしたのかを何度も考え、悲しみに暮れるだろう。その事実、いくら時代が変わっていこうとも、変わらない現実だと思う。実際に1950代後半には、多くの未成年者たちが自殺をし、身近な者たちに深い悲しみを残したに違いない。しかし、70年代半ばから、新しい事実が起りはじめた。それは自分にとって身近な存在ではない未成年者の自殺に関する情報に接する機会が多くなり、その伝聞された事実に対して悲しむという次元が現われたのである。それは新聞紙面における未成年者の自殺記事の激増から推測することができる。私たちはここから「抽象化された悲哀」を感じるようになってきたのだ。さらに80年代以降、「抽象化された悲哀」という層の上に、いじめによる自殺から掻き立てられた「教育問題としての自殺」という層が上乘せされていくのである。

ある未成年者の自殺は、新聞紙面の効果によって、ますます抽象化され、多くの人びとに「抽象化された悲哀」を引き起こさせ、「教育問題としての自殺」という認識へと私たちを引き釣り込む。

しかし、私たちに必要なのは、「抽象化された悲哀」に暮れることでも、「教育問題としての自殺」について議論することでもなく、その子がなぜ自殺したのかを具体的に考え続け、その子の自殺の意味を自身で了解することであろう。だが「抽象化された悲哀」や「教育問題としての自殺」という認識は、その極めて具体的な作業であるなぜその子が自殺してしまったのかについての熟慮を許さない。その事実は常に「問題」として薄められてしまい、その事実をその事実のままに受け止める力を育まない方向へと私たちを導いていないだろうか。

教育社会学では、こうした事態を「社会問題の領域拡張」と呼ぶ。伊藤はこの事態を「ある現象が社会問題

であるとしてカテゴリーが成立し、それが憂慮すべき、またなくすべき現象として注目されるようになると、このカテゴリーは拡大解釈されるようになっていく。今まで気づかなかったが、いじめという名詞で表現されるのと「同種の」「同根の」現象がそこかしこに起こっているとされるのである」と定義している(今津・樋田 [1997:214])。

本研究の分析を重ねると、新聞紙上は、戦後一貫して、この作用を拡大する傾向に加担していたといえる。この作用の問題は、伊藤が指摘する通り、「それぞれ個別の事情から生じている現象が「脱文脈化」されることである。いじめというカテゴリーが人々の心情に対して訴える力をもつがゆえに、多様であるはずの現象の解釈にあった「乱暴に」用いられ、固有の事情が捨象されてしまう」(今津・樋田 [1997:216]) ことにある。これは未成年者の自殺についても同様に当てはまる。自殺というきわめて固有な事実の重みを捨象し、社会問題や教育問題として「乱暴に」抽象化する作用が働いている。それを担う新聞紙面の読者達は、それを受容して、自分達の認識を更新していくのではないだろうか。しかし、私たちに必要なのは、子どもたちを抽象的に語るのではなく、つねに個別具体的な対象としてかかわることではないだろうか。この戦後50年間において、もっとも欠落している点はこの点ではないだろうか。子どもたちとかかわるときに必要なものは、抽象化された感情ではなく、つねにいま目の前にいる子どもたちとかかわっていこうとする具体的な意志である。抽象化されるはずのない一人一人の子どもたちが、大人たちのまなざしのなかでは、抽象化されてしまっているのではないだろうか。大人たちの子どもへのまなざしの抽象化こそ、いま最も問わなくてはならない問題である。

6: 今後の課題

本研究では、未成年者の自殺言説の量的分析を行ったが紙幅の関係上質的な分析を行うことができなかった。実際に掲載された投書がどのような内容であったのかを明らかにする必要があるだろう。それが次の課

題である。さらにそれ以外のメディアでの認識はどうであったのかも明らかにする必要があるだろう。たとえば未成年者の自殺を扱った雑誌論文や研究書などの変遷についての研究も必要である。

また本研究の視角を用いて、未成年者の殺人において同様の分析を行うこともできるだろう。子どもたちは凶悪化したのか、それともそうではないのか。この議論に対しても、本研究の視角は有効に機能するはずである。次の課題としたい。

図1 戦後の未成年者の自殺者総数と未成年者の占める割合

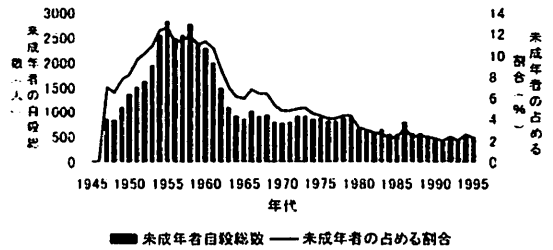


図2: 戦後の自殺者の総数

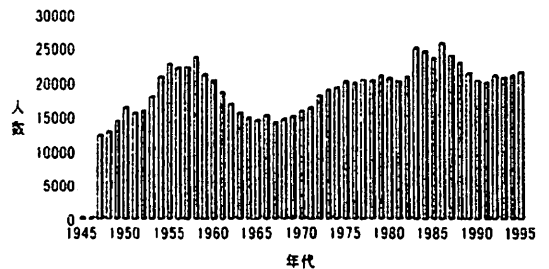


図3: 未成年者の自殺数(年代別)

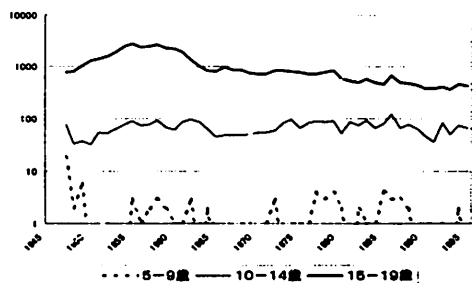
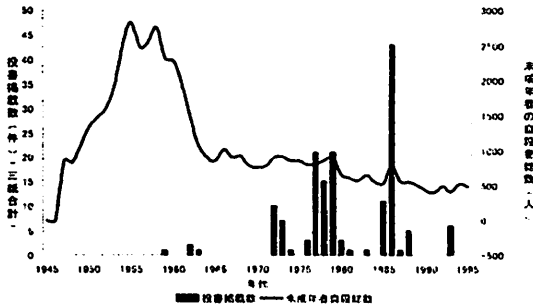


図4. 未成年者の自殺者総数と投書掲載数



註

(1)本研究は、現在の子ども問題を噴出させたと言われてきた戦後教育の評価のための基礎作業になるだろう。教育改革国民会議(「教育基本法見直し」必要)改革会議、最終報告で17提案(朝日新聞 [2000.12/23])や教育新生プラン(「教育新生プラン 国民会議の提言もとに発表 文部科学省」毎日新聞 [2001.1/25])などのなかで、教育基本法の問い直しや戦後教育の総括を含め、今後の教育のあり方が世論を巻き込んで議論されるようになってきている。文部科学省の大臣が教育基本法の再検討を口にしていることもその一例である(「教育基本法見直し 不足部分の検討を中教審へ諮問 文部科学省」(毎日新聞 [2001.11.17])。新しい世紀に入り、日本の教育の問い直しが社会全体で本格的にはじまりつつある。

教育学はこのような世論に対して応えることができるだろうか。先行研究を整理するとそのほとんどが概説的なものばかりで、それらは一定の見取り図を与えてくれるが、実証性という点において問題をもっていた。

これまでの戦後教育史研究はおよそ三つに大別することができる。一つは、山住(1987)、乾(1996)などの制度論的アプローチである。これらのアプローチの特徴は、学校教育に関する諸制度の変遷を明らかにする点にある。子どもたちとかれらを取り巻く大人たちがいかなる諸制度のもとで、どのような性質を帯びた教育を享受することになったのかを明らかにする。このアプローチは、最もオーソドックスなアプローチで、小山(1998)によれば、1970年代に叙述の型が出

来上がり、今日に至るまで「定型化された見方」(小山 [1998:258])として存在している。しかしこのアプローチは、文部省(現:文部科学省)と日教組の対立が緩和されていったのと平行に、80年代以降停滞しているという問題点を持っている。

二つ目は、明石(1995)、高橋(1995)、深谷(1996)などの生活誌的アプローチである。このアプローチは、子どもたちがどのような生活を営んできたのかを明らかにする。一番目の制度論的アプローチを乗り越える形で提出されたアプローチである。制度論的なそれでは把握することのできない子どもたちの生活を明らかにしている。しかし、このアプローチの限界は、その当時流行していた事物を取り上げて当時の状況のすべてを説明してしまっている点にある。三つ目は、汐見(1996)、広田(1998)(2001)などの言説論的アプローチである。このアプローチは、子どもとその教育をめぐる現実をどのように見たり、語ったりしてきたのかを明らかにする。近年最も盛んなアプローチである。制度論的アプローチと生活誌的アプローチが実態を明らかにしているのに対して、このアプローチは、言説に焦点を当てているところに特徴がある。このアプローチの限界は、生活誌的アプローチと同様に、その当時の新聞記事や統計資料などをその根拠にしているが、その言説の主体が多様であり一貫していないという点にある。一貫した主体を設定することによって、より詳細な研究が可能になる。これら三つのアプローチは、それぞれに特色を持っているが、実証性という点においては問題を抱えている。用いられる方法の妥当性が問われていないという限界をもっている。本研究は、三つ目の言説論的アプローチに分類されるが、これら先行研究の限界を乗り越えるために、近年充実しているデータベースを用いることにした。それにより本研究の妥当性を確保することができ、実証的な戦後教育史研究の蓄積に貢献できるはずである。

(2)本研究は次の小熊の発言を実証的に明らかにする試みである。「子どもという不安」こそ、私たちが克服しなくてはならない病である。

「最近うちの子どもが」といった日常のリアリティ

も、「戦後教育が悪いんだ」とかマスメディアの言葉でしか語られなくなってきたことがあると思うんですね。たぶん日常の手触りみたいな部分のものまでも、マスメディアで流通している言葉でしか処理できなくなってきたという。みんな本当はその苛立ちはあるんだけど、どうしたらいいのかわからない。」

(村上・小熊 [2000:46])

(3)自殺者の実数は厚生省大臣官房統計情報部(1977)(1984)(1990)(1999)「自殺死亡統計人口動態特殊報告」に拠った。本論における「未成年者」とは5歳から19歳からまでの人間を指す。「5-9歳」「10-14歳」「15-19歳」という分類は厚生省によるものである。因みに年齢別の詳細な記録は公表されていない。

(4)自殺の原因について言えば、芥川龍之介の次の発言を真摯に受け止めるべきだろう。繰り返すが、自殺の原因探しは本研究の目的ではない。一般的な原因探しをしたくなってしまう私たちとは何なのだろうか。

だれもまだ自殺者の心理をありのままに書いたものはない。それは自殺者の自尊心や、あるいは彼自身に対する心理的興味の不足によるものであろう。僕は君に送る最後の手紙の中に、ハッキリこの心理を伝えたいと思っている。(……)君は新聞の三面記事のうちに生活難とか病苦とか、あるいは又精神的苦痛とか種々の自殺の動機を発見するだろう。然し僕の経験によれば、それは動機の全部ではないのみならず、大抵は動機に至る道程を示して居るだけである。自殺者は大抵は何のために自殺するかを知らないだろう。それは我々が行為する様に複雑な動機を含んでいるが、少なくとも僕の場合はただボンヤリした不安である。何か僕の将来に対する、ただボンヤリした不安である。(芥川 [1997:3])

(5)表の下にある「大分類:社会、中分類:事件、小分類・自殺」というカテゴリーは、データベース(「朝日新聞戦後50年見出しデータベース」)が用いているカテゴリーである。たとえば中学生の自殺をめぐる記事がどのようなカテゴリーで紙面に掲載されているかを示している。

(6)表が煩雑になるため次の解説を参照のこと

A:「大分類:社会、中分類:事件・事故、小分

類:自殺」

B:「大分類:文化中分類:教育」

C:「大分類:出版・報道・裁判」

D:「大分類:世界・家庭面・特集面」

(7)言うまでもないが、1960年代より前には「いじめAND自殺」で検索される記事は一つも存在しない。

(8)次の発言を参照されたい。

「事件そのものよりも、事件に対してみんながあれほど一生懸命論じるということのほうが興味深いですね。それは人びとが事件を語ることを通じてある不安を表現しているんだと思います。」(村上・小熊 [2000:29])

このことは子どもたちをめぐる状況においても当てはまる。その不安を解消するのではなく、その不安そのものの根拠を探り当てる必要がある。

(9)「〈知識社会学〉は人間社会における〈知識〉の経験的な多様性を研究対象としなければならないだけでなく、いかなる〈知識〉体系であれ、それが〈現実〉として社会的に確立されるに至る過程をも問題にしなければならない。」(P.L.バーガー=T.ルックマン [1967=1977:24])

文献

- (1)芥川竜之介 1997 「或旧友へ送る手紙」『芥川竜之介全集第一六巻』 岩波書店
- (2)明石要一 1995 「戦後の子ども観を見直す」 明治図書
- (3)赤川学 2001 「言説分析と構築主義」 上野千鶴子『構築主義とは何か』所収 勁草書房
- (4)乾 彰夫 1996 「教育政策・教育問題」『現在日本社会論戦後史から現在を読む30章』所収 労働旬報社
- (5)今津・樋田編著 1997 「教育言説をどう読むか」 新曜社
- (6)大内裕和 2000 「戦後教育学再考 — 戦時／戦後の区分を越えて」『近代教育フォーラム』No.9 所収
- (7)小熊英二・村上龍 2000 「『日本』からのエクソダス」『文学界』 2000.8

- (8) 刈谷剛彦 1995 「大衆教育社会のゆくえ 学歴主義と平等神話の戦後史」 中公新書
囃社)
- (9) 小山静子 1998 「戦後教育史はどのように語られてきたのか」 末川/坂野他編『戦後五〇年をどうみるか(下)』所収 人文書院
- (10) 「こころの科学 特別企画 自殺」 1995.9 日本評論社
- (11) 汐見稔幸 1996 「子どもと教育の社会学的研究の現状と課題」 岩波講座現代社会学12「こどもと教育の社会学」所収 岩波書店
- (12) 下川歌史 1996 「10代の遺書昭和～平成・自殺流行史」 作品社
- (13) 芹沢俊介 2000 「他者に向かい始めた死との戯れ」『論座』2000.7 所収
- (14) 高橋 勝・下山田裕彦編著 1995 「子どものく暮らしの社会史」 川島書店
- (15) 滝川一廣 1994 「家庭のなかの子ども 学校のなかの子ども」 岩波書店
- (16) 竹内常一 1993 「日本の学校のゆくえ 偏差値教育はどうなるか」 太郎次郎社
- (17) 羽田貴史 1997 「戦後教育史像の再構成」教育学年報6「教育史像の再構築」所収、世織書房
- (18) 広田照幸 1998a 「〈子どもの現在〉をどう見るか」教育社会学研究第63集
- (19) 広田照幸 1998b 「学校像の変容とく教育問題」現代社会学12「こどもと教育の社会学」所収、岩波書店
- (20) 広田照幸 2001 「教育言説の歴史社会学」名古屋大学出版会
- (21) 深谷昌史 1995 「子どもの社会史…明治から平成」 黎明書房
- (22) 藤田英典 1997 「教育改革 — 共生時代の学校づくり —」 岩波新書
- (23) 村上 龍 2000 「『教育の崩壊』という嘘」 N HK出版
- (24) P.L. Berger & T. Luckmann 1967 “The Social Construction of Reality-A Treatise in the Sociology of Knowledge”(訳書として、山口節郎 1977 「日常生活の構成アイデンティティと社会の弁証法」 新
-

「新しい歴史観」をめぐって

原田 牧雄(神奈川県立高等学校)

A まず、今日のテーマの「新しい歴史観」という言葉だけど、何度も言っているように、この「新しい」という概念には、ある先験的な「時間の観念」が前提になってしまってるんじゃないか？ 我々はそういう「時間の観念」そのものを問題にしてきたはずだけど……あるいは、「オルタナティヴ」なという意味なのかな？

B 今まで色々話してきた、「歴史修正主義(リビジョナリズム)」、「自由主義史観」、「オーラルヒストリー」、「ポストコロニアリズム」、「神話的時間」、「血筋継承文化」、「クレオール」……あまり脈絡もつけないで話されたこうした言説を少し整理しておきたいと思ったんだ。そしてこれは、「歴史」をどう見るかということ糸口にしたら話しやすいのかな、と思ったんだ。

B どこから話してもいいんだけど、上野千鶴子が、歴史というものは、「絶えざる再審、再解釈による再編」だと言っているね。そしてその例として、「従軍慰安婦」の問題を取り上げている。自分たちのやった行為を「恥」だと決めつける、家父長制の抑圧によって沈黙を強いられてきた慰安婦たちが、91年に初めて重い口を開き、軍隊による「性暴力」を告発したことによって、パラダイム転換が起こり、単なる「事実」は、リアルな「現実」になったと言っている。一般に、権力者が作り出す歴史は、自分たちに都合のいい文書を安直な因果論や目的論によってつなぎあわせて、これが国の正当な歴史、つまり「正史」だと言い張り、一方、慰安婦たちの告発のような、「オーラルヒストリー」は、文書の裏付けもなく、本人たちの思い違いもあるかもしれないので、信用できないと言っている。

A でも、もっと広い視野で見ると、権力の抑圧によって隠蔽され、場合によっては忘却させられてきた、黒人奴隷の問題や、アメリカ・インディアンの問題、あるいはその存在を抹消されようとした少数民族の問題、こうした問題が「単なる事実」ではなく、「歴史的現実」なんだと認識されるようになったのは、やはり、生き残った人々の「口頭による生々しい告発」の力だったんじゃないかな。そういう意味で君の言うように、「オーラルヒストリー」は、特に権力によって意図的に隠蔽されてきた「現実」を再現させる、唯一の方法かもしれない。権力は自分たちに都合の悪いことは、決して文書に残さないし、戦争に負けたりすると、不都合な文書は焼却してしまうからな。

B ナチの絶滅収容所、例えば70万人の犠牲者を出したと言われるベラジェフの収容所では戦後の生還者は、たった一人だったそう。その一人が、そこで起きたことを告発できるかということ、到底無理というか、その沈黙の重苦しさは、我々の想像を絶していると思う。身体が硬直して、声も出せないような重苦しい脱力に呪縛されていると言ったらいいか……まあ、こんな言葉では表現できないと思う。

何が人々に沈黙を強いているか、慰安婦の場合は上野の言うように、儒教的な抑圧、家父長制による抑圧が自分たちの行為を恥だと決めつけ、慰安婦自身もそれに強く囚われていた。その呪縛から抜け出すのに50年近い時間がかかっている。一方、ナチの絶滅収容所の場合は、何事も無かったかのような平穏な風景が人々に沈黙を強いていることが恐ろしい。絶滅収容所というのは、文字通り、そこに収容されている人々を、あたかも初めから存在しなかったように、その記

憶ごと抹消してしまうところで、70万人の人々が殺されて、生還者はたった一人というけれど、もしその一人も殺されていたら、その収容所の存在さえ抹消されて、記憶そのものが消失していたかもしれない。だからいずれの場合も権力者は、生き残った人々が死んでしまうのを待っている。アーレントの言う「忘却の穴」に、都合の悪いことは早く飲み込まれてほしいと思っている。それだけに、その穴に飲み込まれる前の、途切れ途切れの声は、本当に貴重なものだと思う。

B ところが、ネオナチの歴史修正主義者たちは、ガス室に送られて戻ってきた人が一人もいないことをいいことに、またヒトラーの公式の命令書が存在しないことを根拠に、ナチの収容所にガス室など存在しなかったと言っている。

A 一般にリビジョナリズムと言われるものは、人々の記憶が風化しかかった頃を見計らって、記憶の根拠になっていた事実そのものが無かったと言い始める。人々は戦争についてできあがっている、固定した見解に一種のマンネリズムを感じている(記憶の風化とはまさにこれだ)から、そうした発想に新鮮なものを感じてしまう。と同時に、ここには戦争についての宿命論が浮上してくる。確かに、犠牲になった人々は気の毒ではあるが、戦争は人類の避けようのない宿命であり、戦争が起こると必ずそうした悲劇が繰り返されてきた。人類が戦争に至ってしまう宿命を深く洞察することこそ大切だ……なんて言いながら、結局一人ひとりの固有性を一般論やバランス論に解消してしまう。西尾幹二の論法も、生身の固有性の問題を、近代共通の問題として一般化し、宿命論の洞察の中で贖罪してしまうものだと思う。

B 自由主義史観を標榜している人々は、植民地支配や戦争を近代社会の宿命と捉え、西欧列強が、旧植民地に対して、何の謝罪もしていないのに、何で日本だけが謝らなければいけないんだ、と主張する。そういう日本だけが中国や韓国などに謝罪する歴史認識を屈辱史観と捉え、国の誇りを取り戻す「国民の歴史」、

つまり正史を確立しなければならない、と言っている。例えば西尾幹二は、韓国併合なども、当時の大國同士の力の均衡政策の中で、日本がどれだけ困難な選択を強いられたか、そういう当時の状況に沿った文脈の中で考えなければならない、なんて言っている。確かに、大國間のパワーポリティクスの中で、「国民国家」という主体をどう貫くかということが、当時の為政者たちのリアリティだったとしても、そういう植民地支配を前提にした大國間の政治的闘争や国民国家の主体性という構図そのものが、あれだけの悲劇をもたらしてしまった、ということも当然視野にいれなければいけないんじゃないか。我々はその前提としての構図そのものを覆して考えなければどうしても乗り越えられないほどの、根源的な悲劇あるいは負い目を抱え込んでいるということをはっきりと自覚すべきだと思う。そういう意味で現在の我々は、大國間の力の均衡という発想も民族主義的な「国民国家」という幻想も、ともに乗り越えたところで、新しい歴史観を構築していくしかないと思う。そもそも、一つの国があたかも主体として存在し、脈々とその主体の正統性が貫かれる歴史が存在するなどということは幻想でしかない。近代が生み出した「国民国家」における「歴史教育」は初めから、その国家の正統性を前提にしている。そしてこのことは、大國間の政治的均衡を前提にした国家の主体性という発想からの必然的な帰結であって、歴史教育で扱う歴史も、大國間の政治的均衡や抗争と無縁には存在しえないと思う。それぞれの国が、自分の国の正統性にとって不利なことを隠蔽したり、過小評価したりして作られた「自国史」同士が、その歴史認識の相違点を争うという、果てしない茶番から、もういい加減自由になりたいとつくづく思うよ。だから、現実問題としては、「国民国家」という枠組みは消せなくても、対立する国々が「自国史」に拘らないで、互いを鏡として自分の歴史観を相対化するような対話を始めるしかないと思う。実際に戦後のドイツは、ポーランドと話し合いを続けて、良い方向を見いだしているらしい。

A そのとおりだね。そもそもたった一つだけこ

れが日本の正当な歴史で、他の見方は認められない、なんて発想そのものがナンセンスでしかないでしょう。上野千鶴子も「新しい歴史教科書を作る会」の人々を評して、「彼らは愛国者きどりだが、誰がより『愛国的か』をめぐるゲームは『国民』と『非国民』との間に境界を引くことでどのような恣意的な『公正』をも可能にしてしまう。『国家』という『想像の共同体』—しかも発話者によってどのようなにも定義できてしまう—への強制と誘惑こそ、わたしたちが避けなければならない罠である。」と言っている。まさにその通りだと思うし、そもそも戦後民主主義の底の浅さを嘆く感性が、民族主義的プライドでしかないなんていう構図は、もういい加減にしてほしいと思う。例えば彼らは、「大東亜戦争」は、国家のやむにやまれぬ宿命的な選択だった、その真剣な姿勢の中で、多くの英霊が犠牲になったのに、そういう国の基本姿勢を否定して、軽率に連合国側の言い分を受け入れ、戦争責任を一方的に押し付けられて、近隣諸国に媚びへつらうのは、もう止めよう。民族の誇りと自覚に立ち帰って、一本筋の通った「国民の歴史」を確立しなければ……なんて言っているけど、この姿勢は近隣諸国の反発を招くだけだ。勿論彼らは、反発されたからと言って、国のプライドを捨てる必要はないと言うかもしれないけど、単純に考えて、ある国の姿勢が、普遍的な理想に基づいた一貫したものだしたら、それが他国の反発と憎悪を招くだけ、なんてことは絶対にありえないと思う。日本の基本姿勢には、西欧列強の植民地支配からアジアを解放しようという理念も含まれていたかもしれないけど、よく言われるように、現実の政策は、西欧列強以上に残虐な植民地支配でしかなかったから、これだけの反発と憎悪を招いたわけで、そのことはどのような言説によっても、覆らないと思う。

B そうだね。だから一部の強い反発を招きながらも、ナチズムという過去を断罪し続けることによって、EUの中で名誉ある地位を占めようというドイツの政治的判断の方が、ずっと巧妙な姿勢だと思うね。

日本のナショナリズムは、どうしてひとりよがり

になってしまうのか、僕は思うんだけど、それは個人の内面的なアイデンティティから国や民族のアイデンティティをイメージするからじゃないだろうか。それは、日本浪漫派から三島由紀夫の「愛国」、西尾幹二まで、ずっと一貫していると思うんだ。日本の民族性というのは、「古事記」を見てもわかるように、元来、中心性のない芒洋としたもので、「隊長ブーリバのコサック魂」やガリバルディの血を湧かしたイタリアの民族主義的熱狂とは程遠い、おおらかなものだと思う。だから近代社会の中で自己の確立を迫られた個人は、まず自己の内面の確立から出発して、それを深化させ確実な手ごたえあるものにするために、民族のアイデンティティをイメージしたと思う。だからそれは、ヨーロッパの民族主義のように、それが作り出される素地がリアルなものとして存在していたということじゃなくて、あくまでも個人の内面的なアイデンティティを確立深化させる、ある種の美学によってイメージされ、作り出されたと思うんだ。そしてそのイメージも求心的排他的なものじゃなくて、八紘一宇だとか五族共和といったつかみどころのないものだったから、自分たちでは協調性や融和性をイメージしていても、周辺諸国の人たちからは、自民族中心主義よりもずっと分かりにくい不気味なものに見えたと思う。しかも個人の内面的なアイデンティティを民族主義的なアイデンティティにまで深化させていたのは、ごく一部のエリートで、大多数の国民は集団催眠によって結集しているような状態だったから、ますます理解されなかったと思う。こうした感性に基づいて書かれた「国民の歴史」は、まさにひとりよがりであって、ある種の個人のアイデンティティの確立と深化には役立つかもしれないけど、近隣諸国には、永遠に理解されないと思う。そういう意味でこれは「自虐史観」じゃなくて、「自慰史観」と言ってもいい。

A そもそも民族主義にしても、国民国家にしても、ずっと前から話してきたように、近代の産物であって、そういう想像(イメージ)によって作られた共同性や共同体を、反省的に相対化できる地点に立って、歴史観そのものを作り替えていかなければなら

い、と言われていたのに、ここに来て、「相対主義の空転」から一気に「国民の正当な歴史」が語られてしまうのは、どうしても納得できない。我々は、今言った「反省的相対化」によって得られた「多様性」と「固有性」という視点をさらに深化させていくべきだと思う。「歴史修正主義」についての批判はこれくらいにして、自分たちの「歴史観」を語ろうと思う。初めのほうで話したように、上野千鶴子が、「絶えざる再審、再解釈による再編こそ歴史」だと言っている。

B そう、「歴史に『事実(act)』も『真実(truth)』もない、ただ特定の視角からの問題化による再構成された『現実(reality)』があるだけだ」とも言っている。これは、絶えず新たな視点によって書き換えられていく「歴史的現実」をイメージすると、とても説得力を持つ発言だと思うけど、我々が、今まで話してきた視点、一つは「直線的時間論」、もう一つは「言語の問題」の二つから批判的に検討してみたいと思う。まずここでは、暗黙のうちにリニアルな直線的時間が前提になってしまっている。確かにある現実的な政治力学(パワーポリティクス)の中で歴史を見た場合、ある支配的な視点から作られた「現実」を、別の新たな視点から書き換えるといった行為は、リニアルな時間の流れを前提にしなければ成り立たない。でもそうすると、歴史の再審は、歴史観の違う者同士の論争だけに矮小化されてしまう恐れがある。そして直線的時間の流れの中で、どちらが先に立つかの競争は、やがて水掛け論の様相を呈し、時間の失速の中でリアリティそのものが見失われてしまう危険性がある。このことは、政治力学(パワーポリティクス)の上で論争している当事者同士の意識とは無縁に起こることで、聡明な上野千鶴子などは、そのことを甘受しながら、あくまでも冷静に論争を続けているんだと思う。でも僕は、何も「歴史」だからといって、リニアルな時間を前提にしなくてもいいと思う。以前僕は、フランシス・フクヤマのような「歴史の終焉」ではないけれど、「歴史」そのものの不可能性を考えたことがあった。それは、近代の進歩史観の限界だけでなく、時間そのものの失速や澁みからイメージされたものだった。

「私は歴史感覚というものを信じない。それがあつ普遍的な直線的時間と因果論に支えられているからだけではない。それは過去の事象を辻褃を合わせて説明することはできる。だが我々の体験する時間は、もはやなめらかに流れていくようなものではない。出来事が出来事として認識されるような時間的充足は消失している。考えてみれば、時間などというものも、物事の経過や順序を意識するから生じるもので、我々が意識する以前に我々を取り巻きながら流れているものではない。」

「歴史の動輪などもはや幻想としても存在していない。残っているのは、通過する不可逆の時間のもたらず空しさだけである。この空しさに疲れた人々は、しだいに空転する時間感覚から離れて秩序のうちに吸着されていくか、もはや一貫した流れなどとは無縁に、与えられる情報の海を変わり身の術を使いながら泳いでいくかのどちらかになりつつある。」

「時間とはもはや流れていない。あらゆる事象は我々の予測できるものではない。もはや未来を洞察できる哲人など存在しえない。答は、時間自身がもはや時間ではなくなりつつあるところから自ずともたらされるであろう。」

この80年代後半に書かれた断章を読むと、その後高度に爛熟した消費社会における時間の失速感、空転感が色濃く感じられる。当時の私は「歴史的現在」という発想そのものを、近代の偏狭な時間意識がもたらす現前主義として拒否していた。この感覚は、バブル崩壊と冷戦の終焉で、ますます確かなものになった。ただ最近、従軍慰安婦に関する文章を読んで、彼女たちが沈黙を強いられた50年という時間は何だったのか、と考えるようになった。抑圧や隠蔽に、自分自身ががんじがらめにされながら過ごした50年の時間の重圧、自らの肉声によって自らを解き放って開かれた新たな現実……この時間の重圧とそこからの解放によってもたらされた変化、この変化こそ、もしかしたら歴史と呼ぶべきものかもしれない。今の私は漠然とそんな感覚を抱いている。それがリニアルな時間に支配された「歴史的現在」とどう違うのか、それはまだよくわからない。けれどもこれは、正統な歴史に新たな1

ページを加えるようなものではない、別の現実、いわゆる歴史的時間には回収されない別の現実ではないか。逆に言えば、「その現実」は絶対に歴史的現在に還元してはいけないのではないか。つまり正史を書き換えるための論争にこれを巻き込むのではなく、様々な事実の集積の中から生み出されている様々な現実の中で、これをシンクロさせる、そういう同調や共振を起こしていくべきではないか……

A その事実の集積というのは、とにかくあらゆる事実の集積ということか？

B 勿論すべての事実を集められるわけじゃないけど、言葉に回収されてしまったものから、まだ言葉に回収されないものまで含めた、あらゆる事実の坩堝といたらいいか、その坩堝の中から固有化して現実になったこと、例えば、従軍慰安婦の肉声と、ポストコロニアリズムのクレオールとがシンクロして作られるリアリティ、そうした言わば共時的なリアリティが広がる中で、初めて多様性と固有性が呼吸できるのではないか……そんなことを漠然と考えているんだ。

A もう一つの言葉の問題というのは？

B 歴史観の相違を言語による現実の切り取りの違いに還元してしまうことが、最もくだらないことだと思っている。

ある事実を言葉を使ってどのように切り取るかによって、全く異なる現実が現れるという認識は、現代のあらゆる論争の言わば土俵のようになってしまっている。特にリアルな時間によって構成されている歴史観の論争は、この土俵の上だけの争いになる。事実を言語の回路に閉じ込めるリアルな時間軸上の論争ではなく、ここでも途切れ途切れの肉声を、共時的に出会わせ、シンクロさせるオルタナティヴなリアリティを作り出す必要があると思う。

A この間「朝日新聞」で読んだんだけど、韓国のように、民族として受けた恥辱、哀しみを共有し、それ

を民族のアイデンティティにしている国で、最近ベトナム戦争での自国軍の残虐行為が問題になっているらしい。「住民を集めて機関銃を乱射した、子どもの頭を割って首を切った……」

B その話は一昨年、韓国への平和ツアーに参加した時に、現地の若者から聞いた。日本軍から被害を受けた国だけど、自分の国が加害者になることもある。このことをしっかりと見据えて考えなければ、と言っていたよ。

A 僕が問題にしたいのは、このことを取り上げた「ハンギョレ新聞」に対してすさまじい反発をみせた人々の、被害の民族、哀しく悲惨な歴史を背負う民族という、民族意識へのこだわりの深さなんだ。14世紀以来の敗北の歴史を「民族の記憶」として叙事詩で語り継ぐセルビアの人々をみても、特に深い哀しみを共有する民族の一体感の強さはすさまじいものがある。この問題は非常に根深く、かつ日本人には理解しがたいものがあるけど、この問題をどう乗り越えるかということ抜きにして、歴史観を論じることはできないと思う。今の問題について言えば、自分の国は被害を受けただけの国じゃない、加害の歴史もしっかりと見据えなければ……というところにとどまっているんじゃないくて、どのような立場にあっても、自民族中心の、もっと言えば、「血筋継承文化」そのものを見直さなければならぬと思うんだ。そもそも「祖国(パトリア)」というのは、「父の国」という意味で、近代の民族主義的国民国家は、その成立からして、男性中心主義的であり、場合によっては、家父長制と深く結び付いている。従軍慰安婦の行為も、「民族の恥辱」だ、というわけだ。

B その通りだと僕も思う。民族・国籍・言語・出自・帰属・経歴……こうした持続的に安定した同一性の上にしかアイデンティティを築けない人々は、例えば「文化」も「明確な領域と境界を備えた、自律的で内的な一貫性をもった主体的ユニットである(今福龍太)」としてしかイメージできない……これを延長して

いくと、民族の純潔と誇りでしか自分を奮い立たせることのできない男性原理にそのままつながっていくと思う。これとは別に、混血(クレオール)・雑種(ハイブリット)・文化の空白・越境・亡命、そして国外追放(デベイズマン)という系譜が存在する。従軍慰安婦はまさに、民族の純潔=家父長制的国家意識から国外追放にあった者として、空白に立たされている。僕はこの空白こそ大切にすべきじゃないかと思う。だからといって、これを単にクレオール世界に包摂するんじゃないなくて、彼女たちの空白を父祖の地を失った南米コロンビアの混血女(ムラータ)と響かせ合う、そのシンクロニシティを大切にできないか……これは異質なものを共通項でくくる連帯意識ではない。そこにこそデベイズマン(異質なものと出会う新鮮な居心地の悪さ)が生まれるのではないか……そしてこのデベイズマンこそ、いわゆる正統な歴史的時間には、絶対に回収されないものだと思う。

A その発想自体はわからないじゃないけど、デベイズマンというのは、まさにリアルな出会いの中で感じ取るもので、君の今の話は、観念的すぎないか？

B そう言われると思ったよ。最近、NGO、NPOの活動も盛んで、例えばメキシコのストリートチルドレンで未婚の母になってしまった女性を、日本に呼んで、日本のシングルマザーの人たちと出会いの場を作ったり、引きこもりの子どもたちをフィリピンへ連れて行って、現地の人と協力して自給自足の共同体を作ったり、学校の無いところに学校を作ったり……と様々な支援のネットワークを広げる運動も盛んだけど、どうしてもそこに漂っている近代のヒューマニズムと、教育心性が気になってしまうんだ。出会いはやはり仕組まれたものじゃなくて、偶然的なものだと思うし、そこに可能な地平と展望が開けていれればいいと思っているんだ。

ところで人間が、自分の生まれた土地に存在の根を求めるのは自然なことだし、その起源が同じ民族の集合的記憶に根ざしているとしたら、それは決定的な拘束力を持つと思う。でもこの集合的記憶が神話的時間

のうちに微睡んでいるうちはいいんだけど、近代社会がその成立の過程で生み出した民族主義的国民国家の抗争、あるいはわずかな土地を奪い合う民族間の紛争は、血=地である民族同胞の集合的記憶の拘束力を異常に強め、個々の人々をがんじがらめにしてしまう。そしてその対立は相手民族の集合的記憶そのものを抹消しようとするほど深刻化する。

ところが、一方でやはり近代社会がその成立の過程で生み出した植民地政策や奴隷制度は、その徹底的な支配と収奪によって、場合によっては、ある民族を消滅させたり、その文化や言語を記憶ごと根こそぎ消し去ってしまうこともあった。つまりそこには一種の空白地帯ができてしまったわけだ。この空白は、近代の悲劇が生み出したものだけど、血=地という人々の集合的記憶が根こそぎにされたおかげで、逆に異質な文化や言語が混血(クレオール)化して、そこに新たな可能性が生み出された。その典型的な例が何度も話しているように、カリブ海のアンティル諸島だ。この島にもともと住んでいた原住民は、16世紀にヨーロッパ人によって持ち込まれた天然痘やコレラなどの伝染病によって、ほとんど絶滅してしまった。今のハイチがあるエスパニョラ島には、700万人の人々が住んでいたが、コロンブスの到来以降の40年間で、4000人にまで激減したと言われている。その後サトウキビ畑のプランテーションで働かせるため、アフリカからたくさんの黒人奴隷が連れて来られる。そして奴隷解放令の後には、インド・中国・中近東からたくさんの貧しい人々がこの島にやって来る。こうしてこの場所は、様々な民族がモザイクのように混血化して、今までにない、まったく新たな言語や文化が生み出された、というわけだ。

A そうだね。これは聞きかじった話だけど、20世紀初めのロシアのリトアニアのようなところは、ギリシャ正教を信じるロシア人、カトリックの信者であるリトアニア人、ポーランド人、さらにシオニズム運動に深く関わるユダヤ人、というように、多民族、多宗教、多言語が複合的に混じり合う場所で、言語も文化も単一のものには還元されない、一種のポリフォニー

状態にあったらしい。

B いずれにしても、こうした単一性には還元できない、混血状態が生み出す新たな可能性というのは、近代のリニアルな歴史的時間には、絶対に回収されな
いと思う。たださっきも言ったように、この状態を単
にクレオールとして抽出するんじゃなくて、むしろ空
白と空白、過剰と過剰を異質のままシンクロさせるこ
とはできないか……そこに現実そのものを安定状態で
捉えない、常に疑いうる状態として捉えるような、新
たな認識のフィールドが開けていくんじゃないか……
今はそんな風に考えているんだ。

2001年4月8日

人格研究の動向とそれが問いかけるもの(1)

三輪 寿二(茨城大学)

はじめに

人格研究といってもその幅は広く、人格構造、人格形成、あるいは、人格検査法に関する研究などもある。さらに、人格にアプローチしていく基礎理論や学問分野によっては、必ずしも心理学的研究の独断場であるわけでもない。医学や生理学からの人格研究はいくらでもある。しかし、いずれにしても、人格研究を行うとすれば、それが人格を理解することや知ることのみを目的とすることから、その理解や知識が具体的な行為・実践とどこかで結びつくようなものでなければならぬだろう。そして、結びつくという場合に、人格研究が実践や私たちの生活にどういうふうに関連してくるのか、どのような影響を及ぼすのか、ということも、たとえわずかであっても、合わせて問いかけていく必要があるだろう。

本稿の目的は、応用的実践のうち、臨床心理学的実践(アセスメントや心理療法など)の背景として意識しておいた方がよいと思われる人格研究の動向について概観するとともに、それが何を意味しているのかを考えることである。

このように言ったからといって、臨床心理学的実践が心理学的実践の全てであるということではないし、筆者が臨床心理学的実践に特別な肯定的価値をおいているという意味でもない。

むしろ、筆者は、現在の臨床心理学とその実践に対して危機感を抱いており、その一環として、人格研究の動向を考えたいと思っている。人格理論が背景理論として登場しない臨床心理学の教科書はひとつもないと言っても過言ではないし、それゆえ、臨床心理学を考えていくにあたり、人格研究を概観することは無意

味なことではないだろう。こういう軸にそって人格研究を概観するので、必ずしも、人格研究全体の最近の動向と言いうるものではないが、先述した問題意識の枠内では、話題になっているものを取り上げているつもりである。

本稿は2回に分けて論じていこうと考えており、今回は、最近の人格研究にいたるまでの主要な動向を振り返っておきたい。

1. 従来の人格研究における人格理解の分類

アメリカで再版と改訂を重ね続けているPervin & John(2001)の「Personality theory and research」によれば、人格理論は7つに分類されている。精神分析的な力動的アプローチ(S.フロイド)、現象学的アプローチ(C.R.ロジャーズ)、特性論的アプローチ(G.W.オールポート)、学習理論的アプローチ(N.E.ミラー)、個人構成体的アプローチ(G.A.ケリー)、社会認知的アプローチ(A.バンデューラ)、認知・情報処理的アプローチ(E.T.ヒギンズ)である。これらは、人格へのアプローチの仕方によって分類されているが、明確な基準による分類というよりも、理論的な体系による分類という印象が強い。それゆえ、社会認知的アプローチの理論的立場は学習理論であったりする。

また、これまでの人格研究は、知能を除いたものを扱うことが、オールポート以降の慣わしになっている(特に、特性論的立場では常識となっている)。たとえば、臨床場面でアセスメントをするときに、知能検査と性格検査がテストバッテリーされることはよくあることである。しかし、この区分けは理論的にはおかしい。なぜなら、行動の個人差を説明するのが人格とい

う概念だとすれば、そこには当然、知的な側面も関与しているはずだからである。知能が人格研究からはずされる根拠は、それが単極性の量的測定によって位置づけられ、その測定値が高いほど優れている、と価値づけされるからである。つまり、裏読みにいえば、知能を除く人格という概念は両極性であり、価値づけされるものではないということになろう。たとえば、外向的な人と内向的な人はどちらが優れているわけではないということを前提にしているはずなのである。理論的にはそうなるが、実際にはそうでもない。こういう理論と実際のはざまこそが、実践への応用との関連で問われる必要があるのではないか。

いずれにしても、全ての人格研究の動向を取り上げることにはできないし、本稿をわかり易くするために、以下の2つの分類基準にそって人格研究をまとめておくことにする。

ひとつは、特性論(オールポート、R.B.キャッテル、H.J.アイゼンクなど)、類型論(E.クレッチマー、C.G.ユングなど)、力動的理論(フロイドなど)という分類の仕方、どの教科書を見ても出てくる一般的分類である。これらの分類は、前2者が個人差の分類を目的とした分類方法の違いであり、力動論は行動への駆動力を問題にしている点で、前2者と異なっている。

とはいっても、この一般的分類はそれほど独立的ではなくて、特性論の立場から類型論の人格理解に進む方向性は現在では当たり前になっているし、フロイドの肛門期性格といった指摘から考えれば、力動論と類型論も排他的というわけではない。要するに、一般的分類は相互浸透的であり、その基準はある意味では曖昧であると言えるだろう。

もうひとつは、人格理解の研究方法論からの分類で、語彙的アプローチ(1)、質問紙アプローチ、臨床的アプローチ、実験的アプローチが代表的なものである。しかし、これらも他を排するものではなく、いくつかのアプローチが重複する場合が多い。ただ、質問紙アプローチ、語彙的アプローチおよび実験的アプローチは(心理)統計的処理を必須条件とするのに対し、臨床的アプローチは観察者の臨床的観察から主観

的あるいは直感的に人格タイプが構成されていくから、統計的処理には馴染まない。

そして、従来、一般的分類と方法論的分类はある程度セットになっていた。たとえば、特性論は語彙的アプローチと質問紙アプローチを方法論として駆使してきたし、類型論はむしろ臨床的アプローチのなかから生まれてきていたといえるだろう。しかし、一般的分類と方法論の結合も絶対的なものではない。たとえば、アイゼンク(1970)は、臨床的アプローチから出発して質問紙アプローチを行い、心理統計処理を経て、特性論的人格理解の立場に立っている。さらに、彼は、下位特性(いわゆる特性)のいくつかずつをグルーピングして上位特性(超特性)を設定し、類型論的人格理解に迫っている(2)。

つまり、各々の立場や方法が重複しており、それらの関係は複雑化しているといえるだろう。本稿では、これら2つの分類を念頭において、最近の人格研究を臨床的見地からの検討を含めて概観してみよう。

2. 臨床的応用の見地からみた人格研究

～規定因＝遺伝か環境か～

分類の基準ではないが、臨床的見地からすると、人格が何によって規定されているか、ということから人格研究を展望したほうが実際的にもかもしれない。ここでは、その規定するものを規定因と呼んでおく。この規定因は、従来、生物学的基盤および環境的基盤として人格研究で扱われてきた。生物学的基盤はいわば身体因とでも称すべきもので、気質という概念で表現されてきたが、そこには、遺伝的因子と生理的因子が曖昧なまま同一視されてきた。環境的基盤は、さまざまに言及されてきたが、上述のPervinら(2001)によれば、文化、階層、家族、仲間などがその因子として取り上げられている。常識的にも、ひとつの基盤や因子のみが人格を規定しているとは考えないように、人格研究者も規定因に関してひとつのみを全てとすることはほとんどない。

しかし、人格研究のなかでは、この問題は「人格は

「遺伝か環境か」という議論として立てられ、研究者によってそのいずれを重視するか、によって立場の違いが生じてきた(あえて断っておけば、「人格は遺伝も環境も」として議論されてきた、というほうが正確であろう。しかし、この課題が問題になるときは、いずれにその比重があるかの争いになるので、結局、人格か遺伝か、となる)。たとえば、アイゼンク(1982)は、「遺伝(genetic factors)が人格の3分の2に貢献している」と遺伝重視の考え方を述べている。

ここで、注意しておかなければならないことがある。アイゼンクにしても、遺伝という言葉で指し示されているのは、大脳皮質および内臓-自律神経系の覚醒水準の問題である。それは、生理的因子という方が的を射ているものである。つまり、これまで遺伝として論じられたのは、いわば身体因(身体的要素が関わりがあるという意味)のことであって、生物学的基盤=生理的因子=遺伝的因子という等式が前提として成立しているわけではないし、その等式が証明されているわけではない。遺伝子そのものの問題として追究されていたわけではなかったし、遺伝子科学の限界もあった。それゆえ、人格研究に関わる心理学者たちが「遺伝か環境か」と言うときにも、生理的因子は遺伝的因子に関係しているであろうという推測を前提としていたことを押さえておく必要があるだろう。遺伝研究はおもに双生児法によって追究されてきたが、それらの研究方法では質問紙への回答や観察された行動をデータとしているから、遺伝子そのものを対象としたものではない。同じ意味で、生理的因子との直接的で明確な対応性を証明しているわけでもない。やはり、遺伝という言葉は推測の域を出ないものであることを認識しておくべきであろう。

一方、たとえば、臨床的アプローチから発したフロイドのリビドー類型論(肛門期性格、男根期性格など)は、幼児期の人間関係において性格が決定されるという幼児期決定説である。これは、早期決定説とはいえ、環境的基盤による人格の形成を重視している。アイゼンクは精神分析学的人格理解を実証不可能な非科学的理論として批判したが、その批判は、無意識という概念だけでなく、それをもとにして組み立てられる

人格の規定因としての環境説(家族関係説)の実証困難性にも関連しているだろう。このように見てくると、人格の規定因に関わる「遺伝か環境か」という設定が科学的実証性の問題と重なり合っていることがわかってくるのである。

もともと、精神分析的人格理論においても、生得的因子としての性的素質が人格形成に影響するというフロイドの論理から考えれば、一定の生物学的傾向性が認められていた。つまり、遺伝的因子はともかくも、生物学的基盤が無視されていたというわけではない。

さて、臨床的見地から問題となることは、「遺伝か環境か」のどちらに重点をおくかによって、臨床的実践のありように影響を及ぼす可能性があるということである。なぜなら、規定因は人格の原因論を構成しているからである。たとえば、「精神障害」が遺伝的因子や生理的因子に還元されるとき、「心理治療」はどういう意味をもつのか、といった問題もあるだろう。さらに、こうした医療(臨床的)実践に影響を与えるだけでなく、人格が適性という概念を媒介として職業選択や職場配置といった事柄にも影響を及ぼすかもしれない。それゆえ、規定因に沿っての人格研究の動向は見逃せない軸と言えそうである。

3. 規定因から見た人格研究の動向(1)

～特性論的人格理解の動向～

現在の人格研究、特に人格心理学における大きな話題のひとつは、特性論的人格理解の動向である。したがって、本稿もこの立場の人格研究に即して議論を進めていこう。この立場の研究は、1960年代後半にいわゆる「一貫性論争」(人間-状況論争)が頂点に達して、小休止状態になったのだが、L.R.Goldberg(1981)が先行研究を概観し、自分自身も特性因子を抽出する研究をするなかで、「個人差を構成するモデルはBig Five dimensionsのような次元で論議される必要があるだろう」と述べたことから、1980年代以降、盛んに研究されるようになった。

そして、人格が5つの特性因子によって説明できる

とする、Big Five理論(5因子理論)が提出され、世界のあちこちで、おもに語彙的アプローチによる研究が行われている。

この5因子理論から作られた代表的な人格質問紙には、Costa & McCraeのネオ人格目録改訂版(NEO Personality inventory Revised NEO-PI-R 1992)があり、世界の多くの国(ポーランド、チェコスロバキア、イタリア、ドイツ、オランダ、イギリス、中国、フィリピンなど)で追試され、標準化されている(3)。日本でも、5因子理論をベースにして、辻らがFFPQ(Five-Factor-Personality-Questionnaire 1991, 1993)を作成し、5因子人格理論とその質問紙を提出している。5因子理論は、語彙的アプローチ、質問紙アプローチによって収集されたデータから、因子分析による心理統計処理を介して、特性を確定するというものである。

もともと、3因子説のアイゼンクから16因子説のキャッテルまでをふり幅として、7因子説のA. Tellegenら(1987)やC.R.クロニンジャー(1993)の理論もあり、人格特性の数をいくつに見積もるかについての統一見解は確定していないが、5因子理論はかなり有力な説になっている。

また、特性論者たちは、人格構造がいわゆる階層的なヒエラルキー構造をなしていると考えられる点では、ほぼ共通しているといえるだろう(人格構造の階層説)。それは、最も下位に具体的場面での特殊な個別反応の水準(日常のひとつ一つの行動)を置き、それらをいくつずつにグルーピングした習慣的反応の水準、そして習慣的反応がさらにグルーピングされて、特性水準を構成する。この特性水準は最上位の類型水準(超特性水準)にまとめあげられる。3因子とか5因子というのは、この類型水準の因子数のことである。

規定因の視点から特性論を追究するとき、キャッテル、アイゼンク、5因子理論、そしてクロニンジャーの人格理論を取り上げるとその流れがよくわかるので、その順序で取り上げながら、関連する諸研究を付加して論を進めていこう。

キャッテルは、ヴントの心理学が追究する普遍性の方向性にあき足らず、個人差を客観的に測定することを期してアメリカに戻った。彼は、オールポートの語

彙研究を引き継ぎながら、客観的データ(OTデータ)、生活記録データ(Lデータ)、質問紙データ(Qデータ)など多面的に得られたデータを因子分析にかけ、見かけの表面特性とその根に潜在する真の特性としての根源特性を抽出し、後者によって人格構造を明らかにしようとした。キャッテルは、多変量解析法が心理現象を扱う際に最も科学的な統計処理方法であると考え、16因子説(根源特性)を唱えた(4)。

キャッテルは、根源特性こそが人格の要因であり行動の真の「決定因」である、と主張したが、既述したように、そこには、多面的なデータ収集方法と最適な統計処理を徹底的に駆使するという、心理統計処理への確信が潜んでいる。しかし、16因子説は多くの研究者の追試に耐えていない。

しかし、それゆえに、キャッテルの特性論は心理統計的根拠にとどまる。そこには特性そのものの原理的根拠は存在していない。特性が行動に反映されることが仮定されているにすぎない。データ収集の多面性と高度化した統計手法への信頼は、「科学としての心理学」という視点から見れば、それなりの理由があったと言えるのかもしれない。しかし、どれほど多面的にデータを収集しても既述したようなデータ群は、所詮、観察者による行動評定と同次元のものである。この帰納法的な手続きで、表面特性と根源特性を分化させたり、根源特性と行動の因果関係を正当化することはできない。ただ、この難点は、キャッテルだけでなく、特性論的立場や方法論として因子分析法に頼るような場合の、問題点なのである。

この難題の詳細は、「一貫性論争」に象徴的に集約できる。これについては、次回に述べるが、一点のみ、その論争の論点について述べておこう。観察者による行動評定などによって得られたデータから特性を抽出しておいて、再びその特性で行動を説明するのでは循環論であるという点である。たとえば、特性論的理解では、「A君は、外向性だから人とよくおしゃべりする」ということになるが、A君が外向性であるのは、「おしゃべりをよくするという行動を外向性として抽出した」からである。つまり、外向性という特性とおしゃべりをするという行動の関係は、循環論であ

り、原因論(因果論)を構成してはいない。抽出された特性には根拠がないのである。ここに、心理統計的手法による科学性を超えて、原因論(因果論)に向かうことで、特性の概念の根拠を求める動きが生じるのは必然であった。

4. 規定因から見た人格研究の動向(2) ～特性論と神経科学・神経心理学～

循環論という問題は、特性論的立場の帰納法的手続きの限界である。原因論(因果論)に向かっていくには、特性の根拠を明確にした演繹的な仮説検証の手続きによって研究を進めるか、その特性の根拠付けをどこかに求める、ということが必要になってくる。前者の方向性の典型がアイゼンクの人格理論であった。アイゼンクが、類型水準として、外向性・神経症傾向・精神病傾向の3因子説を唱えたことは有名である(5)。アイゼンク(1967)は、パプロフの高次神経系の型学説を適用して、外向性と神経症傾向に関する生物学的基盤について推測し、外向性は「大脳皮質の覚醒水準」に、神経症傾向は「内臓—自律神経の覚醒水準」に関係するとした。つまり、アイゼンクは、生理的因子に特性の根拠を仮定して条件付け理論を適用して仮説演繹的な研究方法を採用したのである。それゆえ、この仮説が実証されるには生理学的研究およびその研究方法の蓄積が必要であった。

しかし、この研究方法によって、アイゼンクは「現在的人格研究(特に、人格心理学)」に大きな足跡を残すことになっている。アイゼンクは、9つの仮説を立てて、生理的因子を根拠とする人格理論を構成している。生理心理学の研究手法の展開とともに、アイゼンクのパロフの人格理論は検証の対象とされてきた。たとえば、1950年代後半から1960年代半ばまでは、皮膚電気反応、あるいは脳波、血圧、1965年以降ならば誘発電位の測定等の方法によって、アイゼンク理論の実証的研究がなされている。総じて言うと、アイゼンクは一部の生理心理学者たちには評価されていたようである。それは、その理論構成から考えれば当然のことであろう。

最近では、アイゼンクの推論は、J. Strelau(1972)の高次神経系の型を測定する134問の気質質問紙によって、パプロフ学説との関連についての検証の道が開かれた。たとえば、Strelauの質問紙をもとにつくられた坂野の気質質問紙(1992)とアイゼンクがつくった質問紙(MPI)との相関研究(1995)では、易動性尺度と外向性尺度との間に高い相関が見出され、パプロフの高次神経系の型学説とアイゼンク理論との間に密接な関連を窺わせる結果が得られている。

さらに、近年、原因論に向かう特性論にとって、神経心理学の発展は一つの期待を持たせているようだ。そこには循環論から逃れるための特性に関する生物学的基盤、すなわち特性の根拠が見い出される可能性があると考えられているからである。Pervinらの最新版では、神経科学の人格研究への影響を概観するために、新たに一章をつけ加えているほどである。神経心理学研究は神経科学のひとつの領域である。神経科学は、CTやMRIなどの画像技術の飛躍的發展などによって、その研究方法が高度化されてきている。従来の遺伝研究はおもに質問紙法による双生児研究に頼っていたので、神経科学には大きな期待が高まっているのだろう。

しかし、神経心理学的研究は両刃の剣である。一方で、特性論研究者の特性因子の生理的根拠を実証的に明らかにするかもしれないが、他方で、それは否定的、あるいは修正的見解もうみだすからである。

たとえば、神経心理学の立場から、坂野(1998)は、アイゼンクの外向性と神経症傾向は、「基本的には、上向き網様体賦活系の働きによって…規定されて」おり、その違いは「内臓脳あるいは辺縁系を通して大脳皮質の覚醒水準が影響されるか、あるいは求心性感覚の上向き経路によって覚醒水準が影響されるか」という点にある、としている。つまり、一方では、生理的因子の根拠を得られたものの、他方で、それらはアイゼンクが主張するような独立した因子とはいえない、と神経心理学の立場から主張されたことになる。もっとも、アイゼンクに限って言えば、1970年前後の生理学的知見によって仮説を立てているので、その不十分さは検証してみるまでもないことであ

ろう。ただ、執拗に生理的因子を追求するアイゼンクの姿には、キャッテルの心理統計主義とは異なる方向での「科学的心理学」への信棒が感じられてならない。

人格の規定因に生理的根拠を予想することはとりたてて最近の動向ではない。オールポート(1961)は、人格を「神経精神的組織」として、特性に何らかの生理的基盤を推測していたし、遺伝と人格(この場合は特に精神病と遺伝の関係として描かれることが多い)の関係を強く主張する精神医学的理論などはいくらでもあったのだから。

余談だが、アイゼンクは生理心理学者たちとは反対に、アメリカの特性論者にはあまり受け入れられなかったようである。Pervinら(2001)は、アイゼンクの攻撃的な性格が影響していたと推測しているようであるが、筆者は、むしろ、アイゼンクが生理的因子に根拠をもたせ、遺伝に人格の基盤の大きな比重を認めたからではないか、と考えている。というのも、心理統計手法の駆使は、まさにアメリカ心理学の得意とするところで、コンピュータの高度化と普及にともなって、アメリカの人格研究者たちが大量の情報解析を可能にするような高度化する心理統計手法により傾斜していったことは間違いないであろう。もちろん研究の実情から考えて、先述した「一貫性論争」が特性論的研究に竿さし、人格特性の因子数が研究者間で一致していなかったことも影響しているだろう。しかし、それらのことは全体的には、特性論的研究が帰納法的な心理統計的根拠に留まらざるを得なかった理由を構成しているのである。

アイゼンクの生理的因子に遡及する手法はアメリカの心理統計主義と時代的には並行していた。しかし、先ほどの循環論の問題から考えても、アメリカの特性論者たちが身体因に遡及することは時間の問題であったと言えるだろう。実際、5因子理論による特性因子数の安定とともに、アメリカの特性論者たちからも、近年は、生物学的基盤を強調する流れが出てきている。ただ、依然として、生理的因子＝遺伝的因子ではないことは繰り返し指摘しておく。すでに、予想できると思うのだが、この身体因に遡及する流れは、必然的に、生理的因子から遺伝的因子へと、さらに根拠を

求めていくことになる。

遺伝的因子の問題に立ち入るのは次回にして、今回は、こうした心理統計主義から生理的因子に移っていく人格研究の流れに関連したいくつかの論点を述べておきたい。

5. 人格研究の動向と臨床心理学

現場の臨床家にとって、この種の議論は、いささか縁遠いものと映るかもしれない。しかし、こうした動向を知らないままにしておくわけにもいかないのではないかと筆者は考えている。本稿では詳細を論じないが、それは臨床心理学の動向とも関連してくるからである。

たとえば、丹野(2001)は、「実証にもとづく臨床心理学にむけて」(『教育心理学年報』40号)という論文において、心理臨床家を「科学者—実践家」として位置づける視点から(アメリカ応用心理学会では、それこそ50年前から心理臨床家をこのように位置づけていた)、数量化にもとづく実証的な研究の方向性を今後の臨床心理学の展望として打ち出している。また、下山(1996)は、『臨床心理学研究の理論と実際』のなかで、「個別性」と「普遍性」の板ばさみであった従来の臨床心理学に、「類型概念」を統合的視点として導入することによって、「新しい科学」としての臨床心理学のあり方を模索、提案している。これらの動きを最大公約数的に言えば、「科学的」臨床心理学の構築である(丹野がより従来の科学観に立った科学的構築を、下山が従来と異なる「新しい科学」性の提起を、という違いはある)。そして、これらの構築は、一方で、諸外国(イギリスやアメリカ)と比較して「遅れている」日本の心理臨床家養成システムの組織的・制度的整備の主張とも密接に関係している。たとえば、カウンセラーと心理療法家の分化や、医療、産業、教育、福祉などの分野による臨床家の分化といった具合に、いわゆる専門分化を促進させることが想定される。それに応じて、養成カリキュラムは当然標準化と細分化の方向性を辿るであろうし、資格制度の整備やその資格取得のため

の学歴条件なども射程に入っている。

さらに、「科学的」臨床心理学を目指すならば、以下のような諸点は急務の課題となるだろう。アセスメントにおける客観性や正確さの保証(より科学的=実証的な心理テストの開発)、アセスメントによる診断確定の向上(これが可能になれば、診断名が医療者によって異なるということがなくなる)、診断名に対応した治療方法の標準化とそれによる適切な治療方法の選択(たとえば、不安症状には行動療法、うつ症には認知療法といったセット化)、治療効果の測定などである。そのためには、臨床心理学的実践を数量化し、客観的に測定しなければならなくなることは必定であろう。丹野は上の論文のなかで、「……10個以上もある人格障害(DSMの分類にある人格障害を指している:筆者注)をどのように統一的に理解すればよいのだろうか?……人格障害を体系化する試みとしては、Millionの理論、Cloningerの理論、ビッグファイブ理論からの研究などがある。人格障害をパーソナリティ心理学の理論から裏づけたり、新たな理論を組立てる仕事は、臨床心理学にとって急務である」と述べている。

基本的に、個人差を明らかにすることが目的であるはずの特性論的立場の理論が10個以上の人格障害を統一的に説明してしまうことは、筆者にとっては実に奇妙な期待と論理に映るのだが、こういう丹野の発想の仕方に対して、「なぜ人格障害を統一的に理解しなければならないか」と疑問を投げることは野暮なことになってしまうだろう。科学性に立ち遅れた日本の臨床心理学と心理臨床家の現状においては、現在の人格研究は期待されていることになるし、人格研究者もそれに応えようとしている、ということなのである。

たとえば、人格研究の臨床場面への実践的応用(=貢献)として、McCrae & Costa(1994)は、NEO-PI-RとDSM-III-Rとの相関を研究し、前者が後者のⅡ軸の人格障害と関係があると報告している。しかし、DSM-III-Rは病因論的体系ではなく症候記述論的診断体系であるから、現象記述的なDSM-IIIと行動記述的な(したがって現象記述的でもある)5因子性格検査の相関関係に「新しい臨床的価値」があるという点は疑わし

い。

この現象記述的であるという問題は、質問紙の尺度項目の内容と症候の記述内容(診断項目)の同一性あるいは類似性ということとも関係している。

ここでは、辻らのFFPQを例にとってみよう。FFPQの5因子のなかに「情動性—非情動性」という特性因子があるが、これを測定する尺度項目の内容は、「憂うつになりやすい」、「気分がすぐれず、身体がだるい」、「気分がムラがある」、「陽気になったり陰気になったり、気分が変わりやすい」、「自分には全然価値がないように思えることがある」などというものである。他方、症候記述においてこれらの内容は精神的な不適応の状態(あるいは潜在的状態)として記述されるものであろう。わざわざ研究などしなくても、それらに相関関係があることは火を見るよりも明らかであろう。このような相関研究にどのような意味があるというのだろうか。

これらの研究動向は次のようなことを指示しているのではないか。(DSMなどの)症候記述や(特性論の)因子解釈の以前に、不適応や逸脱などに対する解釈枠組みがまず先にあるということである。たとえば、「気分が安定しない」、「気力が湧かない」などは、不適応あるいはその潜在要因という範疇で先見的に判断されているのであって、その言葉(5因子検査の尺度内容やDSMの各疾患における症候の記述)はその先見的判断を指し示す記号でしかないのである。

それゆえ、5因子性格検査が臨床的に有益であるというのは、まさに、Costa & Widiger(1986)が主張しているように、「カウンセラーはクライアントの特性を「すばやく把握し」、カウンセリング・プロセスの見立てをすることができる」(二重括弧は筆者)ということなのである。つまり、こういう「すばやさ」こそが科学の利点であり、「臨床的価値」であるということになる。とすれば、診断効率が「臨床的価値」として描かれているのである。この発想は、先の丹野の主張のところで述べた、「科学的(実証的)」臨床心理学が展開していくときのあり方と同じものである。しかし、診断が早いことは心理療法の重要要件なのだろうか。

さて、いまだし、解釈枠組みの先見性に話を戻そ

う。これらのことを、森田療法を使う病院に入院した神経質症および抑うつ神経症の患者に、FFPQを施行した宇佐らの研究(1996)から考えてみよう(6)。

その研究によると、入院1日目の患者にFFPQを施行したところ、5因子のひとつである「愛着性一分離性」因子の得点が低かった(愛着性が低かった)。宇佐らは、患者は依存性が高いはずなので愛着生が高くなると予想していたのである。それゆえ、この結果の解釈に際して、「神経症患者は自己自身や症状へのとらわれが強く、そのため他者への関心が乏しくなっている」と述べている。しかし、自己自身や症状へのとらわれの強さは患者の内向性(これも5因子のひとつ)の表現であるから、そのために愛着性が低いということになりはしないか。とすれば、5因子は独立した因子群ではないことになる。そこで、宇佐らの解釈の原理は、とらわれの状態は病状、あるいは病態の一つなのだということになる。

もう一つ、例をあげよう。同じ研究で、患者群は「物事に対する責任感が乏しく、投げやりになりがちな傾向を示した」。ここでも宇佐らは患者群は、几帳面で完全主義で責任感が強い、と仮定していた。そこで、宇佐らは、この結果について、「彼らは、内面に抱えている葛藤をうまく処理することができず、その結果として投げやりな態度が生じるのではないか」と解釈している。

人格研究の基本的認識は、「環境が異なっても変わらず示される個人特有の一定の行動傾向がある」ことから、「個人の内部に一貫した」パーソナリティ構造を想定するというものであったことは、ここでは深入りしない。しかし、上述の2つの解釈は明らかに病気の結果を根拠にして推測がなされていることを示している。この研究を見る限り、病気論、すなわち不適応状態や逸脱状態の先見的判断が優先され、質問紙測定の結果はそれによって解釈され直してゆく、ということがよくわかるのである。やはり、ここから向かうことになる「臨床的価値」は、先験的に判断された診断名と病理論をもとに多くの被験者に人格検査を施行して得られる、診断の「すばやさ」程度のものでしかないように思われる。

それにしても、上述の2つの解釈は、患者の「人格の状態」が人格検査の測定に強い影響を及ぼすことを明白に示している。そして、葛藤状態などは状況的に与えられる人格状態でもありうることを考慮するならば、やはり、状況との関係で人格を考えていく必要があることは確かであろう。要するに、どれだけ好意的に見ても、その検査結果は「病気という一状態における特性論的特徴」を示しているにすぎない。

客観的データ、数量化、統計処理といえ、その手続き性によって、科学的事実＝真理である、と正当化されてしまう。こういう私たちの認識枠組みのなかでは、実証的臨床心理学と原因論遡及的な人格研究は、容易に、というよりも、安易に結びついて、パターン化された疾患—人格—治療のセット化と、そういうセット化にもとづいた臨床的効率を追求することを助長することになりかねない。この方向での追求は、「なぜ、目の前の患者が、この苦しい状況を示しているか」について、「治療者の安定、安心、効率のための指針を増強すること」にしか役立たないだろう。臨床的に最低限のことは、その患者の状況に対して、「治療者と患者の間で、「どうということなのか」を探索していく協同性の樹立であり、その苦しい状況を「どのように」理解し引き受け、あるいは周囲に働きかけてゆくかという相互模索の過程を、「時間をかけてでも」付き合っていくこと」ではないのだろうか。

6. 「可塑性」の問題

人格の規定因が生理的因子すなわち身体因に比重があるとするならば、それは治療の可能性をどう見積めるか、ということに密接に関わるだろう。たとえば、治療場で「そういう人との接し方を少し考えなくては」と告げること、あるいは治療者がそう考えることの意味があるかどうか、ということでもある。

それゆえ、この規定因の軸は、「人格の変容」をどの程度可能なものとして考えるかという、「可塑性」がその本質をなしている。もっとも、この話は、人格の規定因が遺伝因よりも環境因である方がより「可塑性」を

論拠づけるはずだ、ということをも前提にしている。

そこで、心理統計主義から生理的因子への原因論遡及は、人格の「可塑性」を否定的に結論するのかどうかということが検討課題になる。

この考察に当って、生理的因子を主張するアイゼンクにもう一度登場してもらおう。アイゼンクは自分の人格理論に対応する行動療法を創始したが、それはその名の通り、行動＝反応の変容(強化・消去)を目的とした学習理論の立場に立っている。それゆえ、人格の変容＝行動の変容ということになっている。たとえば、内向的で神経症傾向の人の場合、その生理的基盤によって、(不安反応などが)条件づけられ易いので、不安神経症や恐怖症に陥りやすいということになる。それに対して、外向的で神経症傾向の人は、条件づけがなされにくいために社会規範の学習がなされず、反社会的行動に陥りやすい。それらは全て学習によってもたらされたものであったり、学習がなされていないことによってもたらされたものであったりする。内向性の人ならば、条件づけをしやすいので、不安反応を消去するように条件づければよい。他方、外向的な人は、社会規範が学習されておらず、さらに、罰に対する感性は強いので、罰を強化子とした条件づけによって学習をしてもらうということになるわけである。

ここでいくつか考えておきたいことがある。

ひとつは、行動変容が生じた後も、外向性—内向性の類型水準は生理的根拠によって不変だから、内向性の人の場合、新たに不安反応を学習する可能性は十分にあるということである。アイゼンクにとっては、反応＝行動の変容こそが人格の変容であるから、行動療法の効果は永続的なものである必要はない。というよりも原理的にそうではありえないのである。

皮肉な意味では、そこに「可塑性」があるともいえるだろう。しかし、ここで注意しなければならないことは、この場合の「可塑性」が「科学主義」によって生じる結果的なそれである、ということである。アイゼンク(1947)によれば、「人格とは、生体が実際に示す行動のパターンの総和」であり、そうであることによってこそ「人格の科学」でありうるのである。科学性を厳しく求めるアイゼンクにとって、生理的根拠に裏付けら

れた行動という可視的データこそが科学であることのアルファでありオメガなのである。これは人格を科学するのではなく、科学的な手続きによって表現されたものを人格と名づけたのである。それほどに、操作的でありうるのである。この点は、キャッテルに代表される心理統計主義もまた同じなのである。つまり、特性論的人格理解は、「科学主義」の問題、科学的手続きの正当性の追求とその主張なのである。

次に、行動療法のところから読み取れるように、生理的因子というものは決定的なものではないということである。つまり、生理的因子を根拠としても、特性は、キャッテルの確信とは異なって、根本的に人間の行動を決定づける唯一の要因ではないということである。そこには、2つの意味があるように思われる。

ひとつは、一義的な因果関係によって結び付けられる身体因と精神現象あるいは行動の関係は、現在においては見つけることはできないということである。心と体の関係そのもの因果関係が証明されているわけではないということである。それゆえ、5因子性格検査の生理的根拠が明らかにされ、そうした性格検査とDSMなどとの相関関係が実証されても、それは、症候記述論体系のなかの症候要素群のどれか(あるいは複数)に生理的根拠があるかもしれないという示唆を与えるだけで、各症候と各生理的根拠の一義的因果関係を明らかにしているわけではない。もちろん、このことは、生理的根拠の研究がどの程度まで進むのか、という問題とも重なっている。

もうひとつは、たとえ、生理的に規定されていたとしても、少なくとも行動レベルにおける不変性は結論できないということである。逆説的だが、ここに、「可塑性」の「科学的根拠」の一端があるとも言えよう。

人格研究における原因論遡及の射程は、生理的根拠に関する限りは、おおよそこのようなものである。ここで、いったん、まとめておこう。

第一に、特性論的人格理解は、「科学主義」の問題、すなわち、自分たちの手続きがどれだけ科学的であるかを追求しているという問題なのだ、ということである。第二に、生理的因子に遡及しても人格の原因を確

定できない以上、この「人格の科学」は循環論の呪縛から逃れられないということである。そして、第三に、たとえ生理的因子に根拠を見出したとしても、その質問紙の解釈が既存の認識枠組みの内側に留まることが必然である以上、適応—不適応というような問題との関係付けは、臨床的見地からみれば、新しい展望を生み出すようなものではないらしい、ということである。この点では、むしろ、治療側だけに役立つようなパターン化と、危険な人格論の認識を広めてしまう可能性があるということでもある。

紙幅の関係で、いったんまとめをしたが、生理的因子に関する検討は不十分なままである。それゆえ、今回は、生理的因子に関する話題を含みながら、さらに人格の遺伝的因子に関わる最近の動向を見ていきたい。

註

- (1) 語彙的アプローチとは、基本的名辞仮説(人の活動における重要な個人差は、あらゆる言語において1つの言葉として表現されるだろうという考え方)をもとにして行われる、オールポート以来、有名になった方法論。具体的には、辞書から個人差を表現するような言葉を拾い出していくことから始まる方法である。
- (2) 人格特性とは、個人内部に存在する人格の要因、あるいは次元のこと。質問紙などのデータから攻撃性とか支配性とかの要因を取り出すことができれば、それらが人格特性となるが、さらに、いくつかの特性を集めて上位の特性にまとめあげると、超特性などと呼ばれる。この註の(5)では、これらの特性の関係についてアイゼンクの人格理論で触れておいた。
- (3) ネオ人格目録検査の理論的背景である5因子人格特性は、神経症傾向(N)、外向性(E)、経験への開放性(O)、協調性(A)、勤勉誠実性(C)である。このうち、勤勉誠実性とはいわゆる勤勉さということ以外に、合理性や支配性といったニュアンスも含んでいる。また、これらの5因子は本文中で述べておいたように、両極性になっているので注意されたい。た

例えば、外向性という因子は、外向性—内向性の次元を一方の極で表現しているのである。

- (4) キャッテルの16特性因子のいくつかを挙げておくと、自我強度 弱—強、服従性—支配性、受容性—懐疑性、臆病性—冒険性、超自我 弱—強、現実性—浪漫性などである。
- (5) アイゼンクの3因子説では、3つの超特性は、それぞれ5つの下位特性を持っている。たとえば、内向性ならば、その下位特性として、主観性、内気、焦躁、持続性、硬直性がある。これらの下位特性がまとめられて外向性—内向性という超特性水準を構成している。他の特性論的人格理解も、超特性の因子数や下位特性因子数に多少の違いはあるが、こうした階層的構造を考えていることは本文の中でも述べておいた通りである。
- (6) FFPQにおける5因子は次のようなものになっている。内向性—外向性、分離性—愛着性、自然性—統制性、非情動性—情動性。現実性—遊戯性の5つである。これらはもちろん、超特性因子である。

文献

- (1) Pervin, L. A. & John, O. P. 2001 "PERSONALITY theory and research" John Wiley & Sons
- (2) 松田隆夫(編) 1997 「心理学概説」 培風館
- (3) 辻平治郎(編) 1998 「5因子性格検査の理論と実際」 北大路書房
- (4) Eysenk, H. J. 1982 "Personality genetics and behavior" New York Praeger, p28
- (5) Goldberg, L. R. 1981 'Language and individual differences' *Review of personality and social psychology*, Vol.2, p141-165
- (6) 下仲順子 1998 「16PF人格検査とBig Five人格インベントリー」 岡堂哲雄(編) 1998 「現代のエスプリ別冊 心理査定プラクティス」 至文堂
- (7) 坂野登 1995 「気質、認知スタイル、及びパーソナリティ特性の間の相互関係について」【京都大学教育学部紀要】、41, p85—95
- (8) 坂野登 1998 「FFMの神経心理学的検討」 辻平治郎(編) 1998 「5因子性格検査の理論と実際」VI

—2 北大路書房

- (9)丹野義彦 2001 「実証にもとづく臨床心理学に向けて」【教育心理学年報】40巻, p157-168
- (10)下山晴彦 1997 【臨床心理学研究の理論と実際】
東京大学出版会
- (11)下山晴彦 2001 「臨床心理学の教育・訓練システムをめぐる」【日本臨床心理士会報】日本臨床心理士会
- (12)Costa, P. T. & Widiger, T. A. 1994 “*Personality disorders and the five-factor model of personality*” American Psychological Association
- (13)McCrae, R. R. & Costa, P. T. 1986 ‘Personality, coping, and effectiveness in an adult sample’ *Journal of Personality*, 54, p385-405
- (14)辻平治郎 1998 「神経症患者のパーソナリティ特性」【5因子正確検査の理論と実際】IV—8 北大路書房
- (15)宇津木保・大山正・岡本夏木・金城辰夫・高橋滯子 1977 【心理学の歩み】 有斐閣
- (16)投石保広 1998 「性格の生物学的基盤」 宮田洋監修・山崎勝男他編著「新生理心理学 3巻」所収 北大路書房

追悼 南博さん

南博さんを偲んで

南博さんが2001年12月17日に永眠されました。

南さんは日本の社会心理学の草分け的存在でしたが、そのご活躍は、社会心理学、さらには学問という枠組みに留まらず、平和活動など広範な領域や分野に及んでいます。

南さんは、1992年の日本社会臨床学会設立準備会のときから参加、学会設立後も会員を続けて頂きました。『社会臨床ニュース』第四号にも巻頭言をお寄せ下さいました。社臨とのご縁は、1970年代の日本臨床心理学会の改革路線に共鳴、協同する関係を持っていた頃からのものとも言えます。特に、心理テストにまつわる問題を討議する心理学関係諸学会による「テスト問題懇談会」がきっかけになっています。

社臨が日臨心改革路線を継承するものとして出立した経緯からも、南さんとの関係は浅からぬものであり、南さんの追悼特集を組むことにしました。佐々木賢さん、眞田孝昭さん、山下恒男さんから追悼文をお寄せいただきました。追悼文からは、南さんのいろいろなお姿が浮かんできます。

最後になりましたが、南さんの当学会へのご協力に感謝の意を表しつつ、衷心よりご冥福をお祈り致します。

2002年3月31日

日本社会臨床学会編集委員会

南博さんのこと

佐々木賢(運営委員)

国内留学

1969年、当時都立の定時制高校で社会科の教師をしていた私は都立教育研究所(通称都研)の研究生として、一年間、給与をもらいつつ職場を離れ、自分のテーマを研究できる機会をえた。研究の場は都研でも大学でもよかった。私のテーマは「青年の意識構造」であった。授業で「もし私が江戸時代の農民だったら」等という題で生徒に書いてもらった文が沢山あって、それを整理したかったからだ。都研にはこの問題を扱う研究室はなかったので、大学を探すことになった。

社会心理学について何も知らなかったが、この学問なら意識問題を扱えらうと思ひ、南博さんの一橋大学の研究室に直接電話してみた。助手の方に趣旨を述べると「二・三日待って下さい」という。二度目の

電話をしたら「先生がお会いするそうです」という。研究室に出向くと、南さんが「何を研究したいのですか」とお聞きになる。簡単に説明すると「いいでしょう。いらっしゃい」とすんなり認めて下さった。事があまり簡単に決まったので拍子抜けするほどであった。4月に大学にいくと、助手の方が「佐々木さんの部屋はここです」と一つの部屋を用意して下さいました。これはありがたかった。団地住まいで産まれたての赤ん坊と幼児がいる我が家には自分の勉強部屋などなかったので、天にも昇るような気分になった。これ以降の一年間は、授業があろうがなかろうが、毎日この部屋に通うことにした。

学園紛争

ところが大変なことが起きた。1969年といえば、学園紛争が吹き荒れた年なのだ。一橋大学でもご多分にもれず、管理棟がバリケード封鎖され、授業は中断され、再開の見通しが立たなくなった。これが新

聞に報道された翌日都研から電話がかかってきた。「こちらに席を移して研究しなさい」という。指導主事の下で一年過ごすのは憂うつだ。

南さんにそのことを告げると、「私が証明書を書きましょう」とさらさらと何やら書いて下さった。内容には「当大学では一部を除いて、授業は平常通り行われています」と、ぬけぬけとウソが書いてあった。都研からはその後何もいってこなくなった。別の話だが、当時は授業にでない学生も多かった。その中に「走れ、走れコータロー」の山本コータローさんもいた。南ゼミだったがただの一時間も出ていない。卒業面接で南さんが「何してたんですか」と聞いたら、コータローさんは「歌を歌ってました」と答えた。南さんは「では歌を歌って下さい」といい、コータローさんが歌ったところ、「はい、卒業です」と南さんがいったという。

紛争中には授業がなかったが、自主ゼミと称して学生たちは勝手に勉強していた。南研究室には大学院のオーバードクターがゴロゴロいて、その中に当学会員の眞田孝昭さん(現在、静岡大)や滝野功さん(現在、帝京大)がいた。眞田さんはエリクソンやアドルノの原書講読を、滝野さんはワロンと一緒に読んで下さった。二人きりの講読会なので、これは大いに勉強になった。

南さんは派遣生の私にも、学生との団交の席にも出てもよろしいとおっしゃったので、「何でもみてやろう」と思い、あちこちの会合に顔を出した。責任のない立場で紛争を見ていると実におもしろかった。講堂の壇上に教授たちが並び、会場に全共闘の学生たちがいて、私にはわけの分からないやりとりが延々と続いていた。学生は教授たちのことを「テメエ」とか「アンタ」と呼びながら糾弾していた。その学生の群にまじって、若い助教授が一人いて、しきりに他の教授や助教授を追求している。教授が「なぜあんなだけ、そちらの席にいるの?」と質問したら、その助教授は「それは当面の問題ではない!」と叫んでいた。

毎日学生に糾弾された教授たちはヘトヘトになっていた。ある教授は家に帰るとそのウツ憤を妻にぶつけていた。やりばのない妻は飼犬に当たりちらした。

紛争が治まり、学生が教授の家を訪ねたところ、その犬が学生を噛んだという話がある。紛争が如何に後々まで影響を与えたかが分かるだろう。もっともこの話は眞田孝昭さんがしてくれたものだから眉唾ものである。

研究室では助教授の中村さんが書籍の梱包をしている。もし、乱暴な学生が雪崩込んできたら貴重な資料が台無しになるから、予め避難をしておくのだという。私は少年の頃、本屋の小僧をしていたので、荷作りには自信がある。何冊かの本を縄で括ってうず高く積み上げている所に、南さんが姿を現わした。「何してるんだ」という問いに中村さんが答えると、南さんは烈火の如くに怒りだし「元に戻しなさい」と命じた。

その南さんの怒った姿は後にも先にもこれだけだ。ただその怒りようは尋常ではなかった。その迫力に押されて、我々は縛ったばかりの本の束を解き、元の棚に収めた。学生と誠実に話し合おうとしていた南さんが、もし書籍を避難させていたとしたら、やはりおかしい話だ。私も自分の不明を恥じた。

南博研究室

バリ封鎖は突然解除された。噂によると全共闘の学生たちが、救急車のサイレンを聞きそれをバトカーのサイレンと間違えて、「自主的に」封鎖を解いたのだそう。一年はアツという間に過ぎた。色々勉強できたが、何となく中途半端な感じがし、その後もモグリの聴講生として四年間大学に通った。南さんの名を挙げると大抵の教授たちがすぐに受講を許可してくれた。授業を聞き、ゼミにもでた。教育調査のゼミでは、私の他に学生が一人しかいなかった。心理学を四年間学んで、人間の意識を知ることは難しいことがわかった。また、人間のことはよくはわからないということが、よく分かった。

研究室に入出入りしていると、多くの人と出会えた。先輩で社会心理学の折橋徹彦さん(関東学院大)や学校新聞の大御所の大木薫さんや「ユース・カルチャー史」の著者坂田稔さんと知り合いになれた。大木さんは私に出版社を紹介して下さい、その後私は本を書くようになった。大木さんや坂田さんは一橋の卒業生ではな

いが、南さんの周辺には閑に囚われない集団が自然にできるようなのだ。私の狭かった人間関係が一気に広がった。

日本心理センター

南さんは一橋大学を退官後成城大学にしばらくいて、その後、原宿の自宅のマンションの一室に「日本心理センター」を開き、専従の事務員も置かれた。会報をだし、人を集めて連続講座や講演会や気功の訓練など、様々な催し物があった。私もそのセンターの無給の研究委員となり、毎年一回、講師として参加者の前で話をした。話の前には、必ず南さんが隣の部屋から出てこられ、「教育現場の話は佐々木さんからお聞きなさい」と参加者に呼び掛けて下さった。

心理センターでは、よく南さんの周囲に数人が集まり雑談をしていた。私が「学校はもうダメなのか」という本をだしたとき、南さんは「題名がいいね、最近、ダメなものが多いから、これから「もうダメシリーズ」を出したらどうですか」といわれた。からかわれているみたいなのに、そう悪い気もしなかった。本の内容については、褒められたことも批判されたこともない。

ある時、大学が話題になった。大学教授には「専門バカ」が多いと、居合わせた人たちが口々に例をあげて話していると、最後に南さんが「『専門バカ』ならまだいいよ、私の見るところでは、『バカ専門』の方が多いですよ」と発言された。

南博さんは第一次世界が勃発した一九一四年に、著名な裕福な医者の家に生まれた。家には書物も沢山あり、有名人や知識人が集まり、申し分のない知的な環境の中で育った。一九四〇年、太平洋戦争の前夜にアメリカのコネル大学に留学し、終戦後の一九四七年に帰国された。「私のように恵まれた環境にいて、学問を続けられたのはむしろめずらしいのですよ、金持ちの息子は道楽者になりやすいですからね」と南さんはおっしゃる。自分の人生に幸運を引き寄せる意識的な戦略があったようなのだ。

伝統芸能

南博さんが80才、おつれあいで新劇俳優の東恵美子さんが77才、お二人の傘寿・喜寿のお祝いの会があった。南さんは伝統芸能を守る運動もされていたので、芸能人も多く参加していた。落語の柳家小さん、テレビ司会の愛川欣也、名前を忘れたが歌舞伎の誰それとか、とにかく有名人がぞろぞろいた。

私は疲れてロビーに出たが、隣に私と同年配の小柄な人が座っていた。名札をみると玉川勝太郎と書いてある。「浪曲の玉川さんですね」と聞くと「そうです」と答える。「私が小学生の頃、ラジオで勝太郎を聞いたことがあります」というと、「先代の勝太郎ですね。私はその息子です」とおっしゃる。

「最近、浪曲を聞けませんね」というと、「そうなんです。テレビも寄席もダメで、高校や大学のサークルで講演してます」と寂しそう。「若い人たちにことばや状況が分からないんですよ」という。「手手脚絆(てっこうきゃはん)がわからないのは無理ないけど、竈(かまど)やお櫃(おひつ)も知りません。ヘツツイの説明をすると「なんだ、ジャーのことか」なんてね。

「手が凍える仕種をしても、分かってもらえないんです。冷たい思いをしたことがないんです」。「先日、熱心な学生さんが『図書館で調べてきました』というんですが、中国の『水滸伝』を調べてきてる。私の『天保水滸伝』は、日本のヤクザのケンカの話ですよと説明したんですけど」「でも、お年寄りと一緒に暮らしてる若い人は、話がよくわかるんです。今は一緒に暮らす人も減ってますね」とまた寂しそうにおっしゃる。

「修業は大変だったでしょう」と私がいうと、「私の福助と呼ばれた時期に、先代勝太郎に『お前のは夜店の盆裁だ』といわれました。「小さくまとまっているけど、声だけで音(おん)がない。音とは愛だ」というのです。その意味がこの年になってやっと分かりました。私も今の弟子の福助にいうんです。若いですから声がいい。「月は昇りて〜〜真菰(まこも)を照らし〜〜」とね。声のハリはあるんですが、引くことができないんです。浪曲では引くのが大切。それはことばで教えられるものではないんです。」

芸を受けとめる観客がいなくなった。テレビには修

業を全然しないタレントがたくさん出て、修業を積んだ芸が受けない。「浪曲が廃れたのは私たちに責任があります。落語家さんたちはそれなりにやっているのに、我々が時代についていけなかったのです。勉強不足です」と勝太郎さんは謙虚に語る。

古典芸能が廃れるのは文化の厚みをなくすことだ。南さんはこれを憂えて古典芸能を支える会をされてきたのだが、文化は軽薄化の方向に進んでいる。勝太郎さんの話は、南さんの憂慮を裏付ける。この勝太郎さんもすでに亡くなられてしまった。

晩年

晩年の南さんは飄々と過ごしておられるようであった。ある時、「先生、長生きの秘訣は何ですか」と質問され、「義理を欠くことです」と答えられた。「夫婦ケンカするとね、どちらかともなく「もう先が短いんだから、争いは止めようよ」といい、すぐに止めるようにしてます」ともおっしゃった。八〇代になってから骨折された。手に物をもっていたら、歩いているだけで骨折した。それ以後はどんなに軽いものでも、手に持たないことにしたとおっしゃった。ご自分を労りつつ、過ごしておられたのに……。

1950年代の南先生のこと

眞田孝昭(静岡大学)

1952年といえば、朝鮮戦争のさなかであり、AM波の海賊放送「自由日本放送」が毎夕「解放のため一、尊き命落しつー…」という軍歌調の労働歌とともに放送を始め、確か「日本人民革命勢力は…長野県〇〇郡〇〇村を解放しました」などと言っていたような記憶が私にはあります。この時代は柴田翔の「されどわれらが日々」や大島渚の映画「日本の夜と霧」の頃であり、大学の某先輩は、山村工作隊の一員として東京都下の奥多摩の村に行き、鍬や棍棒をもった村人から追いかけて退く体で逃げ帰って来たという話が後に噂されたところです。

この年、北京で10月2日から10月13日にわたって開

催されたアジア太平洋地域平和会議(この会議については、雑誌「世界」第34号、1952年12月号、また「アジア歴史事典」平凡社、1960を参照)に南先生は、日本代表副団長として参加なさいました。大原社会問題研究所のファイルなどでアジア太平洋地域平和会議との関連で南博という名前を見ただけの人には、それが社会心理学者、南博と同一人物とは思えないかもしれませんが。余談ですが、これはサイコロジカル・アブストラクトでMinami & Dallenbachによるゴキブリの条件づけの論文を発見した人にとっても同様でありましょう(Minami, H., and Dallenbach, K. M. The effect of activity upon learning and retention in the cockroach. American Journal of Psychology, 59 [1946], 1-58)。しばしば、この論文は先生のお父上の執筆なさったものでしょうかと質問されるという南先生の言葉を思い出します。南先生の活躍された範囲はそれほど広いということでした。

それはともかく、平和会議の日本代表団の副団長は正真正銘、南博先生でした。この会議の資料は、少ないので、「一橋新聞」によって経過をたどることにします。

1952年9月30日号には、「南助教授も北京到着、平和会議正式代表として決定」という見出しのもとに、南先生がまずヨーロッパ経由で北京入りし、それから北京の平和会議準備委員会が、日本準備委員会事務局に電報を打ってきて正式の日本代表として日本側に承認してもらいたいと依頼してきたという趣旨のことが述べられている。その記事の最後には上原専祿教授談が引かれている。「二十四日文化人会議の総会があって北京会議へのメッセージを送ることと、旅券を出すよう政府に申し入れを行うことになったおりから南君が北京へ行ったということは日本の文化人の意志を正確に伝えてくれるものと大変けっこうな話だと思っている(……後略)」とある。さらに1952年10月10日号の記事をいささか長いのですが引用します。

「本学助教授南博氏は北京平和会議の日本代表団副団長に選出されていたが二日の会議で日本国民が平和擁護闘争におおきな関心をもっているとつぎのように演説した。

政府がわれわれを妨害したにもかかわらずわれわれはこの会議に参加するために実際に全国に準備委員会を組織した。四百八十八名の各層からの候補者のなかには職業の代表がふくまれた。日本国民は平和と自由貿易を切望している。しかし日本国民が独立をもたなければこれを完遂することはできない。

現在日本国民の平和への希望は独立への希望と一致している。なぜならば日本国民は七年間の侵略戦争と七年間の占領に屈従させられていた。それは日本国民が心の底から平和を希望しているからである。北京でいまひらかれている平和会議が真の平和会議であることを確信する。

それゆえ平和的手段によって問題を解決する精神にもとづいてサンフランシスコ条約にかわる全面講和条約が締結さるべきであると主張する。」

この記事から読みとれることは、当時論争になっていた「単独講和」か「全面講和」かという問題にかんして、南先生が全面講和支持の立場を表明されていることである。

ただし、この頃から、先生はヨーロッパ出張中で、東欧経由で国交のない中国入りされたということで学内ではかなり問題になったことがわかります。

その記事の隣には、「出席は違法に非ず資格問題に人事院の見解」という見出しのもとに「南教授が北京会議に出席したことに関し、国家公務員法中の、公務員の政治活動に該当するかどうかについて一部で危惧されていたが、この点につき人事院法規課では次のように態度を明らかにした。

人事院法規課談 南教授が北京会議に出席したことについては、別に現行規定の違反にはならない、従って身分上変動が起こるといことは考えられない。」

「一橋新聞」10月20日号は、「諸国民の文化交流を、南助教授北京会議で強調」という見出しで六段抜きで会議で演説中の若き細面の南先生の写真を掲載しています。

また11月10日号には、「早急の帰国困難か、南助教授査証下附されず」という見出しで南先生が香港経由での帰国のため英国大使館に通ビザを申請したものの下附されず、日本の外務省に協力を申請したものの

「外務省の大江官房長は、旅券法違反と見做される者への協力は不能であるとの見解をとっている」とあります。

そうして11月20日号によやく次の記事がでてきます。見出しは「焦らずにこの道を」 南助教授北京会議より帰る」です。「北京会議に出席していた南助教授は十八日午後九時二十分スカンジナビア航空会社のSAS機で、平野義太郎氏、赤岩栄氏、木下順二氏、鶴見和子氏等知識人を始め、本学学生外各種団体約二百名が出迎える中を羽田空港に到着した」とあります。そこでの先生の挨拶は、「私が今度北京へ行ったのは当たり前のことをしたまでであって、平和のためにはすべての道は北京に通ずると思ったからだ(後略)」というようなものであったということになっています。その後先生は、一般向けに一連の中国訪問にかかわる記事をお書きになりました。確かに先生は、「中国を地上天国であるかのように、べたばれで考えるのは危険です」(『中国』 光文社、1953)と書いておられますが、一般雑誌の記事の中には「すべての道は北京に通ず」という題名だけをとりあげると、中国礼賛のように聞こえる記事もあります。

先生の『学者渡世 — 心理学とわたくし』(文藝春秋刊、1985)を読みますと、この会議への出席の話は先生が国民文化会議議長に選ばれた経過とは関連づけられてはいません。平和会議出席の話は海外旅行体験との関連で、ほんのわずかのスペースしか割り当てられてはいませんし、その会議での先生のスピーチの内容についてはまったく触れられてはいません。でも、世間の人びとが、平和会議出席のような先生の行動力と日本代表団副団長としての実績を評価したからこそ、先生は国民文化会議の議長に選ばれたのだと思います。当時の若者にとっては、先生は保守派の鼻を明かした、痛快なヒーローだったのではないのでしょうか。それはともかく先生はこの時期の中国礼賛のことを照れくさく思われて、ご自分の経歴の中では、だんだん小さくあつかうようになられたように思います。

南先生にとって、「すべての道は北京に通じる」というようなタイトルの論説は、今になってみれば、私たちには忘れて欲しいことだったのかもしれない。し

かし、あの時代、平和運動にたずさわるといことは多少とも、中ソのシンパになることだったのだから別に恥ずかしがることではないと思います。いささか、先生が忘れて欲しいことを穿り返したかもしれませんが、あのクールで颯爽とした南先生にして、やはり時代の影響を受けておられたのだということを知って、私はむしろ一層親しみを感じています。

話はかわりますが、1950年代の南先生に関連して、もう一つだけ述べておきたい事実があります。私は、大学の学部と大学院で南先生を師と仰いだとはいえ、師の名を汚すような弟子なのですが、アメリカ人から「南は恩知らずだ」などと言われたりするといくらかはむっとすることもあります。

1950年代というのは、多くの人びとにとってとても嫌な時代だったのだらうと思います。1950年代は、ジョーゼフ・マッカーシー上院議員が上院非米活動委員会の委員長として活躍し、いわゆる「赤狩り旋風」が吹き荒れた時代でした。1950年には、心理学者なら大抵の人が知っていることですが、当時、カリフォルニア大学バークレー校にいたエリック・エリクソンが忠誠宣誓書に署名を拒否しました。大学では思想信条の自由が保証されていなければならないという理由だったと思います。それで一旦、免職になるのですが、大学当局がエリクソンは“dependable”であることが確認できたといって免職を取り消してきました。ところがエリクソンと同時に署名拒否した数名の同僚の復職は認められなかったため、彼はそのままバークレーを離れたと伝えられています。

わが南先生も50年代には何度もアメリカ領事館から呼び出しを受けたと語っておられました。別に先生はアメリカ国籍を取得されたわけではないし、グリーン・カードをもっておられたわけではないから、呼び出しに応じる義務はなかったはずなのです。だから何の問題もなかったのですが、何しろ占領下のことから、かなり勇気を必要とすることであったかと思えます。いずれにしてもずっと後になってから「いやー、あの時行かなくてよかったよ」と言っておられました。私はその時間違いなく、先生の頭にはE.ハー

バート・ノーマン事件のことがあったのだと思っています。

その当時、南先生は意識的にアメリカ人と接触しないようにされたのだと思います。もうすでに皆亡くなっているとは思いますが、南先生のコーネル大学時代の知り合いで、当時日本にやってきたアメリカ人のなかには、南先生に冷たくあしらわれたとか、無視されたとかで、「故国からの送金も不可能になって困っていたとき、パートタイムの仕事を紹介したりして研究が続けられるよう便宜を図ってやったのに、南は恩知らずだ」といって憤慨している人たちがいました。しかし、何気ない留学時代の思い出話が、誰かを危険にさらすことになるそんな時代であったので仕方がなかったのだと思います。

コーネル大学の人たちと疎遠になられたのはそんな事情もあったのです。

とりとめもないことを書いてしまいました。チャールズ・ホートン・クーリーの本のなかには“Each to each a looking-glass”(「各人は各人にとって姿見」)という有名な警句がありますが、卑小な人間には偉大な人間も卑小に映ってしまうのですよ、と先生は苦笑いなさるかもしれません。

社心、日臨心、社臨、と南博先生

山下恒男(茨城大学)

南先生とはもう長い間お会いしていなかった。亡くなられたのは新聞で知った。

私が南先生と多少ともお付き合いがあったのは、60年代の末から90年代の中頃までだったと思う。それもプライベートな面でのものはほとんどない。

初めは社会心理学会、ついで、日臨心、そして社臨の活動を通じてである。それ以外に、私個人としては狭山裁判に関わるものがある。

まず、社会心理学会だが、60年代の末頃、私は20代の大学院生だった。たまたま、私の指導教官だった

長島貞夫先生が社会心理学会の編集担当の常任理事になり、私が在籍していた大学で常任理事会が開かれるようになり、事務局的な仕事も引き受けることになった。多分暇そうに思われたのだろう、私に幹事をやれ、ということになった。

その時の社心の会長が南先生で、眼光の鋭い猛禽のような印象だった。まだ、50代で精気に溢れていた。当時の社心常任理事は、築島謙三、堀川直義、望月衛、相場均などの方々だった。

その直後、突然のように大学闘争の時代が来て、私は虎の門の国立教育会館で南先生と妙な形で会うことになった。69年、東大と東教大の入試が中止になった年、日本心理学会の総会の会場がそこだったのだ。当番校は東大だったが、学内で開催は不可能だということで、警備の容易な会館になった。

当時、日心は代議員制で、選挙によって選ばれた代議員だけがその総会に出席できた。私たち、院生はあらかじめ先輩や先生たちに投票するよう割当てられていたが、それに造反して、自分たちに投票した。その結果、助手などの何人かが落選し、代わりにN君と私が当選した。

当日、会場で仲間とピラを撒いた。後で聞いた話では、私たちが騒ぎをおこしたらすぐに機動隊が導入される手はずになっていたという。今思えば、10人たらずのひよわな私たちに対する過剰反応だと笑ってしまうのだが。私は会の冒頭で、日心の規約にある「学会の目的」を手がかりに発言した。「それは動議か」と尋ねたのが南先生だった。総会の司会は新聞研の池内一氏だったが、討議されることなく、すぐに採決されて圧倒的な差で否決され、私たちは退席した。その時、南先生が私たちに発言のチャンスを与えようとしていたことは感じたが、それ以上積極的に発言されなかった。

70年の夏、私はある研究所に就職して職業適性検査などの心理テストを作る仕事をしていた。おりしも、知能テストを中心とする心理テストが社会的な問題となりつつあった。73年、応用心理学会が中心となってテスト問題懇談会が呼びかけられた。どうい

経過だったか忘れたが、私も社会心理学会推薦の委員ということで参加した。

テスト問題懇談会の様子については日臨心編「心理テスト—その虚構と現実—」(1979年、現代書館)の「心理テスト規制とテスト業界・心理学界」に詳しく書かれているので、省略するが、そこで私は赤松晶子さんや篠原睦治さんと出会った。南先生も出てきてアメリカの事情を説明された。その直後、国際応用心理学会がカナダのモントリオールで開かれ、出席する南先生が日臨心と社心のテスト問題への見解を持っていかれた。社心のは「常任理事会見解」ということだったが、私が勝手に書いたものを南先生などが追認されたものだった。

この国際学会の様子を帰国された南先生が新聞に書き、それを読んだ人たちの中に、その頃就職差別反対闘争をしていて、心理テストも問題にしていた兵庫の部落解放研の先生たちがいた。連絡をもらった南先生がそれを私たちにつないでくれた。そして、74年末に尼崎で心理テストをめぐってのシンポジウムが開かれ、篠原さんと私も参加した(この時の記録に「心理テストとはなにか—受けさせられる側からの照射—」がある)。その後、臨心の総会などで福地幸造さんなどの講演をお願いするきっかけになっている。

76年、南先生から突然連絡があつて、原宿表参道のオフィスに初めて伺った。今老朽化して、建替えをめぐって論争になっている同潤会アパートのそばだった。そこには社会学の福岡安則さんがすでに来ていた。狭山裁判の控訴審で寺尾判決が石川さんに無期懲役の有罪判決を出したことをうけて、当時主任弁護人を務めていた故青木英五郎弁護士が「白の心理」についての意見書を日高六郎氏と南先生に依頼し、両氏からそれぞれ福岡氏と私に話がきたのだった。

私たち二人はその年の夏、各地の被差別部落で聞き取りをした。それは私にとってはまったくの新しい体験で、その後多くの人と出会う契機になった。最高裁に出したこの意見書をもとにして、南先生は雑誌『世界』(77年10月号)に「白の社会心理学—狭山裁判をめぐって—」を書かれた(これは後に、『日本人の心理

と生活」、1980年、勁草書房、に収められた)。

この頃、私は南先生の「代理」で、群馬県庁の職員研修で「社会心理学」の話をしたり、千葉のある所で「現代社会の病理」の講演をしたりしている。それはある日突然の「南先生からご紹介いただいて……」という電話から始まっている。南先生が多忙でたんに私に話をまわしたのか、先生なりの配慮だったのか、その後尋ねたことはないで今となってはわからない。ただ、有名な先生に頼んだら代わりにさえない男があらわれて、担当者は面くらったことだろう。

南先生は日臨心の改革後も会員として残られ、「臨心研」に書評なども書いてくださっている(「臨心研」77年, Vol.15, No.2)。

その後、資格問題を契機にして日臨心から私たちが出てゆき、社臨を結成したときも、すぐに社臨の会員となり、亡くなられるまで会員であった。発足間もない(というより正式にはまだ準備会の)社臨は、92年の4月に『社会臨床ニュース』を創刊するが、2号からは景気づけのためにも様々な立場の人に巻頭の言葉的なものを書いてもらっていた。10月に出た第4号のそれは南先生にお願いした。

先生は快く引き受けられて「社会臨床学会への期待」という一文を寄せてくださった。

南先生は特に晩年は「日本人論」の研究に精力を傾注された。それは非常に網羅的(よい意味で)なものだったが、一方で、社会的な発言も「日本人は……」というところに収れんする傾向が見られた。先生自身が「戦後の政治情勢の中で、安保闘争や、学園闘争にかかわった体験からおよそ、まっとうな政治活動は、体力と精神力に恵まれた人たちが文字通り体を張ってやる仕事だということが、よく分った。それだけの自信がないばくは、今後、現実政治の行動にかかわることはしない」(『学者渡世・心理学とわたくし』、文藝春秋、85年)と書いていられる。

多分94年だったと思うが、南先生が主宰する日本心理センターの研修会で話をしろということがかがったことがあった。会の終了後の雑談の中で、敗戦

直後に刊行された思想の科学研究会編(都留重人監修)『アメリカ思想史』全5巻(日本評論社)を話題にして「あれはいい本ですね」と私が言ったら、「うん、あれはいいだろう」と先生が嬉しそうな顔をされたのを思い出す。これらの本で先生は、花田清輝や鶴見俊輔などとともに主な書き手の一人で、本当に輝いていたと思う。

南先生は日臨心や社臨の活動そのものにはほとんど参加されなかったが、多分、若いころのご自分を日臨心や社臨の運動に重ね合わせていたのだろうと思う。社会的な批判意識を持ちたいと願う私たちの先輩として、あるいは理解者として、気にかけていてくれたのだと思う。あらためて感謝し、ご冥福をお祈りしたい。

〔「映画と本」で考える〕

治療という名のもとに行われる虐待を受けて～狂気の意味を考える
『精神医療ユーザーのめざすもの』(メアリー・オーヘイガン著,
1999, 解放出版社)から

赤松 晶子(東京足立病院)

〈はじめに～二つのテーマを求めて～〉

『精神医療ユーザーのめざすもの』を読み終わってその中味の重たさに私は打ちのめされ、目眩を覚えた。著者のメアリー・オーヘイガンはその後書きで「本書は二つのテーマについての作業の繰り返しです。」と断り、その一つのテーマは「狂気の意味は何なのか」その意味がユーザー運動の思想にどう影響するかということ、二つ目のテーマはその思想を運動にうまく反映するには「管理運営をどのようにすべきか」ということ、と記し「私は最終ページでもこれらの問い掛けをし続けています。」と語る。すなわちそれこそ精神医療ユーザーの命をかけた存在のあり方そのものの問いであり、答えが簡単ではないことは現精神医療体制を考えると明らかすぎることである。

私もそのはじっこを40年余歩き続けてきて、なぜ? と問い続けることに答えを得られないどころか、狂気を抑える側の仕事をし続けてきた。出会いながら自らを絶つ孤絶感・絶望感……その抗議を受けきれず別れた人たちの無言の訴え、40年近くを入院し続けじっと私を見る目、痛く悲しく、後ろめたく目をそらしたくなる。袖を引っ張りのぞき込み、果たせないことを訴えられる。

「どの国でも精神医療サバイバーは苦しんでいます」オーヘイガンの出だしの言葉、世界各地のユーザー一人一人と話し合ったうえでの第一声が、先ず重く深くのしかかってくる。その精神医療サバイバーの苦しみはその一人一人の生存そのものの苦しみであり、この書を私は紹介する役を言われたのであるが、それを表すのには力不足で、オーヘイガンの表している言葉を

直にその重みを受けて頂くのが一番いいと思う。どのページから開いて読んでもそこで語られていることは深刻でよくわかりその重みはずしんと胸を突いてくると思うのでこの書をとにかく手にして欲しい。私自身の怠慢というか、作業ののろさでそのことをお伝えするのが遅くなり申し訳なく思ってます。

〈魅せられてきた世界〉

実はこの書を初めて手にしたのは数ヶ月前だったと思う。序文が終わり一章にあたる「わたしの旅は始まる」を開き読み始め私はひどく惹きつけられた。それは懐かしいと言ったらいいか、40年前精神科に足を入れてずっと惹きつけられてきた世界の感覚が呼び覚まされるような言葉であった。

「わたしは18歳の時、目の前に広がる海図のない人生におびえていました。大学の寮の部屋に独りぼっちでいて、祖母の死を嘆いていました。そして、高揚と絶望を繰り返すジェットコースターに8年間にわたって乗ることになったのです。わたしは、あまりの重さに耐えかねた若い枝のように、崩れ落ちて毛布の下に横たわっていました。人生の意味はすべてなくなってしまい、わたしは形のない虚無の中で自分を見失ってしまいました。人々は遠くから心配そうな顔で、長く黒いトンネルの中にいるわたしをのぞきこみ、連れ去りました。診察を受けさせ入院させるために。そしてわたしを丸裸にし、真実と夢をはぎ取るために。」(p19)その後、彼女は病院のベッドで不安に怯え、その「絶望の廃墟」で大きな海のそばに暮らすおばあさんと少女の生きることの対話を体験します。

〈大きな海のそばに、おばあさんが孫の女の子とと

もに住んでいました。毎日おばあさんは釣りに出かけました。おばあさんは海への畏怖を込めて叫ぶのでした。「どうかわたしの綱に、あなた様の命をお分け下さい」。おばあさんはいつも魚を捕って帰り、自分と孫のために料理しました。ある日おばあさんは孫に魚を渡して、「自分で料理してごらん」と言いました。少女は泣きながら、「できないわ」といいました。おばあさんは、「自分自身も持っている力を見つけなきゃいけない。おまえはきっとできる」と答えました。でも少女は言うことを聞かず、おながが空いたまま寝床に就きました。その晩少女は、空から朗々と聞こえる声によって夢から覚めました。「おまえにはおばあさんの力も、おまえの中心に流れ込んでいる偉大な海の力もあるんだよ。さあ、生き生きした命からその意図を見出して、怖がらずに料理してごらん」(p20)

「精神保健の専門家たちは、不適切な科学で小さな引っかき傷をいくつも作りながら、わたしの苦痛の表面をちょっとなでただけだったのに、海とおばあさん、そして朗々と話す声はわたしの中心に語りかけました。「あなたは一生、気分の揺れを持ち続けるだろう。そして薬以外にそれを救ってくれるものはない」と専門家はわたしに重々しく宣告しました。わたしは逆らうことなく「不毛の人生」という宣告を受け入れました。」こうして彼女は、他の多くの精神病患者も同様に深い挫折感に陥り、治療を受けることが癒しとなるどころか、より深刻な孤絶感・絶望感におとしめられ、狂気の意味も考えられず自分の存在感を希薄にしてゆくことになる。

精神科治療でよく感じられ、見受けられることは、病者の語るもの・表すものを受け取る治療側の受け取り方にずれがあるということ、きちんと自分の思い・存在を受けとめてくれないことに病者は不充足感・違和感に包まれながらも、抑制治療の中で自分を正確に表すこともできなくなってゆく。病者は治療側の言うことに納得ゆかないままにそのずれの中に漂う。そのずれを精神科専門家は病者の「病識欠如」によるものと判断する。専門家には患者の訴えを様々の病状と診断名に当てはめてゆくマニュアルがあり、その訴えの中味・「個人的な神話」に聞き入ろうとはしない。聞き入

らなくても、治療方針がたてられ処置は行われる。むしろ幻聴・妄想に支配された「異常な」関係を持ち続けるのはより混迷させることで、それは素早く抑制・消失させた方がいいというのが治療論である。

著者は「彼らはわたしの個人的な神話をわたしの井戸の中に埋めました。わたしの狂気の意味のほとんどがそこにあり、堅く結ばれた包みの中で解かれる日をずっと待っているのではないか、とわたしは思っています。」と語り、そのような専門家の判断・主張に疑問を持つようになるのに何年も掛かったとしるしている。

〈サバイバーとしての旅へ〉

著者は自分の気分の動揺を乗り越えたとき、「精神保健体制が如何に役立たずかを知って怒り、あきれました。」と自覚し、何をどう探していいかも解らないまま図書館に通い始めている。そこで手にした一冊の本、「精神病患者自らの手で」(ジュディ・チェレバレン著、解放出版社、1996年)が彼女の旅の道しるべになっている。

彼女は、自分の著書について、「本書は、わたしの日記に抜粋されたり引用されている他のサバイバーの言葉、又、そうした語句のかけらを一緒にしたモザイクのようなさまざまな経験を通して、わたしが反省し黙想した心の旅の記録です。」と断り、いくつか訪ねたサバイバーのグループの間にはかなりの開きがあり、疑念を持つものもあるのだが、手助けをしてくれ、もてなしてくれた仲間を傷つけないように、話をしてくれた人の名前を変えたと言う。

サバイバーの中で一貫してあるのは「精神保健体制に対して非常に否定的」であると言うことになるのだが、彼女がもし自分が精神保健従事者だったら、同じようにサバイバーから批判を受けることをしているだろうと言い、「この冷静な認識があるために公正さを維持できている」と記している。すなわち彼女はサバイバーの立場で自分が受けてきた精神保健体制に対してひどく怒っているのだが、精神医療体制に身を置いているものは病者の苦しみ・怒り、サバイバーの主張

を理解しがたいところにいることを認識してもいる。

それゆえにこそ、この書は精神保健体制に代わるものとして「狂気の文化」というサバイバーの理念を追求することと、それを支えるサバイバー運動としてのセルフヘルプ活動のあり方を考える旅の綴りになっている。まさに「既存の体制に代わるもう一つの世界を創造していこうとする多様な試み」の遍歴と言えるが、更に著者が続けて語るように、それは「たくさんの可能性に恵まれているというだけでなく、同時に危険にも直面している」現実があり、道は険しいと考えられる。

〈「価値をおとしめられた存在」からの訴え〉

著者が訪ねた人たちは、みな精神病院への入院体験があり、「精神病院で自分自身を最も無力で価値のない存在だと感じさせられ」ており、精神保健体制がいかにその各々の人生に打撃を与えたかを理解するところから始まらねば、この旅の険しさは解らないだろう、と思う。

火や刃物による自傷行為の恐怖にとらわれていたイングリット(オランダ)は「保護室に入れられることは自尊心を傷つけられる経験でした。シーツもなく、たった一枚の毛布と枕を与えられただけでした。ドアは施錠されていました。」と語り、その中では、より自分を傷つけるしかなかったという。

臨床心理士だったブレンダン(アメリカ)は生涯働けないだろうと告げられ、「わたしは自らすすんで私立病院に助けを求めたのですが、それは恐るべき体験でした。そこで見たのは、職員が患者に意思決定をさせない状態でした。……暴力や薬漬けや電気ショックも恐ろしいことですが、一番悪いことは患者の主体性を意図的に奪うことなのです。」と語り、自分からその絶望的な予言に挑戦しなかったら、回復出来なかっただろうと述懐している。

非常に物質主義的な生き方をしている不幸な人間と思っていたスージー(カリフォルニア)はある日自分が解らなくなり、「その状態はわたしにとって脱出であり、破壊ではありませんでした。」と語るが、家族は

理解せず精神病院に送られる。高額な費用のかかる精神病院でスージーは2ヶ月下着だけで保護室に監禁される。「病院の職員はわたしをゴミのように扱い、身なりを構うことができなかったので、自分のことをゴミだと考え始めるようになっていました。初めは彼らだけが考えていた決まり切った類型に過ぎなかったのに、後には自分がその類型になってしまうのです。……彼らが納得することを言うすべをわたしは学びました。」(p35)と語っている。

著者は更に4人の入院体験者の語るところを紹介している。そこに記されている言葉は、その人たちが強いられたその精神保健体制の側で生きてきた私にとって読みすすむのが苦しくなる思いにつまされてゆく。彼らは、今の体制の中で当然としてなされている抑制治療について、自分の存在を認め難く、自尊心を傷つけられてゆくことを具体的に語っている。著者はそれらをまとめ、「治療と虐待」として「精神保健従事者は、治療という名が付けば、何ら恥じることなく人々を虐待するものだということをわたしは見てきました。……隔離が本人のためによいことだという含みをもって、治療であるとレッテルを張られてしまうと、精神保健従事者は隔離の裏に潜む野蛮さを見ることが出来なくなってしまうのです。」(p52)と語ってゆく。

病者が何らかの緊張・不安の中で医療の場を訪れるとしたら、そこで癒されることが必須であり、より人としての尊厳を貶め、不安を募らせるとしたら、それは治療の場とは言えない。にもかかわらず、そのような抑制治療が続けられているということは、強制的な抑制がなされなければその不安・緊張・狂気は消失できないとする治療論があるゆえと考えられる。その治療論の衣を着ているからこそ精神医療者はサバイバーの訴えを解する心を持たない。結局、「狂者」自身が狂気をどう捉えるか、狂気の意味・文化を見出し、創り出してゆく必然性が見えてくる。

〈狂気の文化を考える〉

著者は「狂気という少数派の経験を十分にそして安全に表現出来る場所は、実質上精神医療体制の中にも

どこにもありません。」(p56)と言う。サバイバーとして自分たちの経験に価値を取り戻すために、狂気の意味を考えようとする。「植民地化された先住民のように、わたしは本当の自分を否定し続けてきた。精神医学を信じる人たちは、自分が正しいと思っている知識と権力によって、気分変動の体験からわたしを疎外してきた。狂気には何の意味もないとされ、狂気は外側の暗闇の中にあり、社会的に認知されたわたし自身と統合することのできないものであるとされてきた。」と自らの体験を振り返り、狂気ゆえに、自分自身の存在そのものが疎外されてきたことを語っている。

更に「気分の動揺が病気ではなくて才能と判断されたとしたら、どんなにわたしの気分の動揺は違ったことだろう。あるいは、今のところは気分の変動をもつ人の比率は1%だが、そうではなく99%が極端な気分の動揺を持つとしたら。社会はこの莫大な数の『正常な』不安定な多数派を中心に組み立てられることだろう。」と、少数であるがゆえに「精神の動揺」が価値のないものとしてどころか、異常なこととして市民権を持ってないことを訴える。

この書を読みすすむうちに、かつて20年前、臨床心理学会で、吉田おさみが著した「狂気・正気の連続—不連続性について—妄想体験から—」(1977、臨心研 15巻2号)を思い出した。吉田は服薬を続け、その重さの中ですでに世界されているが、「正気—狂気の二項対立を固定化することなく、両者を自在に往来することにより日常世界に生命力を吹き込むことができれば……」と論じており、「常識的」な秩序と規定に縛られた正気の世界の価値観への反抗として狂気があり、狂気を持ってこそ人としての自由さ広がりを行き交うことが出来ることを主張、狂気をマイナスイメージとして捉えることに反対の論を展開している。

著者が訪ね、話し合っているエド(オランダ)も「狂気から脱することをよしとするのではなく、狂気である権利を守り、そして狂気に対して肯定的な属性を与えることができたなら、それは文化運動となり得るだろう、とわたしは空想しています。」(p62)と語り、更に、近代的な科学技術や薬物療法に対しても、「どんなに薬や遺伝子操作が発達したとしても、千年たとう

とも狂う人は存在し続けると、わたしは確信しています。生物学的な取り組みは、巨大な象が茂みから出てきて小さなネズミを探し出そうとするようなものだと思います。」と、この20年来精神医療界にも主張を強めてきている近代科学治療のあり方を批判している。

精神科治療を受けたものは、他科の治療と異なり人格そのものが対象となる。自分のあらゆる言動そのものが問題とされ、それを科学的・物理的に抑制・除去されようとするのは、自己の存在そのものに根底から不安を抱えている「病者」をより不安定にし、自尊心を失わせるものであることは自明のことである。その治療のなかで辱めを受け、貶められた体験からなんとか自分を取り戻そうと苦悩しているサバイバーは治療を拒否し、人としての尊厳を取り戻そうと苦悩しつつ、狂気の文化を創るための運動を始めている。

〈サバイバー運動をどう進めるか～終わりに〉

運動をどう進めるか、この課題が著者の一番問題としていることで、この書物の三分の二をこの課題で占めている。その一番大切な課題への取り組みの部分への紹介がここでは一番少なくなるようで申し訳なく思うのだが、著者が言ってるように、その運動の仕方は狂気の文化にどう取り組もうとするかでかなりの幅が示されているとのこと、日本でも同じ状況が見られ、身につまされる思いがする。著者は「サバイバー運動は変革という一つの目的のために存在します。自分自身や自分たちを制限している全ての物事を変えようとする強い希望が、サバイバー運動の動機となっています。」(p105)と言い、その運動は大きく二つに分かれ、一つは政治活動であり、もう一つがセルフヘルプ活動で、そのセルフヘルプ活動は自分たち自身が変わることをも目指しているという。しかも政治活動も含めて、精神保健体制の廃絶派から改良派まで様々な運動が含まれている。

著者はこの旅の主な目的をセルフヘルプ活動のグループを訪ねることに費やしているが、それらのグループも会の持ち方、活動の仕方は様々で、精神保健体制に身を寄せているスタッフが会の進行役を(子守

役に!)受けている場合、体制側から何らかの手当を受けている者がある場合、当事者のみで意見を出し合っている場合など多様な有り様が紹介されている。

著者は1990年3月から5月にかけての旅を終え、6月、オークランドに帰り、改めて次のように述懐している。「どんな運動でも最初の仕事は、『わたしたちが何者であり、自分にとって自分の経験は何を意味するのか』をとらえ直すことです。そうした作業をして初めて、わたしたちはもっと気持ちよく創造的に世界で生きていくことができるのです。……さらに、『わたしたちが何者であり、自分が何になるべきか』という思想と、自分たちが実践することとを確実に統合する必要があります。」そして、著者はそれらの考えを實現していくためにも、サバイバー運動はサバイバー自身で組むセルフヘルプ行動であってこそ、精神保健体制で失われた人生を生き抜く能力を個人に取り戻してゆけると考える。

この書を読みながら、私は立ち止まり、持ち歩き、本の表紙がいつの間にかボロボロになってしまった。私は40年間、精神医療の中で何をしてきたのだろう、と考え、明白な答えが浮かび、じーっと、化石のように体が固まってしまう。1960年代から1970年代にかけて、日本精神神経学会、日本臨床心理学会などを初め、市民運動も含め“精神医療は、臨床心理は、患者に役立つものであったか”、の告発を受け、「専門家」として自分のあり方を根源的にとらえ直そうとしてきたあの改革運動は何を残したのだろう。今、精神医療の動きはその過去の造反で見直し始めたものを、「共に」とか「ノーマライゼーション」などの言葉でスマートに合理化し、実は、近代精神科医療はより生物学的・科学的視点に偏り、「症状」は抑制、取り除くもので、ありのままの生き方の共存はほど遠くなっている。

1990年に著者が歩き、聞き、話し合っただけのこの書の中に、その答えがあると思うが、著者も記しているようにその道はなお険しく、厳しい。大多数を占める社会・人々の価値観が今問われていると思う。とにかくこの書を手にして読んでいただきたい。

『常識不信—子どもたちの心の叫びと編む私たちの変遷』
(21世紀教育研究所・C&C編／本の泉社)書評

皆川 剛

どうもこのところ、世間では明るいニュースにお目にかからない。テロに戦争、不景気、物騒な犯罪、狂牛病、環境問題などなど。どれをとっても、私たちのこれから生きていく社会に暗雲を投げかけるものばかりだ。

いたるところで、「制度疲労」を起こしているかもしれない。経済構造もさることながら、たとえば不登校や学級崩壊などで揺れている学校という制度にも、よくそんな声が耳に入ってくる。モノは豊かになったけれども……という嘆息は、まだまだ新しい問いかけだ。学校に行って勉強して、「いい進学+有利な就職=幸福な人生」という神話は崩壊宣言されて、すでに久しい。しかしそれに変わる新たな価値の神話は、いまだ創出されずにいる。

その混沌とした社会状況は、親子の間や学校における教師と生徒との間において、葛藤や軋轢を生み出す背景となっているように思える。次の文章は、本書の中で石井さんが内心を吐露したものである。

「おとうさん おかあさんへ／わたしはあなた達の理想とは全く違った子どもになりました。そんな自分は悪い子だと長い間思ってきました。親を喜ばせられない子はよくないと。期待されるルールに乗ろうとしたんですが、失敗しました。(中略)わたしはがんばってきました。でも、できなかったんです。わたしを認めてくれませんか……」

制度疲労しているのは、学校だけではなく、「親」もそうなのかもしれない。世間からかけられる、有言・無言の「親」としての期待。それに、一見自由な社会のように見えて、暗黙のうちに強制されてきた「常識」というルールに、望むにせよ望まぬにせよ、乗っかって

きてしまった主体性のない自分の人生。無私の親の愛、という美名のもとに、鬱屈した感情を抱えたまま、それらの「常識」や「幸福神話」を子どもに押しつけていく、制度としての「親」。その抑圧に、子どもたちが悲鳴を上げている。

本書は、「子ども」と言われる人たち自身が、C&Cというグループをつくって投稿を募集し、編集したものである。非常に率直な文章が印象的だ。親に対して、あるいは学校や社会に対して、内面のドロドロとした感情や葛藤が、ときに激しい調子で綴られている。偏見やいじめに傷つき、深い葛藤に苦しみ、死の一線と交錯しながら自らの生きる意味を鋭く問いかける。大人への不信、自分自身への不信……。いったい希望はどこにあるのか? 「私は何度も、自分が悪い、死んじゃえばいいって……抜け出したはずなのに、私はまたいい子で過ごしていた。そういう人から認められていないと落ち着かなくて不安だった。だから、一人になった時ぽっかり穴が空いたみたいになる。それでも一人になりたいと思うのは、おかしいことなんだろうか?」これは本書の中の、塚田さんの文章だ。彼らは、絶望の深い海の底に漂っている。答えを求めて、あてのない道をさまよっている。

だが、もしかしてその解決への糸口は、意外にシンプルなどころにあるのかもしれない。「誰かひとりでもいいの／「生きているだけでいい、ここに在るだけで十分だ」と言って抱きしめてほしい」—これは室井さんの文章だ。ところがこんな単純なことが、現実にはとてつもなく難しい。それは現代における悲劇と言っていないかもしれない。

本書にはところどころ、C&C代表の森さんの「ひとり言」が織り込まれている。「肩書きとか年齢とか立場とか／そういうものをとっぱらったとき／あなたに何が残りますか？」この「ひとり言」に、怯まずに堂々としていられる「大人」は、いったい何人いるだろうか？とても厳しい問いかけだ。大人は、子どもたちによかれと思って、家庭でも学校でも、あるいは社会でもいろんなものを教え込み、押しつけようとする。でも振り返ってみると、それは単に大人の側のエゴに過ぎないだけのことよくあるものだ。自分たちが「子ども」と呼ばれていた頃には、そのことはよくよく分かっていたはず。ところが「大人になる」と、どうも大事なものは忘れてしまって、余計なものを知らず知らずのうちに身に纏ってってしまうようだ。「生きる意味とか／死ぬ意味とか／そんなものよりも／あなたが今ここにいる／それで十分じゃない？」— この森さんの「ひとり言」が、重く響いてくる。

この本を読んでの感想は、もとより人それぞれだろう。この本は、「子ども」たちから投げかけられた「大人」たちへの痛烈な批判であるし、異議申し立てであるし、問いかけでもある。しかし同時に、ささやかな期待、未来の希望への期待でもあると、私は感じた。

私は「投げかけ」られたひとりの「大人」として、森さんの訴えるような、シンプルな喜びや幸せ、あるいは身軽さ、とでもいうべきものを大切にしたいし、子ども・大人にかかわらず、すべての人に「その視点から人生を、学校を、社会を、見つめなおして、一緒に変えていかないか」と、逆に投げ返したい。

それが、今たちこめている暗雲を払っていく一筋の光であると、確かに言える時代にわれわれは生きているのではないだろうか。

第IV期日本社会臨床学会運営委員会総括
2001年度予算報告

日本社会臨床学会運営委員会

はじめに、でお伝えしましたように、第9巻2号で、2001年度予算の報告を掲載しませんでした。お詫び致します。下記の2001年度予算は第9回総会で可決されましたので、御報告を致します。

収入		支出	
摘要	予算	摘要	予算
繰越	799720	雑誌印刷費	1200000
2001年度会費	1100000	news等印刷費	80000
過年度会費	200000	誌紙郵送費	280000
翌年度会費	100000	文具・備品費(運)	20000
2001年度購読会費	60000	会場費・お茶代(運)	15000
過年度購読会費	30000	交通費(運)	100000
翌年度購読会費	0	連絡費(運)	20000
雑誌等売上	130000	発送作業時食事(運)	30000
印税	100000	会場・茶・資料代(学)	20000
広告費	30000	講師交通費など(学)	30000
学習会参加費	20000	雑費	10000
総会参加費	300000	第8回総会費用	400000
交流会費	90000	交流会費	90000
雑収入	0	第9回総会準備費用	50000
利息	50	予備費	714770
札幌学院大学より補助	100000		
合計	3059770	合計	3059770

編集後記

今号は、年度末の最終日の発行となりました。年度内3冊の雑誌発行は「義務」ですが、こんな時期に発行してはそれを果たせたという気持ちにはなりづらいものです。次年度はこうしたことがないようにしたいと、お詫びとともに気持ちを引き締めたいと思います。ところで、前号には書かなかったのですが、副編集長の竹村さんは昨年12月に火傷を負って入院していました。現在は退院していますが、前号、今号の編集作業には参加できず、僕が中心になって編集作業を行いました。もちろん、今回も林さんの大いなる協力を助けられています。でも、一人では心もとないので、竹村さんの復帰を願うばかりですが、無理をしないようにしてほしいとも思っています。

第10回総会のことを詰めていく時期になりましたし、「社会臨床ニュース」も発行しなければなりません。これは平井さんが協力してくれることになっています。運営委員を含むいろいろな方々の協力を得ながら、何とかやっていきたいものです。次号は、6月中旬か下旬に発行する予定です。ここで日程を明確にして外枠から自分を駆り立てていくことにして、何とかしたいと思っています。まだまだパソコンの使い方がわからず無駄な動きばかりしているのですが、わりに集中的に雑誌づくりを続けている内に少し慣れてくると思います。しばらくおつきあいください。

それから、第10回総会は江ノ島です。僕は、なぜだか江ノ島を観光のために作られた人工島だと勝手に思い込んでいましたが、よくよく話を聞くと、風光明媚なところであるらしいことがわかってきました。まだ見たことも、行ったこともないのですが、楽しみにしてよい場所であるようです。僕自身は、疲れを「癒せる」ような場所ならば、と思ったりもするのですが。それはともかく、多くの方の総会への参加をお待ちしています。(三輪)

東村山で起きた鈴木邦彦さん襲撃殺害事件の犯人の中学生三人が初等少年院送致になったという。検察官への逆送はなかったということだ。一緒に犯行に加わった高校生二人は検察官送致になった。図書館で騒いでいたことを注意された腹いせでやってたかって何度も何度も襲撃しビール瓶や角材で殴りつけ物置きを押し倒しその上にみんなで乗って殺したのだという。五十五年の人生を生きてきた一人の男性の命が、生まれて一四年や一七年の子供の手によって一晩で奪われた。子供達も何かにそこまで追い込まれ一触即発の状態にあったのかもしれない。かもしれないがそんな一般論の分かったような分からないような説明では納得できない無念さがどうしてもある。なぜ、子供に図書館で騒ぐなど注意しただけでやってたかって殴り殺されなければならなかったのか。どうしてそんなことが平気でできたのか。彼の五十五年は何だったのか。彼等に人を殴るどんな権利があったのか。日常はうっすらと非日常を日常としはじめているのかもしれないと思う。(林)

社会臨床雑誌 第9巻第3号

◆発行年月日◆

2002年3月31日

◆発行者◆

日本社会臨床学会(代表 中島浩籌)

事務局 茨城県水戸市文京2-1-1茨城大学教育学部情報教育講座林研究室

電子メール rasen@ipc.ibaraki.ac.jp

WWW <http://www.infocul.edu.ibaraki.ac.jp/~sharin/>

電話/FAX TEL/090-3143-5988 FAX/029-228-8314

郵便振替 00170-9-707357

◆印刷所◆

有限会社ケイエム・プリント

東京都文京区白山3-3-13

電話：03-3813-7921

おそい はやい ひくい・たかい

編集人/小学校教員 岡崎 勝
B5判・120P.
年4回(2・5・8・11月)刊行
定価(本体1200円+税)

No.14 [2002年2月刊] だれのため? 「卒業式」



好評発売中!
No.12 (2001年8月刊)
「分数」を教えられますか?
No.13 (2001年11月刊)
えらいこっちゃ 教育改革

涙々の式を目指してくり返す練習。卒業生の痛々しい“呼びかけ”。だれが聞くのか来賓の挨拶。物議をかもしの丸&君が代。…そんな学校最大のイベント「卒業式」へ新たなスタイルを提案。

ちいさい おおきい よわい・つよい

編集代表/毛利子来・山田 真
B5判・100P.
年4回(2・5・8・11月)刊行
定価(本体952円+税)

No.34 [2002年2月刊] マズったか? 三歳までの 育て方



好評発売中!
No.32 (2001年8月刊)
いじわる・乱暴・隠しごと……
こどもの悪さ わからなさ
No.33 (2001年11月刊)
熱・かゆみ・おう吐……
楽になる看病のしかた

「三つ子の魂百まで」
「こどもの能力開発は三歳までが勝負」
「三歳までは母親がそばにいないときちんとした子に育たない」……といった言説の根拠はどこにあるのか? “神話”の謎を解き明かす。

お求めは、書店
またはジャパンマシニストへ

〒413-0001
静岡県熱海市泉44-20

tel.0465-64-0887 fax.0465-64-0889

定期購読大募集

月刊むすぶは草の根の住民・市民運動の交流誌です。

ひとり一人の読者によって支えられています。

1970年7月、ちいさな会社が誕生しました。名前をロシナンテ社といいます。ドン・キホーテの愛馬の名前からとったものです。ロシナンテ社は毎月『月刊地域闘争』現在は『月刊むすぶ』を発行し、たくさんの人々に詠んでいただくことのみを行ってきました。

この雑誌は、全国各地で取り組まれている草の根の住民・市民運動の交流誌です。高度経済成長下の公害問題、効率だけを求め弱者を切り捨てる社会、教育、人権、医療・・・などに問題提起をしてきた人たちの声を掲載してきました。

有名人やマスメディア的な立場ではなく、あくまで直接日常の中でいろいろ取り組む人々の声を集めてきました。現場・平場の声をそのまま表現してきました。ささやかな存在です。是非、定期購読の輪にご参加ください。

年間購読を基本にしています。年間8400円(前金制)

郵便振 01080-6-42151 名義ロシナンテ社(お電話いただいて後日入金でもかまいません)

銀行口座への入金の場合はご一報下さい東京三菱銀行(普)4008047

京都市左京区田中門前町96-2 Tel/fax 075-721-0647

E-mail:musub@mc.kcom.ne.jp

HP <http://www9.big.or.jp/~musub/>

カウンセリング・幻想と現実

日本社会臨床学会 編

定価各3000円+税

カウンセリングの大衆化現象の中、その思想と技法に疑問と批判を提起し現代社会を考察する。

上巻 理論と社会

第I部 カウンセリングの歴史と理論

- | | | |
|-----|-----------------|------|
| 第一章 | カウンセリングの歴史と原理 | 小沢牧子 |
| 第二章 | 戦後日本におけるロジャーズ理論 | 林 延哉 |
| 第三章 | 戦後精神医療とカウンセリング | 赤松晶子 |

第II部 現代社会論とカウンセリング

- | | | |
|-----|----------------------|-------|
| 第四章 | 生涯学習・管理社会におけるカウンセリング | 中島浩壽 |
| 第五章 | 消費社会の神話としてのカウンセリング | 井上芳保 |
| 第六章 | 感情労働とカウンセリング | 石川 准 |
| 第七章 | 資格社会とカウンセリング | 佐々木 賢 |

下巻 生活と臨床

第I部 医療・管理とカウンセリング

- | | | |
|-----|----------------------|------|
| 第一章 | 病院精神医療とカウンセリング | 三輪寿二 |
| 第二章 | 地域精神医療とカウンセリング | 広瀬隆士 |
| 第三章 | 職場のメンタルヘルス対策とカウンセリング | 武田利邦 |
| 第四章 | 阪神淡路大震災/PTSD/心のケア | 大野光彦 |

第II部 子ども・若者・学校とカウンセリング

- | | | |
|-----|-----------------|-------|
| 第五章 | 児童相談現場とカウンセリング | 三浦高史 |
| 第六章 | 学校現場とカウンセリング | 渡部千代美 |
| 第七章 | 相談室という場とカウンセリング | 島根三枝子 |
| 第八章 | 臨床的営為とカウンセリング | 加藤彰彦 |

第III部 解放・自立論とカウンセリング

- | | | |
|-----|------------------|-------|
| 第九章 | 女性とフェミニストカウンセリング | 佐藤みどり |
| 第十章 | ピア・カウンセリングを考える | 篠原睦治 |

野本三吉

定価3800円+税

子ども観の戦後史

戦後の「児童観」はどう変遷したか。子どもに関わる文献を探索しながら、保護育成の「子ども観」を解体し、社会的存在としての「子ども像」創出に挑戦した画期的な書。

現代書館

東京都千代田区飯田橋3-2-5

電話03(3221)1321 FAX03(3262)5906

<http://www.gendaishokan.co.jp/>



精神医療 24号 精神医療編集委員会[編]

HIHYOSHA

特集 メディアと精神科医

●メディアゲームと情報消費の病理

メディアは何を精神科医に期待し精神科医は何を発信したいのか、相互に緊張した関係を持続することがメディアと精神科医の双方に問われている。座談会・メディアという窓を通して見える精神科医の虚と実(宮台真司+高岡健+佐藤陽二+阿保順子)、“ひきこもり”の反・偽精神医学化をめくって、他。 *B5判/144頁/1700円+税



メンタルヘルス・ライブラリー6

メンタルヘルスはどこへ行くのか

岡崎伸郎編 遺伝子解析などによって脳科学が飛躍的に進歩し、知覚、思考、感情など人間の精神機能の研究が脚光を浴びる一方、大阪府立池田小学校の無差別殺傷事件やアメリカのアフガニスタン侵攻に見られる“戦争”行為は、物質としての脳の研究によっては解明できないし、防ぐこともできない。メンタルヘルスは、人間存在をトータルにとらえようとする領域なのである。香山リカ、他執筆。 *A5判/256頁/2000円+税



メンタルヘルス・ライブラリー5

トラウマ ●心の痛手の精神医学

藤澤敏雄編 PTSD(心的外傷後ストレス障害)は、1960年代以降の新しい時代転換時に起きた反体制運動などととも生まれ、成長してきた。それは、子どもへの性的虐待、家庭内暴力、政治的・宗教的「監禁」など、社会・政治状況と深く関わりを持つ。社会防衛的精神医学の歴史的再検討を踏まえ、トラウマの心的構造を新たな視点で解読する、心的外傷論の新展開。小西聖子、他執筆。 *A5判/160頁/1800円+税

批評社

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-36

Tel.03(3813)6344 Fax.03(3813)8990

<http://hihyosya.co.jp>

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, Department of Info-Education, Faculty of Education, Ibaraki University,
2-1-1, Bunkyo, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310, JAPAN

CONTENTS

Prologue _____	The Editorial Committee, The Association _____	(1)
The Japanese Government Should repeal “the Gist of the Legislation of Illegal persons with Metal Illness” _____	Nagano, E. _____	(4)
Subjects of Socio-Clinical Study in Psychology-Oriented Society(2) _____	Inoue, Y. _____	(9)
Examining Discourse on “Minors' Suicides” after the War _____	Sato, T. _____	(22)
Thinking about the View of History _____	Harada, M. _____	(33)
What Do Recent Personality Theories Mean ? (1) _____	Miwa, S. _____	(40)
In Memory of Mr. Hiroshi Minami _____	Sasaki, K., Sanada, T., Yamashita, T. _____	(51)
Film & Book Reviews		
Akamatsu, S.(59)	Minagawa, T.(64)	
The Report of the Budget for 2001 year _____		(66)
Information of the 10th Convention of the Association _____		(2)
The Editors' Comment _____		(67)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.